

令和4年第1回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	8	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・町長提出議案の一括上程</li> <li>・令和4年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明</li> <li>・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）</li> </ul>
第2日		9	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・議案審議（内容説明）</li> </ul>
第3日		10	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会</li> </ul>
第4日		11	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会報告及び質疑</li> <li>・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）</li> <li>・閉会</li> </ul>

第 1 号

3 月 8 日 ( 火 )

# 令和4年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日（火）  
午前10時00分開会

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 3番 今田 政行 議員 4番 坂田 竜義 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長  
(2)町長  
(3)監査委員  
(4)宇城広域連合議会議員

自治功労者に対する表彰状の伝達

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第4号から議案第29号）

日程第5 令和4年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第4号 美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について

日程第7 議案第5号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第6号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第7号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第8号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第9号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第10号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第11号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第12号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第13号 美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第14号 美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第19 議案第17号 令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第18号 令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

## 2. 出席議員（11名）

1番	高田美千子君	2番	光井博幸君
3番	今田政行君	4番	坂田竜義君
5番	上田孝君	7番	中川政司君
8番	吉田起登君	9番	上村則幸君
10番	福田秀憲君	11番	濱田憲治君
12番	吉田美好君		

## 3. 欠席議員（なし） 欠員（1名）

## 4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	宮寄幸仁君
企画情報課長	渡邊徳晶君	税務課長	田上和則君
住民課長	山田輝臣君	福祉課長	坂村浩君
健康保険課長	松永栄作君	経済課長	富永英司君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	立道誠君
上下水道係長	原木貴裕君	会計課長	池永英治君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	中川幸生君

## 5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	野田まや君
------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） ただいまから令和4年第1回美里町議会定例会を開会します。

皆さんに報告します。説明員の安達水道衛生課長より、本定例会の欠席届が提出されております。なお、安達水道衛生課長の代理として原木上下水道係長が説明員として出席をされております。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番、今田政行君、4番、坂田竜義君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月25日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第1回議会運営委員会の報告をいたします。

2月25日午前10時より、中央庁舎議会委員会室において、令和4年第1回議会運営委員会を開催しております。

出席者は、議会より吉田議長、上田総務常任委員長、中川経済建設常任委員長、福田社会文教常任委員長と私、濱田、執行部より上田町長、吉住副町長、宮寄総務課長、事務局より倉田事務局長、野田主事出席のもと開会しております。

議題としまして、（1）執行部提出議案について、（2）一般質問について、（3）日程・会期等について、（4）その他を議題としております。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係12件、令和3年度補正予算6件、令和4年度当初予算7件、その他1件、合計26件の説明を受けております。

次に、（2）一般質問について。受付順で高田美千子議員、坂田竜義議員、私、濱田から通告があり、抽選の結果、最初に高田美千子議員、次に私、濱田、最後に坂田竜義議員の順番に決定しております。

次に、日程・会期等について。会期予定表のとおり、3月8日より3月11日までの4日間とする会期としております。日程の内容については、議案集の「令和4年第1回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和4年第1回美里町議会定例会議事予定表より、日程第3、諸般の報告、次に、自治功労者に対する表彰状の伝達を行い、日程第4、町長提出議案一括上程（議案第4号から議案第29号）をし、日程第5、令和4年度町長施政方針、及び町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第6、議案第4号「美里町包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について」から、日程第23、議案第21号「令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算第4号」までそれぞれ内容説明の後、質疑・討論・採決を行い、終了後散会の予定としております。

議会2日目、3月9日は一般質問を行います。質問順については、高田美千子議員、私、濱田、最後に坂田竜義議員の順番で行います。

一般質問が終わり次第、議案第22号、令和4年度美里町一般会計予算から議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算を一括上程し、内容の説明を行い、質疑・討論・採決は議会最終日3月11日に行う予定としております。以上が終わり次第、散会とします。

3月10日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、3月11日は各常任委員会の委員長の報告及び質疑を行います。

その後、議案第22号「令和4年度美里町一般会計予算」から、議案第28号「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計」を再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行う予定としております。次に、議案第29号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」についての内容の説明・質疑・討論・採決を行った後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件を行い、閉会の予定となっております。

以上が、2月25日行われました議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日3月8日から3月11日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月8日から3月11日までの4日間に決定をいたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から12月定例会以降の報告を行います。

12月9日木曜日、令和3年第20回議会広報委員会、これは委員会室で行われまして全議員出席でございます。

12月15日、熊本県町村議会議長会、古家事務局長が来庁なさいまして、議長室で応対をしております。

12月16日、令和3年度美里町老人クラブ大会が文化センターで行われまして、出席をし、挨拶をいたしております。

12月20日月曜日、令和3年第5回議会臨時会が議会議場で行われまして、全員出席でございます。

12月21日火曜日、令和3年第3回宇城広域連合議会臨時会が宇城広域連合で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

12月23日木曜日でございます。これは、国会陳情のために上京をいたしました。金子総務大臣、松村・馬場両参議院議員に陳情をしております。出席者は私と議会運営委員の方、それに町長が同行されております。

12月23日から24日までかかっておりまして、12月24日金曜日、私のみ熊本県町村議会議長会議第4回の理事会が自治会館で行われましたので、出席をいたしております。

1月2日、これは令和4年ではありますが、1月2日日曜日、令和4年美里町成人式が文化交流センター「ひびき」で行われまして、全議員さんと出席をし、私が挨拶をいたしております。

1月9日日曜日、第23回みどりかわ湖どんと祭り、緑川ダム広場で行われまして、出席をし、来賓挨拶を行っております。

1月20日木曜日、令和4年第1回議会臨時会が議会議場で行われまして、全議員出席であります。

1月25日火曜日、令和3年度町村議会議長研修会、これはオンライン形式で行われまして、私が自治会館に出かけて出席をいたしております。

同日、参議院議員通常選挙に関わる推薦書の交付を松村参議院議員事務所へ持って行っております。

1月26日水曜日、宇城広域連合事務打ち合わせといたしまして、議長室に参られましたので、応対をしております。

2月1日火曜日、民生委員推薦会議。これが砥用庁舎で行われまして、私と中川議員が出席でございます。

2月3日木曜日、令和3年度熊本県町村議会議長会第5回理事会がオンライン形式で行われまして、私が自治会館に出かけております。

2月7日月曜日、全国町村議会制度・運営に関する検討委員会。これがオンライン形式で行われましたので、私が自治会館に行っております。

2月18日金曜日、令和4年第1回議員全員協議会が委員会室で行われております。全議員出席であります。

2月22日火曜日、令和4年第1回熊本県市町村事務組合議会定例会が、自治会館で行われまして、出席をいたしております。

2月25日金曜日、令和4年第1回議会運営委員会が委員会室で行われまして、議会運営委員さん方が出席。それに私も参加しております。

同じく25日、令和4年第1回宇城広域連合議会定例会の議案書説明に、議長室に参られましたので、対応をしております。

3月1日火曜日、令和4年第1回宇城広域連合議会定例会議案等説明会を宇城広域連合で行われましたので、出席をいたしております。

3月3日木曜日、美里町英霊顕彰会理事会が老人福祉センターで行われましたので、出席をいたしております。

3月4日金曜日、第6回美里町災害義援金配分委員会が中央庁舎で行われまして、私が出席をいたしております。

それから、3月8日、本日ではありますが、火曜日、令和4年第1回議会定例会の開会ということでございます。全議員出席をしていただいております。以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、議長。

行政報告を行います前に、皆様にお詫びを申し上げます。1月の20日令和4年第1回臨時議会、それから2月の18日、美里町議会全員協議会、両日とも体調に関する事で欠席をいたしました。皆様にはご迷惑をおかけしたところでございます。改めて体調管理の重要性と健康の大事さというものを痛感させられたところでございます。この場をお借りして、お詫びを申し上げます。それでは、12月定例会後の行政報告をさせていただきます。令和3年12月15日、美里町土地改良区理事会。

12月16日、令和3年美里町老人クラブ大会。

12月20日、令和3年第5回美里町議会臨時会。

12月21日、令和3年度第3回宇城広域連合議会臨時会。

12月22日、熊本県町村会評議員会。

12月23日、先ほど議長の報告でもございましたが、12月23、24と上京をいたしまして、国会陳情を行っております。金子大臣は大臣室、馬場参議員、松

村参議員、それぞれ国会の事務所で対応をしていただいております。

12月27日、新しく教育委員になられた、西島委員に辞令交付を行っております。

12月の28日、社会福祉協議会、それから砥用庁舎、中央庁舎、それぞれ仕事納め式を行っております。で、その日の夜、消防団の消防の年末特別警戒の出発式を行って、その後年末警戒に出しております。

令和4年に入ります。

1月の2日、令和4年美里町の成人式。

1月の4日、中央庁舎、砥用庁舎、社会福祉協議会それぞれ仕事始め式を行っております。

1月の5日、課長会議を行っております。

1月の6日、宇城広域連合正副連合長会議。

1月の9日、永富の津留区の初会に出た後、第23回みどりかわ湖どんどもつり、それが終わりました、金木地区の初会に出しております。

令和4年1月14日、熊本県町村会のトップセミナー。

1月の16日、下中郡・岩下・有安・上中郡、それぞれ区の初会に出席をいたしております。

1月の19日、水源地活性化会議。これはオンラインで会議に出席をいたしております。

1月25日、美里町公共施設等マネジメント計画推進委員会の委員委嘱状の交付を行っております。

1月の28日、県庁に行きまして、木村副知事を訪問しております。これは水道に関する件で、いろいろご協力いただくために、木村副知事のほうを訪ねております。

1月31日、令和4年当初予算の町長査定、2月の4日まで査定を行っております。

2月の2日、大西監査委員の辞令交付。

2月の4日、査定に関する現地の視察を行っております。

2月の8日、熊本県茶品評会（茶園の部）の表彰伝達式を大会議室で行っております。その後、熊本連携中枢都市圏の連絡会議、オンライン会議で行っております。

2月の9日、美里町国民健康保険運営協議会。

2月の16日、3月補正予算の査定を行っております。

2月の22日、熊本県町村会の評議員会。

2月の24日、美里町人・農地プラン検討委員会の委嘱状交付。

2月25日、社会福祉功労者及び団体等に団体等知事表彰伝達式を町長室で行っております。その後、10時から令和4年第1回議会運営委員会に出席をいたしております。

3月の3日、美里町英霊顕彰会の理事会に出席をし、

3月の4日、美里町義援金配分委員会に出席をしております。

以上で、私からの行政報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） 議長あてに監査委員名で報告をしておりますので、例月現金出納検査の結果に関する報告を行います。

地方自治法第235条の2第1項により、令和3年11月分及び令和4年1月分までの出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

記

1 検査対象 会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算表は別紙のとおり）

2 検査の時期 11月分につきましては令和3年12月24日、12月分につきましては令和4年1月25日、1月分につきましては令和4年2月24日にそれぞれ行っております。

3 検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものとする。

以上であります。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） 令和3年第2回宇城広域連合議会臨時会の報告をいたします。

宇城広域連合議員、光井博幸

日時 令和3年12月21日火曜、午前10時から。

場所 宇城広域連合2階交流プラザ

出席者 宇城広域連合議員10名、正副連合長3名、執行部から10名

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定 当日1日間に決定

日程第3、選第3号 宇城広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について

指名推選により当選人決定しております。

日程第4、議案第13号、宇城広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定について。

日程第5、議案第14号、宇城広域連合財産の取得について。

日程第6、議案第15号、工事請負変更契約の締結について。

日程第7、議案第16号、令和3年度宇城広域連合一般会計補正予算(第3号)について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,755万6,000円を減額し、予算の総額を34億744万8,000円とするもの。

日程第8、議案第17号、令和3年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算(第2号)について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ201万6,000円を減額し、予算の総額を696万8,000円とするもの。

議案について、全て原案のとおり可決。

追加日程第1、同意第1号、宇城広域連合監査委員の選任について。

指名推選により、当選人決定しております。

以上で、報告を終わります。

○議長(吉田美好君) 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、自治功労者に対する表彰状の伝達を行います。

令和3年度自治功労者として、全国町村議会議長会並びに熊本県町村議会議長会より、濱田憲治君が表彰されておりますので、表彰状の伝達を行います。

ここで、表彰伝達補助のため、議会事務局野田主事が議場内に入ることを許可します。

濱田憲治君は、答弁席までお進みください。

「表彰状 熊本県美里町 濱田憲治殿 あなたは町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興・発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和4年2月8日、全国町村議会議長会会長 南雲正」代読でございます。

「表彰状 下益城郡美里町議会副議長 濱田憲治殿 あなたは多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年2月22日、熊本県町村議会議長会会長 吉田美好」

ここで、濱田憲治君よりご挨拶をお願いいたします。

○副議長(濱田憲治君) 一言、ご挨拶申し上げます。

今日、議会中にこういう表彰状の伝達を受けることを恐縮しているところでございます。議長はじめ議員の同僚の皆さん、上田町長、執行部の皆さんの前で、この

表彰状の伝達がいただいたということで、非常にうれしく思っております。美里町がほかの自治体にも負けにならないような、きらりと光る町を執行部共々今後とも目指していければなど思っておるところでもございます。

本日は、短い言葉になりますけれども、御礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（吉田美好君） おめでとうございます。濱田憲治議員には、永年のご功績に対する受賞、まことにおめでとうございます。

以上で、自治功労者に対する表彰状の伝達を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第4号から議案第29号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の2枚目をお開きください。読み上げます。

議案第4号 美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について

議案第5号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお開きください。

議案第9号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 3 号 美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 令和 3 年度美里町一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 議案第 1 7 号 令和 3 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 令和 3 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 9 号 令和 3 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 0 号 令和 3 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 1 号 令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 2 号 令和 4 年度美里町一般会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 4 年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度美里町土地取得特別会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 4 年度美里町介護保険特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 4 年度美里町生活排水特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 次のページをお開きください。
- 議案第 2 8 号 令和 4 年度美里町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

#### 日程第 5 令和 4 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、令和 4 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、令和 4 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい。議長。それでは、施政方針を述べさせていただきます。

令和 4 年第 1 回美里町議会定例会の開会にあたり、美里町長として町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

平成 2 8 年の熊本地震と豪雨災害の発生から 6 年が経過しようとしております。町内全域の甚大な被害に対し、被災前の暮らしを取り戻すため、復旧復興を最優先

に取り組んでまいりました。令和3年度までにはほぼ復旧復興の目途が立ち、着実に整備されております。また、新型コロナウイルス感染症では、ワクチン接種などにより、一旦は落ち着きを見せましたが、オミクロン株が急拡大し、本県においても3度目の蔓延防止等重点措置の適用となっております。このような中、感染拡大防止や、影響を受けた経済等への支援が必要であり、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新生活様式への対応も不可欠となっております。

なお、ワクチン接種におきましては、迅速かつ確実な対応を行い、少しでも町民の皆様の不安を払拭できるよう実施してまいります。

しかしながら、このような状況の中でも少子高齢化・人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出、自然災害に対する危機管理など、多くの課題に直面しております。これらの課題を常に念頭に置きつつ、第二次振興計画で示す施策への取組を着実に実行し、コロナ禍の令和4年度についてもオール美里で議会並びに町民の皆様とともに、町民一人一人が幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、まちづくりの基本目標に沿って、主な取組について述べさせていただきます。

第1に、「協働のまちづくり」への取組について申し上げます。

最初に、町民や地域との協働と地域コミュニティの推進におきましては、地域コミュニティの新たなチャレンジに補助金を支出することで、地域コミュニティから元気にしていく取組を行います。また、昨年度に引き続き、eスポーツでいい里づくり事業を実施し、eスポーツを使った子どもたちへのプログラミング教育、高齢者に向けた介護予防事業、また、世代間交流を行うことで地域課題の解決に取り組めます。

次に、行財政運営の推進におきましては、職員のスキルや意識向上のために、従来の職員研修に加えて、係長級マネジメント研修、他団体への職員派遣を行い、職員の人材育成に努めます。

公共施設の維持管理におきましては、美里町公共施設等マネジメント計画及び各施設の個別施設計画を基に、適正な維持管理に努め、必要に応じて施設の機能強化及び補修等を行います。また、今後利用が見込まれない遊休資産につきましては、積極的に処分を検討し、財源確保及び維持管理費の削減に努めてまいります。

広域連携の推進におきましては、連携中枢都市圏構想の中核都市である熊本市及び関連市町村との連携をさらに強化し、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資する取組を進めてまいります。

第2に、「健康・福祉のまちづくり」への取組について申し上げます。

まず、子育て支援の充実におきましては、保育園・認定こども園の利用料につい

ては、3歳児から5歳児までの幼児教育、保育の無償化と併せて、副食費の無償化、第2子の利用料の半額、第3子以降の利用料を無償化し、保護者への経済的支援を行ってまいります。また、子ども医療費の無償化により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、出生時祝い金の支給を令和3年度から、第1子から拡充するなど、引き続き子育て世帯への手厚い支援を行ってまいります。

高額となる不妊治療費につきましては、特定不妊治療に加え、一般不妊治療費の助成を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、総合的な少子化対策に努めてまいります。

近年、全国的に増加傾向にある児童虐待につきましては、関係機関と連携を図り、児童虐待防止の支援体制の強化に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実におきましては、通いの場やふれあいいきいきサロン、eスポーツを通じて、高齢者の生きがいをづくりや社会参加を促進することで、心身機能の低下を予防し、要介護状態にならずに高齢者が住み慣れた地域で可能な限り日常生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

また、認知症対策や自立に向けた適正な介護サービスの提供、地域支援事業による介護予防と高齢者の保健事業を一体的に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実におきましては、必要な施策、サービス料等を確保するとともに、障がい児における支援体制の確立と地域生活支援拠点を核とした支援体制の充実に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進におきましては、社会福祉協議会と連携して、地域見守りネットワークの充実を図り、支援者の広がりを推進してまいります。また、令和3年度より供用を開始した美里町成年後見センターと連携し、認知症・知的障害・精神障害・発達障害などによって、ものごとを判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶ成年後見制度等を推進してまいります。

なお、地域の実情に応じて地域社会とのつながりや、支援が必要な人を支えるため、自助・共助・公助の仕組みづくりに取り組んでまいります。

健康づくり、医療機関との協働におきましては、予防を重視した健康づくりへの支援として、がん検診や特定健診等の受診を促し、町民が自身の健康状態を正確に把握し、適切に体調管理ができるよう支援します。

また、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことを啓発し、糖尿病連携手帳・血圧手帳・おくすり手帳の活用定着を目指します。

さらに、妊娠期・乳幼児期の健診や相談の場を生活習慣病予防の学習の場として活用します。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、2回目接種の完了日順に追加

接種を行っております。接種方法は、初回接種と同様、個別接種と集団接種を実施いたします。5歳から11歳の小児接種も3月に開始し、これらのワクチン接種の推進により新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ってまいります。

第3に、「教育・文化のまちづくり」への取組について申し上げます。

まず、学校教育の充実におきましては、第二次教育振興基本計画の最終年度として、次期計画の策定を進めつつ、さらなる推進に取り組むとともに、教育環境の整備を積極的に進めてまいります。また、GIGAスクール構想を踏まえ、これまでに整備された学校ICT機器を活用した学習環境の充実を図ってまいります。

さらには、新型コロナ感染症対策を図りながら、ICT機器を活用した児童・生徒の学校間交流に積極的に取り組んでまいります。

また、美里町の未来を担う子どもたちの進路に向けた可能性を広げるために、一人一人の学力向上を図る美里町公営塾を本年度も開講いたします。併せて、昨年度各学校に設置した学校運営協議会をさらに活性化させ、地域住民や保護者が学校運営に参画することにより、地域と一体となった特色ある学校づくりや各課題を地域と一緒に解決することを目指してまいります。

次に、社会教育の充実におきましては、近年のライフスタイルの複雑化や多様化に対応するため、生涯学習の機会の充実を図り、生涯学習の理念の実現に努めます。また、昨年度から取り組んでいるコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進にさらに取り組み、子どもたちが志を果たすことができる未来の創造及び社会に開かれた教育課程の実現が図られるよう、学校と地域全体で子どもたちの成長を支えてまいります。

人権の尊重におきましては、高齢者・障がい者・女性・外国人、また性的マイノリティをはじめ、あらゆる差別や偏見は憲法及び法律で保障された基本的人権にかかわる重要な問題でありますので、あらゆる場においても人権教育活動及び国際交流を展開し、人権に対する意識の高揚や国際理解の推進を図っていくとともに、人権を大切にすまちなちづくりを推進してまいります。

文化財の保護と活用におきましては、恵まれた自然条件のもとに、優れた文化財が残されているため、今後も貴重な資料や文化財の調査・保存に努め、郷土の歴史や文化に対する理解と関心が高まるよう、歴史探訪講座などの学習機会の提供に努めてまいります。また、郷土芸能などの地域文化の継承活動についても、積極的に支援してまいります。

熊本地震および豪雨により、被災を受けた国指定文化財の堅志田城跡及び城跡周辺の復旧につきましても、引き続き関係機関との協議調整を積極的に図りながら取り組んでまいります。

文化・芸術活動の充実におきましては、芸術・文化団体の育成と活性化に努め、広域的な文化交流を推進してまいります。また、芸術・文化活動の成果発表機会の充実を図りながら、文化祭など自主的に行う文化活動に対して、積極的に支援を行ってまいります。

第4に、「産業・観光のまちづくり」への取組について申し上げます。

まず、有安地区工場跡地につきましては、令和4年度中に解体を行い、企業誘致を含めた積極的な活用を行い、町の活性化に資するよう取り組んでまいります。

また、これまで農商工連携による地域活性化の取組として、産業連携協議会による様々な活動を行ってまいりましたが、今後は民間のスピード感や自由な発想を地域づくりにとり入れるため、新しい組織を設立し、観光振興や物産振興を進め、地域産業を活性化させることで、関係人口の創出や経済を循環させる持続可能な美里町を目指します。

次に、農業の振興におきましては、野生鳥獣による農作物被害に対して、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金等を活用し、捕獲による有害獣の個体数減少を図るため、直接的な捕獲補助及び箱わなの貸付など、農作物被害の防止対策に積極的に取り組んでまいります。

また、農業経営の核となる担い手の確保・育成につきましては、国県の有効な支援制度を活用し、農地の集積や営農資機材の整備等を進め、経営基盤の確立、強化を図るとともに、美里町担い手農地集積補助制度による町独自の集積支援や美里町農業用機械導入補助金拡充による担い手への独自支援を行うことにより、法人や集落営農組織、認定農業者、新規就農者などが意欲的に農業へ取り組める体制の確立を目指してまいります。さらに、地域農業の持続的発展、振興及び将来機能の維持を図るため、本年度において第五期（これは令和6年度までとなっております）の3年目に当たる中山間地域等直接支払制度を含む日本型直接支払制度（これは多面的機能支払い、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）を活用し、自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を推進してまいります。

農業の基盤づくりでは、県営事業として取り組んでおります砥用地区特定農業用灌水路等特別対策事業による老朽化した用水管の更新と美里地区中山間地域農業農村総合整備事業による圃場整備、用水路改修を進めてまいります。併せて、農家の身近な問題や中山間地等の条件不利地の小規模な生産基盤の整備には、町土地改良事業補助金等による助成を通じて、きめ細やかな支援を行ってまいります。

また、次期事業の採択地区として、要望のあった圃場整備、頭首工及び溜池改修地区について、事業計画書作成及び地形図作成業務委託により、事業採択に向けての準備を進めてまいります。

今後、熊本県と連携を深め、農家の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

次に、林業の振興におきましては、従来の森林整備に関する事業に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した意向調査を基に、間伐を目的とした美里の山、除間伐推進事業を引き続き運用し、森林整備を中心とした林業振興に努めてまいります。町民の財産である町有林につきましては、戦後植林された高齢級の山林が大半を占めることから、森林経営計画に基づき、引き続き計画的な間伐、皆伐、植林を進めてまいります。また、本町の森林は、ウッドショックに伴い、木材価格の上昇は見られたものの、依然として底値を推移している状況から、林業の担い手不足が懸念され、管理されないままの放置林を、自ら森林を育て管理し、林業経営を行う自伐型林業と林業以外の仕事を兼業しながら収益を上げることのできる半林半Xを目指した取組を行ってまいります。

次に、商工業の振興におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷している町内事業所に対する支援として、利子補給事業や地域通貨の販売、新たな販路拡大を目指し、大手企業と町内事業者との商談会開催に向けた支援を実施いたします。また、新規創業を目指す新しい力を確実に芽吹かせるために、引き続き商工会や各種関係団体と連携して支援に努めてまいります。

観光の振興におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による観光施設への入場者数減少は回復傾向にあり、昨年と比較しても、夏の間の長雨の影響があったものの、フォレストアドベンチャーで約11%の増、隣接する美里の森キャンプ場ガーデンプレイスはキャンプ場という名称を入れ込んだことで、認知度の向上にもつながり、また継続的にSNSを活用した情報発信を行うことで、近年のキャンプブームも追い風となって、約80%の増、石段も日本一として全国区のテレビに取り上げられたことや密を避け、誰でも身軽に日本一にチャレンジできることもあり、利用者は8%の増となりました。

新たな観光施設として、熊延鉄道遺構の八角トンネルが写真映えするとSNSを中心に人気が出ており、来場者も増えてきていることから、案内看板の設置や散策路の整備など、周辺整備を進め、新たな観光客の誘致につなげます。

コロナ収束後を見据え、町内観光施設のトイレ改修、案内看板の増設、施設改修などの整備も進めておりますので、安心安全な観光施設として広く周知を図り、県内外からの誘客に努めてまいります。

第5に、「住みよく快適なまちづくり」への取組について申し上げます。

まず、防災対策の充実におきましては、引き続き防災情報の発信やマイタイムラインの推進など自主防災組織との連携・支援により、防災対策の強化を図ります。

逃げ遅れ防止、誰ひとり取り残さない避難体制の構築のために、要配慮者利用施設等の避難計画や、体制及び要支援者の個別避難計画の実効性のある連携・支援を進めてまいります。また、引き続き団員確保を進め、装備品の購入や活動支援と併せて、消防団員の処遇改善や負担の軽減を行いながら活動環境を整え、地域防災力の向上を図ります。

防犯対策の充実におきましては、犯罪やその他の事故を未然に防止するために、地域と協力して防犯灯の整備を進めてまいります。また、消費者問題につきましては、トラブルに対応するため、平成30年度から消費生活専門相談員を配置しておりますが、今後も関係機関と連携し、引き続き消費者行政の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策の充実におきましては、高齢者を対象とした交通安全教室等の継続的な実施など、啓発活動を引き続き展開するとともに、交通安全施設の整備を進め、地域の実情に則したきめ細やかな交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、循環型社会の推進につきましては、分別収集を徹底することにより、ごみの削減（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R理念の浸透を図るとともに、ごみの減量意識の醸成に努めてまいります。併せて、電動式生ごみ処理機設置補助により、処分コストが大きい生ごみの減量化も推進してまいります。地域のごみ収集箇所に対しましては、鳥獣等に荒らされることのないようゴミステーション整備補助金を交付することにより、収集業務の円滑化と環境美化を図ってまいります。

次に、移住定住促進と良好な住宅形成におきましては、町内の空き家の活用について検討を行うとともに、引き続き空き家バンク制度により所有者と利用希望者とのマッチングや移住定住者に対する補助による支援により、空き家の発生抑制に努めてまいります。公営住宅につきましては、町営住宅長寿命化計画を基に計画的な改修等を推進するとともに、町有住宅の改修が完了したことを機に賃貸住宅として子育て世代等の若年層の入居促進を積極的に行います。

道路の整備促進におきましては、住民生活の利便性や通学路の安全確保及び災害時の安全性を確保するために、生活道路の計画的な整備を推進してまいります。道路の維持管理の面におきましても、安全確保を第一に改修、補修を行ってまいります。また、橋梁やトンネル、舗装等におきましても、各計画に基づき、老朽化対策を実施し、点検結果による補修対策を行ってまいります。国・県道の整備促進につきましては、県事業の積極的な推進を国・県に要望してまいります。

次に、生活交通手段の充実におきましては、過疎化の発展や自家用車の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあります。通勤・通学・通院・買物

などの総合的な交通手段として、地域住民の日常生活に必要な生活交通である路線バスを維持確保するために、赤字路線に対する事業者への運行費補助を継続して行ってまいります。

また、美里バスにおきましては、運行事業者と協力し、利用促進や意識啓発を行いながら利用者の意見を聞き、利便性の向上に努めてまいります。

上水道整備におきましては、中央北地区の整備が喫緊の課題となっており、令和3年度には小筵地区で新たな水源確保の工事を行っております。それでも将来的に不足が生じる水量につきましては、広域連携など実施可能な施策を検討協議し、最適な対応を図ってまいります。令和4年度は、新たに中央北地区の認可取得を行い、早急に上水道整備に着手できるよう努めてまいります。町営水道未普及地域の組合及び地区で行う水道事業におきましては、老朽施設の改修等に伴う水道整備事業に補助金を交付してまいります。また、水質に問題がある場合は、家庭用浄水器設置費補助を行い、安心安全な飲料水の確保を推進してまいります。

最後に、情報発信と情報共有化の推進におきましては、データポータルやLINEを利用し、町ホームページや防災行政無線の放送と併せて、町内イベントに関する情報、防災情報、町からのお知らせの配信など、更なる情報提供に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、新しい生活様式への適応が求められる中、アフターコロナを見据えた住民サービスの充実と利便性の向上を図るため、キャッシュレス化に向けた取組をさらに進めてまいります。

以上、令和4年第1回美里町議会定例会にあたっての施政方針とさせていただきます。

続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例12件、補正予算6件、当初予算7件、その他1件の計26件でございます。

はじめに、議案第4号、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定につきましては、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営委員会を地方自治法に規定する執行機関の附属機関に位置付けるため必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第8号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定までの4案件につきましては、昨年の人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当の改正に準じて、関係条例において期末手当の支給率の改定を行うものであり、議案第7号、美里町一般職の職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、加えて昇給基準の改正、給料表の改定を行うものでございます。

議案第9号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、時間外勤務の上限規制のため条項を追加するものでございます。

議案第10号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和及び勤務環境の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号、美里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、選挙管理委員会委員及び農業委員につきましては、県内自治体の支給水準を考慮し処遇改善を図るため、報酬額の改定を行うものでございます。

議案第12号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防庁長官通知等に基づき、消防団員の報酬等の改定を行うものでございます。

議案第13号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業版ふるさと納税寄附金を美里町ふるさと応援基金に積み立て、地域振興等への活用を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、災害援護資金に関する保証人及び利率の改定、支給審査会の設置等を行うため、条例を改正するものでございます。

議案第15号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の整備等に伴い、入居資格の見直し及び引用法律名の修正等、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,865万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を86億1,787万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、地方交付税では、普通交付税、特別交付税合わせて2億288万3,000円、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,336万3,000円、県支出金では、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金3,821万円をそれぞれ増額、繰入金では、財政調整基金繰入金1億442万6,000円を減額いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、減債基金積立金4,403

万1,000円及び公共施設整備基金積立金1億4,000万円を増額し、衛生費では、簡易水道事業基金積立金1億5,000万円を増額、農林水産業費では、農業農村整備事業負担金3,745万円を減額、土木費では、大規模盛土造成地変動予測調査委託料1,100万円及び町営住宅改修工事費1,100万円を増額し、災害復旧費では、林道施設災害復旧工事費3,800万円を減額いたしております。

続きまして、議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案21号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの5案件につきましては、収入実績並びに支出実績等に基づき補正を行っているものでございます。

続きまして、議案第22号、令和4年度美里町一般会計予算につきましては、予算総額を前年度当初より1億4,500万円増の70億5,500万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、町税では、所得割・法人税割の増収を見込んで、町民税2億8,889万6,000円としましたものの、固定資産税は減収を見込んで4億3,640万1,000円と計上しております。

地方譲与税では1,493万3,000円増の1億250万9,000円、地方消費税交付金では4,892万4,000円増の2億4,189万円、地方交付税では、1億6,673万3,000円増の32億3,964万5,000円を計上いたしております。

国庫支出金では、3回目接種及び小児接種2回分に充てる新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金845万5,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金994万7,000円、45件のコロナ対策費として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億486万9,000円を計上いたしております。土木費関連では、社会資本整備総合交付金1億3,140万9,000円、道整備交付金5,000万円、道路メンテナンス事業補助金9,171万2,000円をそれぞれ計上し、堅志田城跡災害復旧関連で国宝重要文化財等防災施設整備費補助金3,436万円を計上いたしております。

ふるさと応援寄附金は4,000万円を計上、繰入金では財政調整基金繰入金8,500万円及び減債基金繰入金3,300万円、平成28年熊本地震復興基金繰入金2,933万8,000円をそれぞれ計上し、町債では公共土木施設整備事業分の過疎対策事業債2億1,310万円など、総額7億円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費ではマイナンバーカード取得促進給付金1,769万9,000円、キャッシュレス決済導入業務委託料1,026万3,000円、砥用庁舎非常用発電設備改修工事費4,400万円、中央庁舎駐車場

舗装補修工事費 1,300 万円、特産品 PR 事業委託料 500 万円、ふるさと応援基金積立金 4,000 万円、戸籍システム改修業務委託料 1,081 万 8,000 円、町議会議員選挙費 1,806 万 1,000 円、参議院議員選挙費 1,145 万 5,000 円を計上いたしております。

民生費では、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 891 万円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金 641 万 3,000 円を計上し、衛生費では、新型コロナ対策経費として、ワクチン接種分 845 万 5,000 円及びワクチン接種体制確保分 994 万 7,000 円、中央北地区簡易水道事業創設認可申請書作成業務委託料 1,980 万円を計上いたしております。

農林水産業費では、圃場整備を進めるための地形図作成業務委託料 1,100 万円、防災重点ため池看板設置工事費 2,500 万円、佐俣の湯レジシステム導入業務委託料 1,850 万円、森林経営管理制度事業による森林調査業務委託料 740 万円を計上し、商工費では、営業時間短縮要請協力金 255 万 4,000 円、地域通貨補助金 1,000 万円、観光スポット周遊キャンペーン事業委託料 200 万円、ガーデンプレイス家族村施設修繕工事費 1,000 万円を計上いたしております。

土木費では、コロナ禍における環境整備作業手数料 972 万円、道整備交付金事業費 1 億 580 万円、道路整備に係る社会資本整備総合交付金事業費 1 億 6,360 万円、住宅整備に係る社会資本整備総合交付金事業費 6,942 万 4,000 円、橋梁整備に係る道路メンテナンス事業費 1 億 6,000 万円を計上いたしております。

消防費では、総合防災マップ作成業務委託料 801 万 4,000 円、教育費では、プールろ過機取替工事費 1,950 万円、やすらぎ交流体験施設トイレ改修工事費 800 万円、堅志田城跡進入路法面復旧工事費 5,350 万円、災害復旧費では、過年災分の林道施設災害復旧工事費 3,800 万円を計上いたしております。

続きまして、議案第 23 号、令和 4 年度美里町国民健康保険特別会計予算から議案第 28 号、令和 4 年度美里町簡易水道事業特別会計までの 6 案件につきましては、各事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第 29 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合で共同処理する事務から構成 1 自治体が脱退するため、規約の一部変更について、地方自治法の規定により議会の同文議決を経るものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたし

まして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、令和4年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を11時25分とします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

**日程第6 議案第4号 美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について**

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第4号、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村福祉課長。

○福祉課長（坂村 浩君） 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について

美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービスの適切な運営及び公正中立の確保、その他円滑な運営を図るため、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会の設置に関し、本条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

これまで、それぞれの設置要綱で、運営委員会を実施しておりましたが、趣旨・目的並びに委員の構成等が類似しておりますので、一つの運営委員会に統合し、また本委員会が地方自治法第138条の4第3項に規定されています附属機関として明確に位置付けるため制定するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例になります。

本条例は、第1条から第9条までの構成となっております。

第1条は運営委員会の目的及び設置に関する規定でございます。

第2条では、運営委員会の組織の委員について規定をいたしております。学識経験者をはじめ、医療福祉関係者などの委員を予定しております。

次に、第3条では、委員の任期を定めております。

第4条から第7条までにつきましては、委員長等の職務並びに運営委員会の審議事項、委員の責務等について規定をいたしております。

第8条で運営委員会の事務局を福祉課といたしております。

第9条につきましては、この条例に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し、必要な事項を別に定める委任規定でございます。

附則でございます。

この条例の施行期日は、令和4年4月1日から施行すると定めております。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第4号から議案第15号までの採決は、起立により行います。

議案第4号、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第4号、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第5号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第5号、美里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第5号について、説明申し上げます。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員一般職の期末手当が引き下げられたことに基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

昨年、人事院勧告により、国家公務員の期末手当が0.15月分引き下げとなりました。本来であれば、昨年11月の臨時議会にてご審議をいただく案件でございましたが、法案の可決が遅れ上程できませんでした。今回、その取扱いの最終的な方向が示されましたので上程したものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。内容につきましては、別添の議案第5号資料にて説明申し上げます。

議案第5号資料、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後となっております。

第2条の2の4行目のところ、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の155」を「100分の147.5」にそれぞれ改めております。

人事院勧告に基づき、令和4年度からの6月・12月の期末手当の支給率をそれぞれ0.75月分減額するものでございます。

再度、議案集にお戻り願います。

附則でございます。

第1項に施行期日を定めております。「この条例は公布の日から施行する」といたしております。

第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、「令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の2の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に155分の15を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しない。」といたしております。この規定につきましては、本来、昨年12月の期末手当で0.15月分減額し、今

年の6月・12月の期末手当では平準化した分を減額するものでございますが、昨年末の期末手当で減額できておらなかった分を次回の6月の支給に合わせて減額する措置を講じるといたしたものでございます。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第5号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第6号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第6号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第6号について、説明申し上げます。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員一般職の期末手当が引き下げられたことに基づき、特別職の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、別添の議案第6号資料にて説明申し上げます。

議案第6号資料でございます。新旧対照表です。

この中で、第5条の4行目、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の155」を「100分の147.5」にそれぞれ改めております。

議案集にお戻り願います。

附則でございます。

第1項で施行期日を規定してございます。第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定してございます。第3項で、規則への委任を規定したところでございます。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第6号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第7号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第7号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第7号について、説明申し上げます。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告等に基づき、一般職の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、別添の議案第7号資料にて説明申し上げます。

議案第7号資料が美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

まず、第4条の第6項のアンダーラインの部分を改正後のアンダーラインのとおり改めております。内容につきましては、56歳以上の通常の昇給を停止し、人事評価の結果により昇給できることとしたものでございます。

その下、第16条の2項において、「100分の127.5」を「100分の120」に改め、第3項におきまして、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」にそれぞれ改めております。

次のページをお開き願います。

別表1で、行政職の給料表となっております。このうち、5級の欄の85号のところでございますが、39万1,000円の下に、新のほうで86号の39万1,300円から、次のページの5級の一番下、39万3,000円までを加え、また戻っていただきまして、6級の欄の77号のところでは40万8,200円の下に、新表の78号、40万8,500円から一番下の41万200円までを加えております。こちらにつきましては、56歳後も通常2号の昇給延伸制度を取ってございましたが、この運用を取り止めて、本来はずしてございました国の指針に基づく、本来の給料表に戻すものでございます。

議案集へお戻り願います。

附則でございます。

第1項におきまして、施行期日を記載しております。但し書で第4条第6項の改正規定及び別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行するとしてしております。第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。この中で、第1号で再任用以外の職員につきましては、127分の15、第2号におきまして再任用職員につきましては72.5分の10と調整率のほうを変えております。第3項は、規則への委任を規定するものでございます。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第7号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第10 議案第8号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第8号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第8号について、説明申し上げます。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘  
提案理由でございます。

国家公務員一般職の期末手当が引き下げられたことに基づき、一般職の特定任期付職員の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

こちらにも内容につきましては、別添の議案第8号資料にて説明申し上げます。

議案第8号資料、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表でございます。

第6条の第2項におきまして、9行目のところ、「100分の127.5」を「100分の120」、「100分の167.5」を「100分の162.5」にそれぞれ改めております。

議案集にお戻り願います。

附則でございます。

第1項で施行期日を定めております。第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定しております。第3項で、規則への委任を定めたものでございます。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第8号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 9 号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 1、議案第 9 号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第 9 号について、説明申し上げます。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公務員法第 2 4 条第 4 項の規定により、国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令の上限の設定を行いたいので提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、別添の議案第 9 号資料にて説明申し上げます。

議案第 9 号資料、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。第 8 条第 2 項のあとに第 3 項を加えております。「前項に規定する者のほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。」という文言を加えております。この規則で定める内容といたしましては、時間外勤務の上限を定めるもので、月 4 5 時間、年間 3 6 0 時間を上限とするところでございます。

議案集にお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上で、議案第 9 号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第9号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第12 議案第10号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（吉田美好君） 日程第12、議案第10号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第10号について、説明申し上げます。

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、別添の議案第10号資料にて説明申し上げます。美里町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。

まず、第2条の第3号の中で、(イ)を削ります。そして、(ロ)を(イ)に改め、その中の6行目のところ、「特定職に引き続き」とあるのを「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、(ハ)を(ロ)に改めております。

次のページをお開き願います。

第18条におきまして、第2号のところを「次のいずれに該当する」を「勤務日

の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、イとロを削ります。そして3ページをちょっと見ていただきますが、3ページの一番下に24条とありますのを26条に繰り下げ、また2ページに戻っていただきます。第24条として妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の規定を加え、次のページ、3ページです。第25条に勤務環境の整備に関する措置についての規定を追加するものでございます。これは、非常勤の勤務職員が育児休業等の取得についての体制や環境等を改善するための改正となっております。

議案集にお戻り願います。

一番下の附則でございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するとしてしております。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第10号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 1 1 号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 3、議案第 1 1 号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第 1 1 号について、説明申し上げます。

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

選挙管理委員会委員及び農業委員会委員の処遇改善、消防団員に係る条例の整理を行いたいので提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、別添の議案第 1 1 号資料にて説明申し上げます。

議案第 1 1 号資料、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後となっております。

別表第 1 でございます。表の区分の選挙管理委員会委員のところで、委員長の報酬、「年額 5 万 4, 1 0 0 円」を「年額 1 0 万 8, 0 0 0 円」、その下、委員の報酬、「年額 4 万 4, 6 0 0 円」を「8 万 9, 0 0 0 円」、その下、区分の農業委員会委員の会長の報酬、「年額 2 2 万 4, 0 0 0 円」を「2 5 万 2, 0 0 0 円」に、委員の年額報酬を「2 0 万 3, 0 0 0 円」を「2 2 万 2, 0 0 0 円」に改めるものでございます。これは、県内町村の状況を考慮し、県平均並みの報酬額に改定するものでございます。

略の下でございます。法第 3 条第 3 項第 5 号の区分の消防団、団長年額 1 3 万 3, 0 0 0 円から団員、一番下の年額 2 万円までを削ります。そして、別途消防団員の定員、任免、給与、服務に関する関係条例の中で規定をさせていただきたいと思っております。

議案集にお戻り願います。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第11号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第12号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第14、議案第12号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第12号について、説明申し上げます。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

総務省による消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告により、団員の処遇改善を行う必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、別添の議案第12号資料にて説明申し上げます。

議案第12号資料が、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の新旧対照表となっております。

まず、第8条に服務規律を規定してございますが、その2行目のところ、「水火災その他の災害」のところを「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、第12条を「団員には、年額報酬及び出動報酬として、別表第1に定める額を支給する。」に改めております。それと、第13条におきまして、1行目の「出張」の後に、「若しくは災害等の対応のため出動した場合」を加え、美里町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定める額とありますのを、「費用弁償として、別表第2に定める額」に改めております。それと、第14条の4行目のところ、「消防功労金」の後に、「として、別表第3に定める額」を加えております。

2ページをお開き願います。「第2項」を削り、「第3項」を「第2項」に繰り上げております。その下、一番下に「別表」とありますのを「別表第3」に改め、そして、「別表第1」として、12条関係の報酬の支給額を定めております。

この中で、年額報酬、団長につきましては13万7,000円から、団員につきましては3万6,500円と、それぞれの区分ごとに年額報酬を定めております。これにつきましては、昨年、団員報酬の改定を行ったところですが、消防庁からの通知に基づき、団員を3万6,500円とし、班長以上の団員につきましても県内の他の自治体の例を参考に改定するものでございます。

また、その下、出動報酬として、災害に関する出動、全階級としておりますが、1回2時間以内が2,000円、1回半日が4,000円、1日を8,000円としております。これも総務省からの、消防庁からの通知に基づきまして設定をすることでございます。

別表2につきましては、これまでの「特別職で非常勤のもの」と同額で費用弁償の額を定めております。

議案集にお戻り願います。議案集の2ページです。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第12号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第12号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第13号 美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第15、議案第13号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） 議案第13号について、ご説明申し上げます。

議案第13号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町ふるさと応援基金に企業版ふるさと納税寄附金を積み立てるにあたり、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

美里町ふるさと応援基金条例（平成20年美里町条例第21号）の一部を次のよ

うに改正する。以下、改正文でございます。

これまで、美里町ふるさと応援基金に積み立てる寄附金につきましては、個人版ふるさと応援寄附金のみを想定していたところでございますが、企業からのふるさと納税寄附金につきましても基金に積み立てることができるように、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別でお配りしております議案第13号資料の新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正前、右側が改正後でございます。変更箇所には下線を引いてお示ししております。

まず、一つ目の下線部分ですが、第1条中、「応援しようとする人」を「応援しようとする者」に変更を行うものでございます。二つ目の下線部分ですが、第2条中に「地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を追加して規定するものでございます。

議案書にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第13号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第13号、美里町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第14号 美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す

## る条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第16、議案第14号、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村福祉課長。

○福祉課長（坂村 浩君） 議案第14号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第14号、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴いまして、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、これまで3%に固定しておりました災害援護資金の貸付利率につきまして、各自治体の判断により、これよりも低い利率での貸付を条例で制定できるようになったことを踏まえまして、被災者の負担を軽減し、利用しやすい制度とするため、貸付利率の改定と償還方法の拡充など、所要の規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、お手元にお配りしております、議案第14号資料新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正前、右側の欄が改正後になります。

まず、目次中の第5章、補則、第16条の次に第17条を加え、第14条の利率を全文改めまして、第14条を「保証人及び利率とし、災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。」規定に改めております。

また、第2項に、「保証人を立てる場合の貸付利率は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を遅延した場合を除き1.5%とする。」とし、第3項に、保証人の連帯債務負担の規定をそれぞれ追加しております。

次に、第15条の償還等の第1項につきましては、災害援護資金の償還方法に月賦償還を追加しております。

また、第3項では全文を改めまして、償還金の支払い猶予や償還免除、報告など、一時償還及び違約金の取扱いにつきまして関係法令及び施行令の各条項の規定を引用することとしております。

次に、第16条を第17条に繰り下げ、16条に支給審査委員会の設置規定を追加しております。

再度、議案集をお開き願います。

附則でございます。

この条例は、交付の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第14号について説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第14号、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第15号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第17、議案第15号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） 議案第15号について、ご説明いたします。

議案第15号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について美里町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行及び、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）並びに過疎地

域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）が令和3年3月31日にその効力を失ったことに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

今回の主な改正点は、令和3年11月30日付で国土交通省住宅局長より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されておりますけれども、入居資格の要件の見直しについての検討が進んでいない事業主体が見られると技術的な助言として通知があったことにより、入居資格を見直すものでございます。また、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって効力を失っておりますけれども、県内の市町村の改正状況を調査した結果により見直すものでございます。

詳しくは、別紙議案第15号資料にてご説明申し上げます。

議案第15号資料をご覧ください。美里町営住宅条例の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後でございます。

まず、第3条の8中「次項において同じ。」を削ります。これは、次項が存在しないために削るものでございます。

第6条の第2項の3行目でございます。但し書以降を削ります。先ほどご説明いたしました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行によるものでございます。これによりまして、住宅に困窮する障害者の方が単身での申し込みも可能となります。

次に、第6条第2項の第6号中、右の改正後でございますけれども、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に改めます。これは、法律名の題名を改める改正があったためでございます。

次のページをお開きください。

同じく、同項第10号を削ります。過疎地域自立促進特別措置法を削るものでございます。これは、県内全ての市町村を調査した結果、2村を除く全ての市町村においてこの部分は削除されており、本町も削除するものでございます。

なお、熊本県営住宅につきましては、新過疎法が適用されております。

最後に、第9条の第2項、「前各号」を「前項各号」に改めます。

議案集のほうにお戻りください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第15号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第16号 令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）

○議長（吉田美好君） 日程第18、議案第16号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第16号について、説明申し上げます。

令和3年度美里町一般会計補正予算書（第13号）の1ページをお開き願います。

議案第16号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）

令和3年度美里町の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,865万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,787万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお開き願います。6ページが「第2表 繰越明許費」となっております。

款の2総務費、項の1総務管理費の公用車購入事業491万6,000円から、9ページをご覧ください。9ページの款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費の災害・公共工事発生土捨て場整備事業760万4,000円までの25事業、総額12億836万6,000円について繰り越すことといたしております。

次の10ページが、「第3表 債務負担行為補正」でございます。

追加といたしまして、事項の一番上、中央庁舎デマンド監視装置運用手数料から、次の11ページの一番下、中央公民館夜間警備委託料まで、19の事項につきまして、期間は全て令和4年度から令和4年度まで。限度額の総額659万6,000円を債務負担行為の追加といたしております。

続いて、12ページをご覧ください。「第4表 地方債補正」でございます。

変更でございますが、起債の目的の地域活性化事業(公用車購入事業)から、一番下の公共土木施設等単独災害復旧事業まで、11の事業につきまして、限度額の総額4億1,510万円を4億3,190万円に変更をいたしております。

起債の方法、利率、償還の方法は表内記述のとおりでございます。

15ページをお開き願います。

15ページからが歳入歳出補正予算事項別明細書の2番目、歳入でございます。主なものを説明いたします。

まず、一つ目の枠、款の1町税、項の1町民税、目の1個人におきましては、所得割を1,645万増額いたしております。

次の16ページでございますが、一つ目の枠、款の7地方消費税交付金におきまして、地方消費税交付金(社会保障分)を2,915万2,000円増額いたしております。三つ目の枠、款の10地方交付税におきましては、国税収入の増加と国の補正予算を受けまして、普通交付税を1億3,951万3,000円、特別交付税を6,337万円、それぞれ増額をいたしております。

19ページをお開き願います。

19ページ、款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,336万3,000円

を増額しております。これは換気設備対応分として、中央庁舎空調改修工事に充てるものでございます。目の4土木費国庫補助金の一番下ですが、社会資本総合整備交付金（防災・安全分）につきましては、550万円を増額しております。大規模盛土造成地変動予測調査委託料に充てるものでございます。

次の20ページをご覧ください。三つ目の枠です。款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費補助金におきまして、平成28年熊本地震復興基金交付金843万8,000円を増額しております。令和2年度事業で実施したもののうち、令和3年3月1日以降に完了した被災宅地復旧事業等の遡及適用分として交付されるものでございます。その一番下の、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金3,821万円につきましては、感染防止対策の取組支援として交付されるものでございます。

22ページをお開き願います。22ページの節の2林業費補助金でございます。補助災害復旧事業の交付決定の関係から、林業施設災害復旧事業補助金（令和2年度過年災分）を1,804万減額、また、令和3年現年災8月豪雨分を3,500万4,000円減額し、令和3年現年災分を2,580万9,000円増額といたしております。

23ページをお開き願います。23ページの三つ目の枠です。款の16財産収入、項の2財産売払収入におきまして、佐俣米倉庫の売却によりまして、不動産売払収入546万9,000円を増額いたしております。

四つ目の枠、款の17寄附金、目の1一般寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金を200万円増額いたしております。

24ページの一つ目の枠でございます。款の18繰入金、項の1基金繰入金におきましては、歳出予算の減額補正等によりまして、財政調整基金繰入金を1億442万6,000円減額、水道事業基金繰入金も2,311万1,000円減額いたしております。

その下の地域振興基金繰入金969万7,000円につきましては、文化事業へ充当した予算の精算による減額分と有安地区旧工場跡地解体工事設計委託料に充てるものでございます。

25ページをお開き願います。款の20諸収入、項の5雑入でございまして、上から5行目でございます。熊本県市町村振興協会市町村交付金（ハロウィンジャンボ分）につきましては、宝くじの益金から394万5,000円を増額いたしております。

26ページの一つ目の枠をご覧ください。款の21町債でございます。町債につきましては、総額の1,680万円を増額いたしております。

27ページをお開き願います。27ページからが3の歳出でございます。歳出につきましても、実績見込み等によりまして減額がほとんどとなっております。

32ページをお開き願います。32ページ、一つ目の枠で、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1財政調整基金費でございます。減債基金積立金4,403万1,000円を増額いたしておりますが、令和3年度臨時財政対策債に対する交付税措置の27.4%に当たる部分を繰り上げて交付されるものでございます。

それと、目の12特定目的基金費におきましては、寄附金の増額に伴いまして、ふるさと応援基金積立金を200万、公共施設マネジメント等計画に基づく後年度の施設改修に対応するために公共施設整備基金積立金を1億4000万、それぞれ増額いたしております。

33ページをお開き願います。33ページの二つ目の枠でございます。項の3戸籍住民基本台帳費におきまして、住民記録システム改修委託料として237万6,000円増額しております。デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正を受けて実施するものでございます。

36ページをお開き願います。36ページ、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の7でございます。一番下でございますが、社会福祉施設費でございます。老人福祉センター駐車場整備工事（新型コロナ対策分）として500万円上げておりましたが、全額減額いたしております。雨漏りや設備の故障等によりまして、老人福祉センターの改修が検討されており、その方向が確定していないため整備を保留したものでございます。

37ページをお開き願います。37ページの三つ目の枠です。項の3児童措置費、目の1児童福祉総務費でございます。負担金、補助金のところで、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金171万8,000円、その下、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金13万2,000円でございますが、コロナ禍の厳しい環境で業務に従事する保育士等の給与等の処遇改善のために増額するものでございます。その下、目の2児童措置費におきましては、保育園施設整備補助金369万7,000円を増額しております。青空保育園の建設に係る補助金について、完成が令和4年4月以降となるため、公定価格の増額適用を受けることとなり、その分を増額し、繰り越して対応するものでございます。

39ページをお開き願います。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の7の水道施設整備費でございます。水道事業基金積立金として1億5,000万円を増額いたしております。

42ページをお開き願います。42ページ、款の5農林水産業費、項の1農業費、目は6の農地費となりますが、負担金、補助金のところで県営事業費の減額に

よりまして、農業農村整備事業負担金を3,745万減額いたしております。

48ページをお開き願います。48ページの一つ目の枠、款の7土木費、項の4住宅費、目の1住宅管理費におきまして、委託料のところ、大規模盛土造成地変動予測調査委託料として1,100万円増額しております。坂貫地区の変動予測調査で社交金を活用するものでございます。その下、町営住宅改修工事（社交金分）1,100万円につきましては、八幡原団地の三点給湯設備の改修工事に付随するものでございます。

58ページをお開き願います。58ページの一つ目の枠です。款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の2林業施設災害復旧費におきまして、林道施設災害復旧工事（令和2年過年災分）の2,500万、令和3年現年災分を1,300万それぞれ減額を行っております。令和4年度予算へ組み替えるものでございます。

59ページをお開き願います。二つ目の枠です。款の13予備費におきましては、9,546万3,000円を増額いたしております。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑は逐条で行いますか、一括で行いますか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） それでは、本案の質疑は一括で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案の質疑は一括で行います。

それでは、質疑ありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第16号について質問いたします。

48ページ、先ほど説明がありましたけれども、大規模盛土造成地変動予測調査委託料として1,100万計上されております。令和3年度でも確か、坂貫地区をですね、調査をやったと思うんですけども、これまた違うところをやられるのか。

○議長（吉田美好君） 立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

本年度、坂貫のくすのき平団地付近を今調査しておりますけれども、今回は国の補正でついたものでございまして、来年繰り越しまして、来年度に予定しております

坂貫のグラウンド下の宅地付近となっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 確か、令和3年度は上のほうの宅地のほうをされたと思うんですけど、その下をやられるということでもいいんですか。わかりました。

議長いいですか。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） それとですね、次の町営住宅の改修工事、社交金で1,100万計上されておりますけれども、この八幡原は当初ですね、確か6,000万ぐらいかけて整備、改修工事をするということでやったと思うんですよ。で、それで不足したのでやられるというのか。それとですね、今、給湯設備の改修ということでお聞きしたんですけれども、年度内に発注して間に合うのかどうか、その辺りもですね、ちょっと心配になりますが、どうなってるんでしょうか。

○議長（吉田美好君） 立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

八幡原団地の改修工事につきましては、令和3年度予算につきまして、三点給湯、それと外壁と屋根の防水工事のほうを予定しております。現在、三点給湯のほうを令和3年10月13日に契約いたしまして、今施工中でございますけれども、ただ給湯器のほうがですね、当初20個を予定しておりますけれども3個しか入ってきっておらず、現在でも追加で3個入ってはきておりますけれども合計6個しか入ってきっていない状況でございます。それによりまして、繰り越して事業を進めていきたいと考えております。また、外壁改修と屋根防水につきましても、繰り越して4月以降に発注のほうをしていきたいと考えております。

それと、今回の追加でございますけれども、三点給湯を今行っております上で、団地の床がですね、2号棟から7号棟、20戸ありますけれども、床がかなり傷んでおりまして、給湯の配管ができない状況となっておりますので、まず床のほうの張替え等を行ってですね、配管を行いたいと考えております。大体、1戸当たり50万ほどかかる予定としまして20戸分計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 改修工事ということで、これは繰り越して使用されるということなんですけれども、これは工事がもうしよるけん、繰越明許には入って来ないということでもいいんですかね。

○議長（吉田美好君） 立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） 先ほど繰越明許のほう、説明あったと思いますけども、9ページの4の住宅費、真ん中付近ですけども、社会資本整備総合交付金事業6,850万のほう繰り越しております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） そっくり繰越をしたということですね。前の、3年の分を含めてですね。わかりました。終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

8番、吉田君。

○8番（吉田起登君） 議案第16号、一般会計補正予算について質問させていただきます。ページはですね、23ページの不動産売払収入について、詳しくお知らせ願いたいと思います。売払収入が546万9,000円となっておりますので、それにつきまして詳しく説明をお願いします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

先ほども少しは触れましたが、佐俣の元JAが保有しておりました米ぐら倉庫と  
いいですか、その売却益、売払収入となっております。それだけでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） これはどういった、今の相場が安くなっていると思いましたが  
れども、その当時はですね、役場が多分1,100万ぐらいで買収したんじゃないな  
かったろうかと思えます。今後、どのような意味合いを持たれて買収されたのか、そ  
れも伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

佐俣の倉庫につきましては、当初の町での購入以降、いろいろな利用方法を検討  
しておりまして、現在では栗の出荷であったりかぼちゃの一時保管庫として一般の  
方々が借りて利用されておられます。ただ、町としては、この建物がかなり古く、  
一回手も加えておりますがこの建物自体は壊すのが妥当じゃないかという考えを持  
っております。そして、これをまた利用する方法というのも現段階ではまだでき  
ておりませんでしたので、公有財産等の審議会にもお諮りをしまして、町が使わな  
い、売却しても構わないということで位置付けまして、今回売払を行ったところで  
ございます。また、この価格につきましては、その際の現在の物価等の参考にいた  
しましてこの金額を定め、それ以上の金額になるように入札ということで出して  
いただきまして、1件の応札がありまして、その方に売却をしたということになって

おります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田君。

○8番（吉田起登君） 当時はですね、1,100万ぐらいだったと思いますので、その当時は高かったかな、安かったかなというのは、その当時がですね、いろんな経営状態がほとんどよい状況でありましたので、買っていただいたものであったかと思えます。やはり大きな理由を考えますとですね、やはり町できちんと利用してほしいかと思えますし、どういった方法で売られたかというのは今伺いましたけれども、やはりちょっとお荷物的なことになるような感じも今きましたのでですね、致し方がなかったんじゃないかなと思うところがございます。今からですね、こういったところをもう買わなければならない反対の立場として、役場でも買っていかなければならない状況があるかと思えますがですね、そういったところは、買われるときはきちんと考えて買っていただきたい。そういうふうな考えを持っております。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第16号から議案第21号までの採決は、起立により行います。

議案第16号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第16号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第17号 令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第19、議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第17号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,634万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億673万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。「第2表 債務負担行為」でございます。

事項が体成分分析器レンタル料、期間が令和4年度から令和4年度まで、限度額が26万2,000円としております。既に契約しております疾病予防のための体成分分析器のレンタルにつきまして、引き続き令和4年4月1日からレンタルしたため、債務負担行為として設定するものでございます。

次に、予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。一番上の枠の第4款第1項県負担金につきましては、普通交付金を3,880万9,000円追加しております。歳出における保険給付費の特定財源として計上するものでございます。また、特別調整交付金分（市町村分）を366万4,000円減額しております。歳出における国保事務処理標準システム導入業務の減額、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の減額、ヘルスアップ事業費の減額等に伴い、特定財源として計上するものでございます。

次に、二つ目の枠の第6款第1項他会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金を218万1,000円減額し、財政安定化支援事業繰入金を257万7,000円追加しておりますが、ともに決算見込みによるものでございます。

7ページをお開き願います。3、歳出でございます。上から二つ目の枠をご覧ください。第2款第1項療養諸費につきましては、3,565万3,000円を追加しております。

また、次の枠になりますが、第2款第2項高額療養費につきましては、315万6,000円を追加しております。ともに、予算の不足が見込まれるため、計上するものでございます。

次のページをご覧ください。一番上の枠になります。第5款第1項特定健康診査等事業費につきましては、52万4,000円を追加しております。委託料の不足が見込まれるため、計上するものでございます。

次の枠の2段目になります。第5款第2項保険事業費の第2項疾病予防費につきましては、276万7,000円を減額しております。決算見込みにより減額するものでございます。

9ページをお開き願います。一番上の枠になります。第8款第1項償還金及び還付加算金につきましては、133万2,000円を追加しております。令和2年度特別交付金の精算に伴い、必要となる返還金を計上したものでございます。

以上で、議案第17号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

お諮りします。議案第17号から議案第21号までの質疑については一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第21号までの質疑は一括質疑で行います。これから質疑を行います。

議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第17号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第18号 令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(吉田美好君) 日程第20、議案第18号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

内容説明を求めます。坂村福祉課長。

○福祉課長(坂村 浩君) 議案第18号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算書(第3号)の1ページをお開き願います。

議案第18号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和3年度美里町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,548万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,038万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。第1款第1項介護保険料につきましては、介護保険料の収納見込みにより50万5,000円を減額しております。

三つ目の枠の第3款第1項国庫負担金から、次のページの第5款第2項県補助金まで、それぞれ3月までの決算見込みにより補正を行っております。

次に、7ページ目の四つ目の枠になります。第7款第1項一般会計繰入金につきましては、後年度の介護給付費の財源確保のため、事務費繰入金424万4,000円を計上しております。

次に、9ページをお開き願います。3、歳出でございます。四つ目の枠の第2款第1項第1目介護サービス給付費から、11ページの二つ目の枠の第3款第3項第

3日在宅医療介護連携推進事業費までにつきましては、3月までの決算見込み額により、それぞれ減額を行うものでございます。

次に、11ページの三つ目の枠になります。第4款第1項第1目介護給付費基金積立金2,000万円につきましては、歳入の一般会計繰入金でもご説明いたしましたが、今後の介護保険事業の安定的な事業実施に必要な財源を確保するため積み立てるものでございます。

最後に、一番下の枠になります。第7款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により、399万1,000円を減額しております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第18号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第18号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開を2時20分とします。

-----○-----

休憩 午後2時06分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第21 議案第19号 令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第21、議案第19号、令和3年度美里町生活排水特別会

計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） 議案第19号について、ご説明いたします。

別冊、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算書（第3号）の1ページ目をお開き願います。

議案第19号、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

令和3年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,286万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。「第2表 地方債補正」でございます。変更でございます。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、補正前限度額1,310万円、補正後限度額1,300万円、10万円の減額となります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

5ページをお開き願います。まず、2、歳入についてご説明いたします。

款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1浄化槽整備事業費国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金を実績見込みにより5万円を減額しております。

款の5繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては115万9,000円を減額しております。

款の8町債、項の1町債、目の1浄化槽整備事業債、節の1過疎対策事業債につきましては、10万円を減額しております。

次に、3、歳出の主なものについてご説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の2給料から節の18負担金、補助及び交付金までにつきましては、不用額を減額しております。節の26公課費、消費税及び地方消費税53万円を計上しております。

7ページをお開き願います。款の4予備費、項の1予備費、目の1予備費。予備費におきましては、財源調整のため102万8,000円を計上しております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第19号、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第22 議案第20号 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第22、議案第20号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第20号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第20号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第20号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ287万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,522万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものを

ご説明いたします。

4ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。二つ目の枠の第3款第1項一般会計繰入金につきましては、296万3,000円を減額しております。保険料軽減に対する繰入金である保険基盤安定繰入金の決定に伴い、計上したものでございます。

次に、3、歳出でございます。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、287万3,000円を減額しています。特定財源である普通徴収保険料と保険基盤安定繰入金の合計額の減額に伴うものでございます。

以上で、議案第20号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第20号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第23 議案第21号 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第23、議案第21号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） 議案第21号について、ご説明いたします。

別冊、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）の1ページをお開き願います。

議案第21号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）

令和3年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,493万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。「第2表 地方債補正」でございます。変更でございます。起債の目的、簡易水道施設整備事業、補正前限度額930万円、補正後限度額900万円、30万円の減額となります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。まず、2、歳入の主なものについてご説明いたします。款の2使用料及び手数料、項の2手数料、目の1総務手数料につきましては、実績見込みにより3万4,000円の減額となります。

次に、款の6諸収入、項の2雑入、目の1雑入につきましては、水道布設替補償費におきまして、実績見込みにより447万3,000円の減額となります。

次に、3、歳出の主なものについてご説明いたします。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の8旅費から、節の18負担金、補助及び交付金までにつきましては、不用額とし、減額としております。節の26公課費、消費税及び地方消費税におきましては150万円を計上しております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第21号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定をしました。

明日9日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時36分

第 2 号

3 月 9 日 ( 水 )

## 令和4年第1回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日（水）  
午前10時00分開会

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 1番 高田美千子 議員

(2) 4番 濱田憲治 議員

(3) 3番 坂田竜義 議員

日程第2 議案第22号 令和4年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第23号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第24号 令和4年度美里町土地取得特別会計予算

日程第5 議案第25号 令和4年度美里町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第26号 令和4年度美里町生活排水特別会計予算

日程第7 議案第27号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第28号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算

### 2. 出席議員（11名）

1番	高田美千子 君	2番	光井博幸 君
3番	今田政行 君	4番	坂田竜義 君
5番	上田孝 君	7番	中川政司 君
8番	吉田起登 君	9番	上村則幸 君
10番	福田秀憲 君	11番	濱田憲治 君
12番	吉田美好 君		

### 3. 欠席議員（なし） 欠員（1名）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	宮寄幸仁君
企画情報課長	渡邊徳晶君	税務課長	田上和則君
住民課長	山田輝臣君	福祉課長	坂村浩君
健康保険課長	松永栄作君	経済課長	富永英司君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	立道誠君
上下水道係長	原木貴裕君	会計課長	池永英治君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	野田まや君
------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、西野主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含めて60分以内となっておりますので申し添えます。

1番、高田美千子君の一般質問を行います。高田美千子君。

○1番（高田美千子君） 1番議席、高田美千子でございます。通告書に沿って一般質問を進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、鳥獣被害対策について、2、男女共同参画について、3、ボランティアの育成について、以上3点について質問をさせていただきます。

さて、いまだに感染拡大が続く新型コロナの状況ですが、高止まりが続く主要都市では蔓延防止等重点措置が延長され、熊本県でも3月6日までの期間を21日まで延長する対策がとられております。誰もが感染者数の増減に一喜一憂の毎日が続く中で、3回目のワクチン接種と5歳から11歳の子どもへのワクチン接種の今後の進捗が大変気になるところでございます。そんな中、ウクライナに対するロシアの軍事侵攻が世界を揺るがせております。連日報道されます戦禍に惑う子どもたちの姿や一般市民まで尊い命を奪われる悲惨な状況に世界中が悲しみ、平和への願いを強くしているところです。時々刻々変わる世界の情勢ではありますけれども、私たちの日常生活には解決しなければならないたくさんの様々な課題がございます。その中の一つに、町の基幹産業であります農業をめぐる課題があります。

今日は、その中でも鳥獣被害対策について質問をさせていただきます。

先日、防災無線を聞いておりましたら、民家付近にイノシシが出没したという注意喚起の放送がございました。民家のそばまでイノシシやシカが出てきて、子どもたちや保護者を不安にさせたり、農作物が荒らされ収穫がだめになったとか、走行中の車にシカがぶつかったなどという話も聞いております。また、去年は励徳小学校の通学路付近にイノシシが出没して、先生が子どもたちの登下校に付き添われるというようなこともございました。美里の農地を守って、一生懸命農業に取り組んでおられる農家の方たちにとりましては、有害獣による被害は大きな課題です。「イノシシたちが荒らすからもう作物は作らない」と農家の方たちの生産意欲を奪

う場合もございます。県のホームページを見てみましたところ、令和2年度の県内全域での鳥獣被害額は5億円を上回っておりました。また、地域別に見ると、宇城地域の被害額が県内で2番目に多いということでもございました。

そこで、町は有害獣の生息状況や被害の実態把握はなされているか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

イノシシやシカなどの集落に近い住場につきましては、具体的な生息場所の把握は、町独自での調査は行っておらず、把握はできていない状況ですが、目撃情報などを基に推測をしますと、中央地区では大沢水の住宅地や砥用地区でも砥用中学校付近で目撃をされておりますので、町内のどの集落でもイノシシやシカが生息していてもおかしくない状況であるというふうに考えております。

また、地域的にどの地域が多く生息しているかにつきましては、捕獲補助金を交付する際に、捕獲場所を報告をしていただくこととしております。捕獲をされる方の居住地によって多少のバラツキはあると思いますが、令和3年度の1月末までの捕獲実績を見てみますと、イノシシ・シカともに約500頭前後捕獲をされており、そのうちの約8割が砥用地区で捕獲をされております。町内におきましては、砥用地区、特に東部地区の畝野から遠野、大井早地区に多く生息をしているんじゃないかというふうに考えております。

イノシシ・シカなどの個体数の調査につきましては、町独自での調査は行っておりませんが、シカにつきましては、熊本県の自然保護課が熊本県シカ生息状況調査を令和元年度に実施をしております。美里町におきましても、町内6か所で調査が行われております。調査方法は、調査範囲を定め、シカの糞をカウントし、得られた糞の数を基に1平方キロ当たりの生息の密度が算出をされまして、その値にシカが利用可能な面積を掛けて推定の生息頭数を推定してございます。市町村ごとではなく、振興局単位で公表されておきまして、宇城地域振興局管内で約8,700頭の生息が推定されているという調査結果が出ております。

次に、被害額ですが、毎年4月に有害鳥獣による農作物被害状況調査を経済課のほうで実施をしております。調査は、嘱託員を通じて調査票を配布し、被害のあった場所や作物名、被害の割合や有害獣名などを記入をしていただき提出をしていただくこととしております。令和3年の4月に実施した調査によりますと、イノシシによる被害の面積が4.3ヘクタール、被害額が720万円、シカによる被害面積が2.1ヘクタール、被害額が230万円、その他のサルやカラスの被害を含めまして、被害面積が8.4ヘクタール、被害額が約1,140万円という調査結果にな

っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 町内におきまして相当な被害があり、有効な対策が必要だということを改めて感じております。町内あちこちで電気柵やワイヤーメッシュなどで防護されておりますが、それを破って侵入することも多いと聞いております。被害を最小限にする有効な手立てはほかにはないのか、諦めてしまうのか、生産農家さんにとっては深刻な課題です。集落によってはメッシュ柵や潜み場になりやすい耕作放棄地の管理を無償ではなく、有償でお願いされているところもあるようで、その成果が見られているということも聞いております。県も集落で取り組む鳥獣被害対策を提唱しておりますが、それらの普及啓発は進んでいるか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

鳥獣被害を防ぐためには、個人ではなく集落などで対策を講じて、集落や田畑に鳥獣を近づけないことが重要だと考えられております。集落で取り組む鳥獣対策としましては、潜み場となる耕作放棄地などの発生予防や解消、ワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の設置などが対策として考えられております。

本町におきましては、平成21年度に美里町鳥獣被害対策防止協議会を設置をいたしまして、国の補助事業を活用しながら、集落へのワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の原材料支給を行ってきており、潜み場の解消などにつきましても、中山間地域直接支払交付金を活用した共同取組活動などで耕作放棄地の発生予防や解消に取り組んでおられる集落も多く、集落全体での有害獣対策に大きな効果をもたらしているものであると考えております。

このように、侵入防止柵などの設置などについては、町内全域で一定程度の普及は進んでいるというふうに考えているところでございますが、今後は集落での話し合いを通じて、集落点検の実施や集落点検マップなどを作成をしまして、必要な対策の見える化を図り、有害獣が住みにくい環境を作ることが重要であるというふうに考えております。

このような活動には、熊本県の補助事業もございますので、このような事業を活用しながら集落で取り組む鳥獣被害対策の普及、啓発活動につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今ご説明いただきましたように、例えば潜み場やえさ場を作らない工夫とか、様々な有効な方法についてみんなが学べる機会があれば、一層効果が上がるのではないかと思います。

鳥獣被害対策アドバイザーとか、コーディネーターと呼ばれる方たちがおられると聞いております。イノシシやシカやサルによる被害が多い地域を一つのモデル地区として選んで、鳥獣被害対策アドバイザーやコーディネーター、また猟友会の方といった専門家の話を聞いたり、そして学んで実践をするという取組はできないだろうかと思えます。

その点、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

先ほどの説明でご紹介をさせていただきました、集落での話し合い活動などに対する熊本県の補助事業で餌付けストップ鳥獣被害対策事業がございます。この事業は、地域ぐるみで餌付けストップ対策を実践するための活動に要する経費に対し、支援を行うものでございます。講師を招いての研修会などの開催も対象となりますので、3月末に嘱託員を通じての文書配布におきまして、各集落への事業の紹介、取組への募集を行いたいというふうに考えております。

取り組んでみたいという集落に対する支援というふうになりますので、意欲のある集落に対しまして町としましても支援を行い、また、取り組んだ活動内容などにつきましては町全体への波及効果が図られるよう、町の広報紙などを通じて周知を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今おっしゃいましたように、地域を上げて有害獣から農地を守る工夫や効果が広く町内全域に波及することを期待いたします。

補助金を利用して、防護柵を設置することももちろん有効な手段の一つですが、捕獲して個体数を減らすことも重要だと思います。そのためには、ハンターさんの働きに頼らねばなりません。銃や罠による捕獲には狩猟免許が必要で、取得後も毎年更新手続きに費用がかかったり、銃の保管が非常に厳しいなどの理由で、資格を手放す方もあるというふうに聞いております。そんなことで若いハンターさんが育ちにくい状況もあると思えます。

現在、美里町の猟友会の会員さん方も高齢者の方が多いということですが、安全に猟を行うには、永年の経験と山の状況をしっかり把握、理解することが大事だっというお話を聞いております。その経験や知識を次世代のハンターさんに継承する

には、やはり時間がかかると思います。

そこで、ベテランのハンターと協働できる若いハンターの養成について、町はどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

銃による有害獣を駆除するハンターは21名で、平均年齢は70歳を超えております。44歳が一番若いハンターとなっております。

ここ数年、駆除隊の数は横ばい状態ですが、平均年齢は上がっているのが現状です。本年度より町外居住者2名を受け入れております。

このような中、熊本県でも捕獲免許試験を年6回行い、年1回は宇城地域振興局で行われております。町では、免許取得の際に3分の2の補助をしておりますが、銃の購入には補助はございません。しかしながら、銃の試験者は減少し、罠による免許取得が増加しております。これは、銃より比較的容易に取得できることと、農家の自己防衛による取得が主な要因となっております。

現状では、銃の免許を取得される方は減少傾向にあり、新たに養成することは容易ではございません。銃の保管、更新時の健康状態、猟犬の育成など、銃の免許維持に多額の費用と体力が要します。

次世代につながるハンターを町内のみで養成することは、難しい状況で、猟友会でも先ほど申したとおり町外の猟友会と連携し、本年度2名のハンターが駆除隊に入るなど、今後はさらに広域化すると思われま

す。大分県では、農地を荒らすイノシシ等を自ら駆除し、ジビエブーム等の影響で、女性ハンターが増加したため、女性のみ

の狩猟グループを結成し、狩猟技術、ジビエ料理の向上、新たな狩猟者の確保など情報交換や連携活動を促進されているなど、参考になると思われま

す。以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 新しくハンターを養成するのは大変だっというお話でございましたが、鳥獣被害減少にハンターさんの役割っていうのは本当に大きなものがござい

の時間に制約があつて、やむなく埋めることしかできないというケースもあるという事です。その場合に、労力的な負担が大きいこと、また場合によっては機械力が必要なこともありますし、せつかく捕獲したそういった獲物をジビエとして活かさないということもあります。それから、やはり埋めるという方法は長期的な視点で考えますと、水質の汚染も心配されるのではないかと、などの課題がいろいろ考えられます。

そこで、捕獲後の鳥獣の処理について、近隣町村が設置しているようなジビエの処理場の設置計画の検討はなされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 近隣では山都町がジビエ処理施設を平成28年度、それから平成29年度の2か年で約6,000万円をかけて整備をされ、平成29年10月から稼働をされております。なお、そのジビエ処理施設での処理状況でございますが、受入頭数は、と殺、放血後、1時間以内での搬入であつたり、解体等の作業の関係で受入頭数を1日5頭と制限をされているということで、令和2年度処理実績は、イノシシ・シカを合わせて599頭、約600頭となっているということでございます。

ちなみに、山都町ではイノシシ・シカ合わせて年間約7,200頭が捕獲隊により駆除されておりますが、処理施設までの距離であつたり受入頭数の制限などもありまして、ジビエ処理施設への搬入は年間捕獲総数の約8%となっております。山都町におきまして、年間の捕獲頭数からすると、ジビエとして活用できているのは極わずかでございますが、捕獲したあとの処分については各個人に任せられているという状況で、非常に頭を悩まされているということでございます。

また、熊本連携中枢都市圏構想におきまして、捕獲した有害獣の有効利用活用のため、御船町の食肉加工工場内にジビエ処理施設を建設し、内臓や骨、要は肉にならない部分につきましては、玉名市でペットフード製造施設を建設する計画もあります。ただ、やはり施設までの距離の問題であつたり、搬入方法の問題であつたり、施設整備費など課題がございます。関係18市町村の中でも、事業参加への意見が分かれている状況でございます。ジビエ処理施設を計画するにあたっては、と殺、放血後、これが一番難しい問題なんですけど、殺して血を抜いて1時間以内で施設に搬入をしなければいけないということを考えますと、一番ベストは町内での建設が理想でございますが、建設費用であつたり、維持管理費等を考えますと町単独での整備というものは非常に難しい問題だというふうに考えております。加えて、先ほど山都町の例も出しましたが、7,200頭のうち、約600頭しか持っていけないという現状の中で、ジビエに利用されないその他の個体のほうが多ございま

す。その処分について、例えば焼却施設などの検討も必要となつてまいります。これも山都の町長とは話をしているところなのですが、例えば広域でどこか、美里と山都の中間あたりにつくれないかとかいう話もしております。ただこれも、例えばそれぞれ持って行ってもらうではなかなか持っていかれないので、例えばどこかに集めて、そして週に何回か大型のダンプで持って行って燃やす、焼却するというようなこと、そんないろんなことをですね、打ち合わせをやっているところでございます。

いずれにしましても、捕獲従事者であります猟友会の皆さんに、いろいろと意見もお伺いしながらですね、どういうやり方が一番いいのかというのをしっかり聞いて、そして今後、施設のあり方などについて検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今、いろんな検討をなされているということでございました。施設の設置には本当に多額の予算が必要ですし、町単独の事業としてはとても困難なことだとよくわかります。それから、設置後もですね、長期的に運営が安定して続けられるというようなこともまた必要になってきますので、十分な検討をしていただいて、そして広域で取り組まれる方法とか、近隣町村とのタイアップ、そういう実現の方法を前向きに検討していただいて、取り組んでいただくことを期待いたします。

それでは次に、男女共同参画についての質問をしてまいります。

以前からよく耳にしております、男女共同参画という言葉ですけれども、この言葉の意味を、私達の身の回りの方でどれほど興味深く聞かれて、そして理解されているんだろうかなということを思います。世の中の重要な政策の計画・立案、その決定の場に女性も参画しようということから生まれた言葉です。

戦後、女性は強くなったとよく言われる言葉なんですけれども、まだまだ男性主体の社会構造は変わっておりません。折りしも、昨日3月8日は国際女性の日でした。国際女性デーとも呼ばれておりますが、「女性の生き方を考える日」とされております。この日にちなんで、女性の権利向上について考えるイベントが熊本市男女共同参画センターハーモニーで始まったという記事が3月2日の熊日紙上で紹介してございました。私も興味があつて、本当は見に行きたかつたんですけれども、ちょっとそれは叶いませんでしたけれども、また、2月20日の熊日には、全国47都道府県議会の女性議員が占める割合についての記事が載っておりました。その記事によりますと、32%の東京をトップに、熊本県は4.2%で、全国ワースト2位と紹介してありました。県議会議員48人中、女性議員は2人のみということで、男社会の風土が根強いっていうふうに述べてありました。

平成11年6月に施行されました男女共同参画社会基本法に基づいて、国も県も女性の活躍を推進する取組が今加速しています。そこで、男女共同参画社会の実現に向けた町の取組状況と今後の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会である、と先ほど議員がおっしゃられました男女共同参画社会基本法に規定されております。

その基本理念といたしまして、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動との両立、国際的協調という5本の柱を掲げ、男女共同参画社会を実現するとされております。

本町におきましても、平成24年に町の男女共同参画計画を策定し、男女が共に支え合って生きるまちを基本目標に、お互いに尊重し合える意識づくり、男女が共に参画できる環境づくり、健康で安心して暮らせるまちづくりの三つの重点目標を定め、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動や町の各種委員等への女性の登用などを進めてきたところございます。

また、平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が制定され、これを受け、町でも美里町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画を策定し、役場内ではございますが、女性の活躍推進が図られる体制整備やワークライフバランスが確保できる環境づくり等に努めているところでございます。

今後につきましては、町の男女共同参画計画の見直し及び女性活躍推進法に基づく推進計画の策定が求められております。まずは、町職員による話し合いや検討の場を設け、素案を作り、男女共同参画懇話会を経まして、男女共同参画のさらなる定着を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今、世界が目指しております持続可能な社会を目指すSDGsの17の目標の一つに、ジェンダー平等の実現が掲げてあります。わかりやすく言いますと、男だから、女だからという性別の違いによる役割分担をなくして、その人の適性や能力によって活躍できる社会、その人らしく、生きやすい社会を作っていこうということだと私は考えております。ぜひ、そういう町に育っていけるよ

うな取組をよろしく願いいたします。

次に、婦人会をはじめ、女性の活動グループが集える拠点づくりについてということでお尋ねをしております。

これまで、町の女性活動を最も活発にそして長く続けてこられたのは、婦人会の皆様方でした。町の歴史の様々な場面で、行政の手助けをする活躍がなされてきました。その活動のほとんどが地域貢献のための奉仕活動でした。また、老人会女性部、商工会女性部の組織も各分野のリーダーとして、現在も活躍されております。そのほか各地域でまちづくりやボランティアのグループ活動をされている皆さん方など、美里町には多くの女性人材が頑張っておられます。それぞれの地域で様々な活動をされているすばらしい女性たちがたくさんおられるのに、その姿が見えにくいように私は思います。

そこに、横のつながりがあれば、もっと元気な地域づくりにつながると思っております。そのための環境づくりとしまして、多くの女性が自由に利用できて、交流や情報交換ができる拠点が必要ではないかと思っております。

今、町にあります既存の施設の中に、例えば、言うならば、男女共同参画ルームといった場所があればと思っております。人も心のよりどころが大事のように、活動する女性にとりましても、仲間との絆を確かめ合ったり、有益な情報交換の場としてのよりどころがそこにあれば、そこで出会った女性たちの活動がもっと充実して広がって輝けると思っております。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、これまで、議員がおっしゃいましたように、長きにわたり、そして今も町や地域のあらゆる場面でご活躍をいただいております婦人会の皆様には、この場をお借りして、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

多くの女性が自由に利用できて、交流や情報交換ができる拠点ができないかといったご質問でございますが、まずは中央公民館であったり、農村婦人の家などの既存施設を積極的に利用していただきながら、各団体の活動状況であったりニーズ等をですね、把握していくことがまずは大事、必要だというふうに考えております。その結果、既存の施設では、例えば十分でなくて、先ほど議員がおっしゃいました男女共同参画ルーム、そういったこともですね、その先に考えていかなければいけないことではないかなというふうに思います。やっぱりそういうところを、拠点を整備することによって、各団体の活動が活発になったり、女性の活躍推進が図られたり、男女共同参画社会の実現につながるというふうに判断した場合はですね、そういう拠点の整備というのは、今後視野に入れる必要があるのではないかなという

ふうに思います。

で、そういったいろんな活動を見ながら、本当に必要なのかどうかというところ、聞き取りも含めてですね、実態調査も含めて、こちらでも把握をさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、まずは既存の施設を使っているいろいろと活動していただいて、やっぱりこういうのは必要だよねということであれば、またご提言をいただきたいと思いますし、今いただいたご提言で町としてもその実態の調査をさせていただきたいというふうに思います。

それと、これはまた別になりますけれども、例えば、子育てを支援するような拠点をつくって、そこに老若男女も問わずみんなが集まって、そしてみんなでその子育ての支援をすることかという、そういうこともですね、男女共同参画の視点からは非常にいいのではないかなというふうに感じているところがございます。

いずれにしても、今のご提言を受けまして、いろいろとニーズの調査であったり、実態の把握であったりというものをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 大変すばらしい答弁をいただいて、ありがたいと思っております。私もやっぱり、今回は男女共同参画ルームと申し上げましたけれども、やっぱりそういう子育て中のお母さん方だったり、あるいは子育てもいろんなこともゆとりを持って取り組んでおられる高齢者の方だったり、それから成長過程にある子どもたちだったり、後ほどまた申し上げますけど、ボランティアの仲間の方だったり、そういった方たちが一堂に集まれるようなところがあれば、そこはものすごく活動的で、そして将来の美里町のまちづくりにつながっていくような場所になっていくのではないかなというのを常々考えておりますので、ぜひいろんな調査をしていただいて、実現できればありがたいことだと思っております。

「女性が元気な地域は活力がある」というお話をよく聞きます。本当に何人もの方が、いろんな地域の方がそういうふうにおっしゃっておられて、本当にそうだと思います。人口減少が進んでいる美里町だからこそ、これからもっと女性がいろんな分野の役職を担ったり、リーダーとなったり、行政においても女性管理職の登用など、女性が活躍しやすい環境づくりの推進を今後とも取り組んでいただきますように、よろしく願い申し上げます。

では、最後にボランティアの育成について、質問をいたします。

美里町は、合併以前から婦人会や老人会の女性メンバーの皆さんを中心にボランティアグループが結成されて、非常に活発に活動されていたという経緯がございます。今も活動されているボランティアグループや個人的にボランティアに取り組ま

れている方もたくさんおられることと思いますが、現在の町内の各種ボランティアの活動状況はどうなっているかをお聞かせください。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

ボランティアは、地域の活性化や防災・防犯、教育、福祉等のサービスや身近な担い手として重要なのはもちろん、ボランティア活動への参加が社会参加の機会となるほか、生きがいの創出にもつながる活動だと思っております。

現在、町にはボランティア団体として、社会福祉協議会に登録されている団体が九つでございます。そして、ボランティア連絡協議会も組織されております。ただ、これは福祉関係の団体ということでございまして、ほかにも地域づくり団体や教育関係の団体、地域の老人クラブや、先ほども言われました婦人会、子ども会など、数多くの団体が自主活動の一つとして、様々なボランティア活動に取り組んでおられます。その内容としましては、各地域の魅力や活動等の情報発信、共用施設等の清掃、美化、伝統文化の保存継承、見守りや声かけ、本の読み聞かせなど、多岐にわたり活動されているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 町の高齢化が進むほど、地域の日常生活におきましては、いろんな場面で支え合いというものが必要となってまいります。高齢者同士がお互いに支え合ったり、ボランティアをし合ったり、あるいは若い方たちへのボランティア意識の啓発とか、ボランティア活動の継承も大変必要なことだと考えております。

そこで、今後のボランティアの育成について、町はどう考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ボランティア活動の充実は、地域の活性化や振興発展に多大な影響を与え、楽しく活気あるまちづくりへと導くものとして、とても重要であると考えております。そのボランティアの育成のためには、年齢、性別、個人、団体関係なく、ボランティア活動に取り組もうとする機運の醸成が必要であると考えます。そのためには、活動の意義や役割などについて周知を図り、町民の皆様の理解や参加促進を図るべく、地域や各種団体等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、先ほど議員もおっしゃいました、本当にいろんな、例えば畝野老寿会が緑川ダムの清掃でとか、あるいは、先月も諸般の報告で申し上げましたが、社会福祉功労者及び団体等知事表彰の伝達式を行いました。これは、砥用地区で読み聞かせをされている皆さんが表彰を受けられたということでございます。本当にたくさん

の方々がですね、ボランティア活動をなさっております。本当、素晴らしいことだと思います。

町としましては、第3期町地域福祉計画・地域福祉活動計画にも記載しておりますけれども、ボランティア活動の充実を図るため、社会福祉協議会と連携をし、ボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア活動に関する各種相談、情報提供、研修会の開催などにより、活動の普及というものをですね、さらに図っていきたいと考えております。併せて、ボランティア講座の開催などをとおして、ボランティアの新規登録、あるいは人材育成を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今後もボランティアの育成に取り組んでいただくということで、よろしくお願いいたします。

先ほども質問の中で申し上げましたけれども、拠点づくりについてお尋ねをしたいんですが、活動の活発化を図るには、やっぱり情報交換ですとか交流の場が必要ではないかと思えます。そういうところに、同じ思いの人たちが集まって、そこからいろんな意見とか知恵とかが生まれてきて、新たなエネルギーが生まれたり、活動の輪が広がったりいたします。そのために、さっきから申し上げております使われていない、割と使われていないと言いますか、今ある既存の施設をボランティアルームといった拠点として利用することを考えたらいいのではないかと考えております。既存のそういった町の施設を生かすっていう面からも、そういう交流の場っていうのがいろんな形でつくられていくことはまちづくりに役立つことではないかと思っておりますので、そういった意味でボランティア活動の活発化を図るための拠点づくりはできないかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、社会福祉協議会の中にボランティアセンターが設置をされておまして、ボランティア連絡協議会も組織されておりますので、その協議会を核として各種団体間の連携・調整を図っていただき、これまで以上に本町のボランティア活動が活発化していくことを期待しているところでございます。

拠点づくりに関しましては、先ほどの質問の際に男女共同参画のご質問の際にも少し触れさせていただきましたが、その拠点の必要性というものを十分に見極める必要があると考えます。例えば、拠点をこちらでつくって、「はい、どうぞ使ってください」ではなくて、皆さんがいろんな活動を通じて、ボランティア活動が活発になって、その延長で各種団体間の交流であったり、連携の場所が必要となった際には、やはり新たな施設、要は拠点の整備という選択肢も出てくるのではないかと

いうふうに考えますので、ぜひですね、素晴らしい取組でありますので、今後さらにボランティア活動を活発にさせていただいて、そして「みんなが集うような空間を作ってくれ」、「拠点を整備してくれ」というような声が出てくるようにですね、皆さん活発に動いていただければなというふうに思いますし、町といたしましても、ボランティアの意義であったり、重要性というものの周知というものを努めてまいります。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） おっしゃいましたように、地域におきましてもこれからもっとボランティアの輪が広がるような、そういった声かけといたしますか、地域の方たちと一緒に、ともに頑張っていけたらなと思います。

以上、三つの質問をいたしました。一番大事なことは、コロナ禍の社会にあっても、みんなが安心して安全な日常生活を送れることが大事だと思います。将来の美里町が今よりも住みやすく、みんなが生きていきやすい、そういう町に育っていくことと、新型コロナの早い収束を願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。再開を11時05分とします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（吉田美好君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、11番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） はい。通告に従ひまして3項目7つの質問をいたします。

今回の一般質問は、任期最後の質問であります。小さくてもきりと光る美里町を目指して、喫緊の課題である中央北地区への水道事業や、新しい組織の立ち上げ、美しい美里づくりについてお尋ねいたします。

まずはじめに、中央北地区の上水道の事業についてお尋ねいたします。

過去に同様な質問をしていますが、新しくボーリングされた小笹地区の水源と併せ、包括連携協定により甲佐町からの余剰水を活用した水道事業計画が動き出しております。この包括連携協定は美里町と甲佐町が相互に連携し地域の課題解決、活性化及び持続的発展に資することを目的として締結されております。社会環境の変化などに伴い、行政事業が広域化、多様化する中、限られた資源を有効活用しながら各施策の充実を図り、住民サービスを向上させていくためには、広域的な視点で

のまちづくりが重要とし、相互の地域資源の活用を図りながら、幅広い分野で連携協定、協力し地域の持続的発展に向けた取組を推進することとされております。

この取組の中で甲佐町の上水道事業で、供給能力の余剰水があり、その余剰水を美里町に送ることについて協議されていると聞いております。また、甲佐町では複数の出水地があるとも聞いております。どこの取水地の水源を活用されるかなど、甲佐町との話し合いの状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） ご説明申し上げます。本年度甲佐町と共同で行いました、拡張工事計画資料作成委託業務の結果、小笹水源だけでは供給水量が不足することから、甲佐町にあります3か所の水源のうちで、豊内地区にあります、第一水源からの配水管より分水を行い、水量を確保する計画で協議を行っております。今後は供給単価や年間維持費等の詳細な協議を行う予定としております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 甲佐町と協議されて3か所の取水口があるというところで、豊内の場所ということをお聞きしました。甲佐町、たぶんヤナのそばだと思いますが、そのヤナのそばとして、たぶん中甲橋を渡るような計画になっていくと思いますけども、水が延長される場合は中甲橋を渡って美里に来るのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） ご説明申し上げます。

今の計画では県道小川甲佐線の中甲橋のほうを通りまして、岩下で揚水場を設け、萱野のほうでポンプ場を設けまして、カントリーの上で中央地区の配水場を設ける計画で今進んでおります。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 今説明で中甲橋を渡して岩下、萱野、萱野からカントリーパークという道筋ができたというようなイメージが湧きました。そこにたぶん小笹地区の水源を引っ張って来られるような話になっていくのではないかとということで理解したいと思っております。

それでは、その中央北地区への水道事業の事業計画、スケジュールはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） ご説明申し上げます。

今後の計画、スケジュールとしましては、令和4年度に中央北地区簡易水道創設認可申請書を作成しまして、9月ごろ熊本県に提出、翌2月頃に承認されましたな

らば、令和5年度に実施計画を行い、秋ごろには一部工事の発注を予定しております。その後令和6年度より、本格的な工事を行い、令和9年度に一部区域を先行して給水開始し、年度ごとに順次給水を行い、令和15年度には計画区域全域で給水を開始する計画であります。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、スケジュールに関しましての説明がございました。これはあくまで現時点でのスケジュールでありますのでご理解を頂きたいと思っております。これから、そのスケジュールに沿って進めていく上で、例えば災害であったり、予期せぬことですね、その完了、目的の完遂が前後する可能性というものは考えられます。

しかしながら、私といたしましては、できる限り、1年でも2年でも3年でもですね、前倒して、繰り返しになりますが、全区域に1年でも2年でも早く給水ができるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 計画では令和15年度に完成するというような形ですので、今令和4年ですので、11年後というようなスパンになると、町長はそれを1年でも前倒していききたいという強い決意だったと私は感じましたので、若い世代が他自治体に行かれて住宅を建てられるというようなそういう流れが現在は多くありますので、1年でも本当、2年でも3年でも早く工事が完了されますように期待をしていきたく思っております。

それでは、これまでに中央北地区への上水道を整備をする目的で、試掘等を実施され、地域住民へのアンケート調査も実施をされてきております。この時点では加入率が高い結果であれば、前向きに事業を推進する計画であったと思っております。試掘の結果も供給水量には至らず、アンケート結果においても、加入する家庭も少ない結果であり、上水道の事業は今まで停滞をしておりました。その後若い世代の家庭や住宅建設を求めておられる方々の声、また熊本地震において、井戸水の水質変化等も加わり、上水道の整備を求める声が多くあり、上田町長も中央北地区への上水道の整備は喫緊の課題であると認識をされ、今の答弁に至っております。この事業はどのような観点を重きに今後進めていかれるのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 人口減少が急速に進んでいる本町におきまして、中央北地区では新しい住宅の建設も散見されます。また、宅地を探している、農振を外してほしいなどの問い合わせも時々あっているというような状況です。しかしながら、移住

定住、企業誘致等を進めていく上で、上水道が整備されていないということは、大きな足かせとなっております。そのような観点から、今回の中央北地区の水道事業は、定住の地として選択される可能性、企業誘致の可能性、地震等の災害や、濁水等による水質の悪化、水量の不足の可能性。以上三つの可能性にしっかりと対応するための先見的な、あくまでも先見的な投資であるというふうに考えております。町の人口減少スピードを緩やかにするため、働く場を作るため、安心・安全な水を提供するために1日も早い整備完了を目指してまいります。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 町長の思いを今感じ取ったところですので、繰り返しになりますけども、やはり水は大事な住む要素の一つであります。優先的な投資という言葉も聞かれましたので、ぜひ1年でも早い完成にこぎつけていただければと願っております。

次に、産業連携協議会での新しい組織設立準備委員会についてお尋ねをいたします。これまで産業連携協議会を組織し、その中で今後の町ぐるみでの活動の推進のための議論を行ってきたと聞いております。その中で、今回の新組織の設立に至る、これまでの議論の経緯となぜ新しく法人化が必要になったのか、会社法人、株式会社の組織になった場合には、広域的な活動は実施できるのか、新組織と町との連携体制はどうなるのかなどなど、新組織設立のために、モデルになった団体があるのか、どのような取組であっても、目的が曖昧であれば、その道筋も怪しくなると考えます。協議会の中でも、新組織の理念や目的、社会的な価値をどのように描いていくのが重要であると多くの意見が上がっておりました。町が考えるビジョン、目的、任務はどのようなものになるのかをお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

まず、新組織設立に至る議論の経緯というところと、新しくなぜ法人化が必要になったのかということについてでございますが、町では平成28年度から、町内の様々な産業の事業者の方々と一緒になって産業連携協議会を組織し、交流人口の創出による町の活性化を目指し、観光商品や特産品の開発、民宿立ち上げの支援など様々な活動に取り組んできたところでございます。

このような取り組みを、一過性のものではなく継続して進めていき、引いては交流人口の増加につなげ、観光面や産業面から美里町を元気にしていくためには、この活動を引っ張っていく組織が必要ではないかという議論も並行して行われてまいりました。そこで、新組織の設立についてより深く検討する場として、令和2年9月に新組織設立準備委員会を立ち上げたところでございます。

新組織設立準備委員会においては、そもそも新しい組織が必要なのかというところから設立するとすればどのような組織形態とするのか、新組織が何をするのか等について十分に検討が行われ、令和4年2月24日の設立準備委員会において、全会一致でこれからの美里町を観光面、物産面で引っ張っていく新しい組織を設立し、これまでの取組を継続・拡大していくべきとの決議がなされたところでございます。以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 産業連携協議会での四つの部会とか、いろいろな商品の開発、民泊への取組、様々なことをされて、それがこの後の流れをつくっていきたいということで、新組織を作っていくというような話し合いがなされたということでございます。

交流人口が多くあったほうが、美里町に多くのお客様が来られて、そこで観光をしながら、各お店に行ってお金を落としていただくような、そういうような形でこの新しい組織ができて、その担い手をされていくのかなと今感じたところでございます。

新組織とこの町の連携をとられるとすれば、新しい組織と町との連携体制はどういうようなイメージを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） まず、先ほど議員からお話がありましたように、町が一応出資をして立ち上げようというふうなことを検討しているところでございますけれども、町が出資する意義、あと新組織と町との連携体制についてということで、ご説明を申し上げます。

新しい組織はですね、経営的に自立した組織というものを目指しておりますので、新組織設立を検討する中で、当然、民間資本による立ち上げについても検討を行ってきたところでございます。

しかし、新しい組織はですね、利益を上げることだけではなく、町の考えも踏まえ町と連携して、将来の美里町のために活動する組織であることから、ここは町が出資をするべきものではないかという考えに至っております。また、新組織の業務に従事する従業員につきましては、町の活性化のために働きたいという方を広く募集する予定にしております。併せて、町からの派遣や会計年度職員の雇用などにより必要な人材を確保する予定にしております。こういった人的な面でも、町と連携を図ることと予定をしております。

この新組織の設立に向けた検討準備などは、南小国町で実績を残した事業者とですね、協力して進めてまいりました。ただ、モデルとしてはその南小国をとこの

とでやってきたわけではございますが、南小国町ですね、事業をそのまま当てはめるというわけではなく、美里町独自の特色を生かしたものとなるよう検討を進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 一応、モデルがあるとするならば南小国町ということで、町が出資して会社を興すことになるということでもございました。私も中において感じるところは、会社を組織したならば、その会社で経営的にやっぱり自立していかなければ何にもならないというような形で思っております。第3セクターでいろいろな自治体で追加の支援をしたりとかされておりますけれども、自立した経営を目指して、そして町の課題である買い物難民とか含め、いろいろなことをこの会社でできていければ、町のためになるような会社が少しずつ大きくなっていけばなというふうに思ったところでもございます。

次に、新組織が継続的に運営していくためには、経営的な戦略が非常に重要になると思われまます。その観点から、将来的な事業の中心になるのは、具体的にどのような事業で収益を上げようとしていかれるのか。現在想定している短期・長期的な経営の見通しとその実現可能性をどう考えておられるのか。また、美里町では比較的小規模の自治体であり、町内だけだと事業規模が小さくなるのではないかと考えます。このような時代だからこそ、近隣の市町村や広域での連携が必要ではないかと考えます。新組織はそのような視点で事業を考えておられるのでしょうか。議会での説明では、令和4年7月の設立を目標とし、町が出資する株式会社、例としまして「まちづくり会社」で組織に従事する人材の募集、確保を行い、求める組織像として民間のスピード感や自由な発想を生かし、主体的に地域のために動ける組織、広く町民の皆様からの協力や支援を得ながら、地域一帯で育てる組織、関係人口を増やし、産業を活性化し、地域にお金を循環させ、持続可能な美里町を実現する組織、一方で、町の意味もしっかり伝わり、町のマネジメントができる組織とされております。

この新組織の経営の計画は、どのように描いておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

まず、どのような事業で収益を上げる予定にしているかということでもございますが、新組織ですね、主な収入源としましては、ふるさと納税に関する業務を受託することで、その委託料を予定をしているところです。委託料は、ふるさと納税額の一定割合になりますけれども、現在の経営計画では設立1年目のふるさと納税額

を1億円、2年目以降は毎年5,000万円ずつ納税額を増やして、設立の5年目には納税額3億円ということを計画として見込んでおります。

南小国町では、ふるさと納税業務をこういった新しい組織が取り組むことですね、数千万円だった納税額が数年で約10億円まで増大したというこの実績もあります。そういったものについては、本町でもしっかりそのノウハウを取り入れていくということで考えております。

併せて、これまで町が直営で実施してきた観光関係や地域づくりに関する業務を新組織が受託して実施するというということも想定をしております。

こういったことから、新組織の収入面においては確保ができるものと見込んでおり、自立した経営が実現できるのではと考えております。

次に、短期・長期の見通しということですが、新組織はまず最初の立ち上げから3年程度はですね、財政面において自立することが難しいのではないかと想定されますので、その期間は町が財政面での支援を行う必要があるというふうに想定しております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、この新組織は自らで稼ぎ、自立経営していく組織となることを目指しておりますので、将来的に継続して町が財政面で支援を行うということは想定をしておりません。先ほどご説明したとおり、新組織は収入面での確保ができるものと見込んでおりますので、5年後・10年後にはですね、この組織が生み出した利益を地域に還元することができ、地域課題の解決に尽力していただけるのではないかと考えております。

最後の、広域での連携についてでございますが、議員のお話しありますとおり、当然、近隣市町村や広域的な連携をして取り組んでいくということは、予定を当然しております。併せてですね、民間企業との連携も積極的に進めて幅広い交流により大きな効果が得られるよう、業務を進めていくということを計画しております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 経営の計画ということで、収入はふるさと納税の委託というような形で、数年後には1億円を目指し、そして年々5,000万ずつ上乗せするような取組をしたいというようなことと、町の業務を委託、受託、というような形も考えているというようなことではございました。3年までは厳しい運営になるかもしれませんが、5年先にはもう自立できるような組織で、そして地域にある課題を取り組んで一緒に行けるような組織を作っていきたいというような描きだったと思っております。

広域的な部分と民間企業も巻き込んだことで、かなり視野が大きくなるやもしれませんので、新しいこの新組織に期待をもって、今後は様子を、姿を見ていきたい

と思っております。

それでは、3番目に町の歴史と美しいまちづくりについてをお尋ねをいたします。

1点目は、美里町とゆかりのある歴史上の人物や、先人の思いを知る機会の立ち上げについて、お尋ねをいたします。

1月に熊本城ホールや益城町文化会館において、「我弱ければ 矢嶋楫子伝」という映画が上映されておりました。この矢嶋楫子とは、女性の地位向上や教育に力を注いだ、明治から大正時代に活躍された女性であります。映画では、女優の常盤貴子さんが主演をされておりました。この矢嶋楫子は、この美里町とゆかりが深い人物であります。矢嶋楫子は幼い頃、この美里町で暮らし、父である矢嶋忠左衛門の子どもでもあります。この矢嶋忠左衛門は岩野用水路を作るために、当時の中山手永の惣庄屋、江戸時代の地方行政の責任者として任命をされ、矢嶋家は一家で美里町に移り住んでおります。この時、矢嶋楫子は7歳でありました。父である矢嶋忠左衛門は、岩野用水路を1841年（天保12年）に着工し、大変な難工事だったと伝えられていて、全長4キロメートルの用水路が5年の歳月をかけて完成しております。これによって、中地区、石原地区、岩野地区の耕作面積が拡大したことになります。工事には地元の方々も協力し、当時のご苦労が目に浮かぶようであります。この用水路を現在も維持管理され、毎年旧暦6月15日に矢嶋祭りとして、当時の苦労を岩野地区で偲んでおられます。170年以上も前のことを今も受け継いで、矢嶋忠左衛門の功績と先祖の苦労を忘れずにおられるということに感動を覚えます。つい先日、石原地区で、一人の女性がこの用水路付近を歩いて、下流に歩かれて行かれました。その人に「何をされているのですか」と尋ねてみると、岩野用水の詰まり等がないか、当番制で毎週取水口から鶴木野の最後まで点検をしているという返事でありました。冬場でも防火水槽の代わりになるということで、今まで実施しているのものであるということでもあります。継続するその地域力には感銘を受けたところであります。

美里町には、岩野用水路をはじめ、多くの水路があり、米を作るには水が不可欠でございますが、その水を確保するために、先祖がいかに苦労をされたのか、普段は思い至りませんが、その苦労を偲ぶことは、この地区だけでなく、我々みんなにとって必要なことだと思っております。

工事に心血を注ぐ父親の姿を見ていた矢嶋楫子にも影響を与えたのではないのでしょうか。矢嶋忠左衛門は14年美里町に住み、美里町で亡くなっております。先人の思いやゆかりのある人物を知ること、ふるさとへの愛情や誇りを感じる機会になるのではないのでしょうか。また、子どもたちのふるさとを学ぶ学習の一環としても意義があると思っております。映画化された矢嶋楫子の上映会や「教育の日」後

援会に常盤貴子さんを招いての講演会など、美里町とゆかりのある歴史上の人物や、先人の思いを知る機会の立ち上げはできないか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 今お話がありました、詳しく説明がありました岩野用水、それから矢嶋楫子に関することをよく知りたいということで、私も先週ですね、現地を視察したところですよ。矢嶋楫子さんについては、益城町の四賢婦人記念館というのがありますので、そこに行って改めて資料をいただいて詳しく調べたところがございます。

今、ご質問がありましたことについてですが、岩野用水をはじめ、町内にはですね、用水路として先人が開かれた開削された施設が結構有名なものも含めまして、かなりございます。例えば、中央地区でありますと、萱野地区に水をこうつなげております穴井手、それからこれはですね、ほかの用水路と違ってトンネルを掘っておりますので、大変困難な工事だったろうということが想像できます。

それから、柏川井手ですね、これは作るのに6年ほどかかっているようですが、その途中で、谷を渡すのに雄亀滝橋を作られて、その中を用水路として活用されております。それから、早楠の井手もでございます。こういったものは相当な難工事だったと思いますが、いずれもその後ですね、地域の住民の方に非常に米作りにおいて貢献をしております、現在もですね、現役で働いているということが、非常に大きな点かなというふうに思っております。

こういったものは、後世に残しておくべきものでもございますし、当然ですね、歴史的な遺産として地域でも、当然子どもたちも知っておいたほうがいいと思いますので、確認しましたところ、町内の小学校ではですね、総合的な学習の時間を利用して、フィールドワークをしております。例えば、中央小学校の4年生は、昨年11月に岩野用水のフィールドワークをしまして、地域の方の説明を受けております。そういったことで、子どもたちは、地域にどんなものが残っているのかということを知ったというふうに思っておりますので、ふるさと学習の一環として、大きくなってそういったものを大事にする、若しくはふるさとを思い出す、ふるさとに住みたい、そういったものへのきっかけになるんじゃないかなというふうに期待をしております。中央小以外でも砥用小も、励徳小も似たようなふるさと学習をですね、地域を回って学習をしています。

また、岩野用水を中央小が見たときに、地域の方が説明されましたけど、やっぱりこのような方々も段々年齢が上がっていきますので、そういった歴史的なものを説明できる後継者と申しますか、そういった方が地域の中に受け継がれていきますようなことも検討していかなければならないというふうに思っています。

また、映画の上映会というお話がありましたが、これは簡単にはいきませんが、益城町は実際、先行上映といったものをされております。益城町はですね、やっぱりゆかりの地ということで、そういったお話し合いがあったのではないかなというふうに思いますが、本町としては、こういう歴史的な偉人を知るような機会の映画というのもですね、大事なことだと思いますが、「教育の日」後援会あたりですね、将来は候補の一つになっていくんじゃないかなというふうにして考えているところです。

いずれにしても、町に残ったものは、後世につなげていかなければ、大事にしなければならぬということ考えているところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君に申し上げます。

○11番（濱田憲治君） はい。

○議長（吉田美好君） 一般質問ですから、町政についての質問ですから、提言はできませんので注意をしておきます。

○11番（濱田憲治君） はい。

○議長（吉田美好君） 質問をしてください。濱田君。

○11番（濱田憲治君） 失礼しました。「教育の日」の予算的にあるというところで、今の流れをお話をしたところでございます。既に小学校ではふるさと学習等で、地域のそういう歴史的な建造物等を見て、学習をされているというようなこともわかりましたので、今後の経過を見ていきたいと思っております。

次に移りたいと思います。

美しいまちづくりについて、地域住民を主体とした会議等の創出はできないかということでお尋ねをしたいと思っております。

先月、ライオンズクラブの皆さんが、小筵の交差点から松野原三叉路までのごみ拾いのボランティアを行われました。活動を行われた皆さんにはこの場を借りて、深く敬意を表したいと思います。問題は、そのごみの量・内容でございます。明らかに、車で通行中に投げ捨てられたものであろうと思われるもの、止まって休息をし、そしてその場にごみを捨てたと思われるもの、具体的には空き缶や弁当がら、菓子類の袋など、その量は軽トラック2台分だったと聞いております。車の通行中に窓から投げ捨てられたのか、道路のがけ下にかなりのごみがあり、それを回収するのもご苦労があったと聞いております。

さて、ごみをポイ捨てする人間のマナーの悪さだけを批判しても事態は一向に改善をしません。私たちの町の名前は美里町、美しい里です。ごみが道路脇やがけ下に大量に捨てられていけば、美里の名が泣きます。「美里の名に恥じないように、

ごみのポイ捨てをなくすにはどうすればよいのか」と考えております。例えば、町民の皆さんが楽しみながら参加できるごみ拾いデーを設ける。ごみ拾いとウォーキングを融合し、健康イベントを実施する。道路の下のごみは、町内の建設・土木業者の方に協力を仰ぐ、地域の有志でのごみ拾い、子どもたちにごみ問題の指導をするなど、考えることは多くあると思っております。私が中学生の時に、生徒会が中心でVS活動ということで、ボランティアでごみ拾いをした記憶があります。この活動は、ごみがあるから拾うのではなく、ごみを捨てないように意識することを学ぶ活動として実践した覚えがあります。ごみがあるから拾うのではなく、ごみを捨てない心掛けを養うことが重要であると思っております。町民が楽しくごみ問題に取り組み、ごみ問題からまちづくりへとつなげる協議会、例えば「美里530会議」と題しまして、美里ごみゼロの会議体の創出ができないかと考えております。行政はその会議を後押しする立場で取り組み、民間・地域一帯で美しい里づくりを目指していければと思っております。奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島が令和3年7月に世界自然遺産に登録されております。奄美大島に登録される前に訪れたとき、同行者も私も「道路がきれい」と、二人で話したのを覚えております。ごみなど見えず、手入れがされていると思える地域だからこそ、自然遺産にもつながったのではないかと思ったところです。

このように、地域住民を主体とした会議等で、美里がよりよいきれいな美里町になるように、会議体の創出はできないか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私も健康づくりのために、近隣を頻繁にウォーキングをしておりますが、道路脇や道下などに、結構な頻度でごみが捨ててあるのを目にします。これは落としたのではなくて、明らかに意図的に捨ててあるというような状況です。しかも、簡単に拾えない場所に捨ててありまして、その量も非常に多大な、莫大なものであります。やはり、そういうところを目にしますとがっかりすると同時に非常に残念に思うところであります。

ご案内のとおり、美里町は風光明媚で観光スポットも豊富なため、年間を通じて多くの方々が来訪をされます。遠くから離れてみると美しい場所であったり、建築物なども近づいてみたらごみが散乱していたのでは、町のイメージを大きく損ないます。そのような意味では、議員ご提案の美里のごみをゼロにするための会議等は、共通の認識を持つためにも、また新たな知恵や方法を模索するためにも大変有意義であると考えますし、並行してごみを捨てない教育とごみを捨てられない環境づくりも必要だというふうに考えます。いずれにしましても、「美しい里の町」を維持するため、関係各課とも連携をし、会議の創出も含めた取組ができないかというこ

とを考えさせていただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 美里町という名前のおり、近隣の人から「美里町に行ったら、ごみもなかったような道がある」というような認識になれば、美里に行ってみたいとか、住んでみたいとか、そういうようなつながりにもなっていくかもしれませんので、ぜひ今検討されるような形で発言ありましたので、それを見守っていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これを持ちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田竜義でございます。今回は4点ほど質問をいたしたいと思っております。

1点目は新型コロナウイルス感染症対策について、2点目が令和4年度予算について、3点目が職員の定年延長について、4点目が自伐型林業の推進について、以上4点、お尋ねをしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、今、お尋ねするの5歳から11歳の子どもに対するワクチンの接種についてお尋ねいたしますが、全体的にはこの3回目のワクチンがかなり進んでいるというふうに思っております。この子ども、5歳から11歳の子どもに対するワクチンの接種について、2月の初旬の段階では政府の分科会、専門部会におきましてはこれは予防接種法の努力義務から外すか外さんかで意見が二分しているというような報道でございましたが、2月の11日の報道によりますと、大体この予防接種法の努力義務の適用外とするということで政府内の考え方が一致をしたと、こういうことございまして、そういう方向で今来ているというふうに思います。ただ、保護者のアンケートとかを見ますと、保護者の7割は大体ワクチンに賛成ということのようですが、残りの3割についてはまだ、副作用とか後遺症の関係だろうと思っておりますが、躊躇しているということだろうというふうに、新聞報道によりますとですね、そういう状況だ

ろうと思いますが、本町としましてはこの5歳から11歳の子どもに対するワクチンの接種をどうしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

5歳から11歳までの小児接種につきましては、2月24日に対象者361名へ接種券を発送し、3月3日から予約受付を開始、本日3月9日から接種を開始をいたします。なお、小児接種第1期予約では、1回目80回、2回目80回、計160回の80人分の予約枠を設けております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 対象者が361人ですか。そのうちの80人ということですが、結局供給、全体的なワクチンの接種が遅れたのも供給がですね、きちんと確保できていない中での計画だったろうと思いますけれども、今回の5歳から11歳のワクチンの接種について、いわゆるファイザー製の小児用のワクチンということだろと思いますが、この事前に該当者のアンケートとか、需要の調査ですね、そういったものをされているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

接種希望者を把握しているかというお尋ねでございますが、接種希望についてのアンケート等の調査は実施はしておりません。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） それではですね、国から県に対する割当量は何か新聞報道であったように見ましたけれども、大体需要の調査がなければ県に対して、どれだけ最終的にですね、必要だという量の請求ですね、その辺りがちょっと見えなような気がしますが、今後の計画にさわって来るんじゃないかと思いますが、その辺りはどうでしょうかね。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

ワクチン配分につきましては、県が各市町村への配分を決定しておりますが、町があらかじめ要望して決定するものではございません。町は県から示されたワクチン量によりまして、接種枠を設定しております。なお、熊本県では小児接種の対象年齢全人口分の約8割のワクチンを確保しているということでございます。また、美里町へは350人分の配分が予定をされております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 350人分も確保されているということで安心しましたが、た

だその、やっぱり保護者の間に根強いんですね、その副反応とか後遺症に対する懸念というのがあるのは事実ですから、慎重に保護者等々と相談されてですね、計画を進めていただきたいと思います。

2点目、町民に対する注意喚起の点でお尋ねいたしますが、毎日防災無線を通じまして、注意の喚起の放送が流れております。で、大体リスクレベルが3になった、日常的な感染予防策ですね、そういったものに注意をしてくださいということで毎日同じような文言で聞くもんですから、なんかマンネリ化してですね、聞き流すというか、そういう人たちもけっこう多くはないかなと心配をいたします。

それで、この4月の、毎日熊日で町村ごとの数が出て来ますけれど、トータルの数は町のホームページを見ると出てくると思いますが、2月の20日時点でしたかね、2月の20日の熊日新聞によりますと、うちの町は126人とこう出ました。そすと、結局例えば教職員と名指すといかんですが、要するに町外から勤務される方で、コロナにかかった人はカウントされないわけですね。町の人数には入りません。ですが、そういう方も含めていたしますと、今もう、これからずっと毎日私もつけてはおりませんが、140かそこら前後になっているのかなと思いますけれど、それでやっぱり毎日前日の感染者、今のところゼロゼロが続いとるですね。それが見て安心しますが、トータルで何人というのが出て来ませんが、やっぱり防災無線あたり注意喚起をしてほしいと思いますのは、県のリスクレベルが云々、それはそれでいいんですが、町でですね、昨日はゼロならゼロでした、今トータルで何人ですと、いうなことで、ちょっとびくってして聞き直すようなですね、方が増えるような放送の仕方というかですね、その辺りちょっと何がいか私も断言はできませんけれど、もう少し町民に対する危機意識、注意喚起の方法についてはですね、少し工夫をしていただきたいと思いますのでどうでしょうか、そのあたり。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

新規感染者につきましては、感染された方々への配慮もあり、ホームページでのみ町内の新規感染者数、累計をお知らせをしております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、個人個人が行う基本的な感染防止策の徹底が重要であり、町民の方々にも基本的な感染防止策の徹底を継続して呼びかけてきたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生から2年を超えて長期化し、感染予防の啓発も変わりばえしないため、町民の方々の危機意識も希薄化していると考えられます。

基本的な感染防止策につきましては、今後も継続して啓発していくしかございませ

せんが、議員ご指摘のとおり、危機意識の喚起も重要であると思われまます。感染者数を防災無線などでお知らせすることも一つの方法かもしれませんが、同じパターンを繰り返すことはマンネリ化してしまいますので、町内における新規感染者が急激に増加した場合などに、その状況をお知らせするなど、感染の状況に応じた効果的な感染予防の啓発を検討してまいります。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、説明がございました。で、やっぱりどうしても感染をされた方っていうのは、したくてされたわけではなくて、そういった方々への配慮っていうのもありますので、どうしてもこう、それだけ、それをPRしますよっていうようなことがなかなか難しいというのが現状であります。

議員がおっしゃいますように、やっぱりいろんな意味でですね、これ全国的にやっぱりそういう危機感、危機意識というのが薄くなってきているのかなというような思いもします。そういったことも含めて今、課長のほうから説明がありましたけど、美里町でちょっとボーンと増えてきたというようなときあたりに、危機意識を持ってもらうような放送をすとかですね、あるいは何か広報紙を使ってもう一回危機意識を持ちましょうというような広報をすとか、そういったことを工夫をしてやっていきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 一応、そういう視点でぜひ取組をしていただきたいと思います。

次に移ります。令和4年度予算について、お尋ねをいたします。

昨日も、町長の施政方針ということで、重点課題については説明がございました。で、聞きたいのはですね、振興計画とか総合的なものも大事ですけれども、先ほど質問もございました中央北地区の水道の関係でありますとか、いろいろ予算上ですね、何を優先していくのか、予算の多い順にいくのか、それは別にいたしまして、その総花的なものでなくて、町として箇条書き的に1何々、2何々というようなことでやった場合に、また5点か6点がですね、そういう視点での町の重点課題について、どうお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 新年度予算における本町の重点課題は何かというご質問でございます。令和4年度予算案につきましては、予算総額を前年度当初予算比1億4,500万円増の70億5,500万円といたしております。で、本年度の予算につきまして、六つの重点項目を上げて予算編成を行っております。

まず、第1の重点項目といたしまして、「ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた地方創生の取組の推進」でございます。これは、ワクチンの接種をはじめとす

る様々な感染防止策や経済回復支援等のための事業費といたしまして、1億4,234万円を計上いたしております。詳しいことにつきましては、また新年度予算の説明のときに細かい分野は説明をさせていただきます。ただ、感染防止対策、それからアフターコロナ後の経済回復、コロナのときとコロナの後を見据えた経済回復のための予算でございます。

二つ目は、「災害に強いまちづくり」でございます。近年の激甚化する災害へ対応する防災・減災対策を進めるため、関連事業費3,108万円を計上しているところでございます。

三つ目は、「上水道の整備」でございます。水道ビジョン及び経営戦略に基づきまして、水道未普及地域の解消を進めていくこととし、関連事業費1,033万円を計上いたしております。これは金額は少ないですが、未普及地域を解消していくということ、それから上水道の整備に向けてしっかり取り組んでいくことということで計上させていただいております。

四つ目は、「学びの機会が充実したまちづくりの推進」でございます。教育格差を是正し、教育サービスの環境整備を図るため、公営塾の開催、昨年から行っております公営塾の開催、あるいはICT環境の充実など、関連事業費1,735万円を計上しているところでございます。

五つ目は、「職員の資質・能力向上」でございます。行政サービスの水準を確保し、多様な住民ニーズやまちづくりの課題を把握し、これからの社会に対応できる職員の育成が求められております。まさに核となる、役場の中で核となる人間を育成していくというような予算でございますが、そういった各種研修等の事業費で115万円を計上しているところでございます。

六つ目は、「組織（各課）の連携・協力による重点項目の取組」でございます。これは、具体的予算というものは組んではおりません。しかしながら、横の連携をしっかりととって、これが重点項目に取り組んでいくということでございます。

以上、五つの重点項目を効率的かつ効果的に推進するために、横断的に連携協力し、まちづくりの基本目標に沿ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） わかりました。

次に移ります。地方財政計画における収支見通しの特徴についてお尋ねをいたしますが、国家予算については新聞報道で報道されておりますように、過去最大が目立ちすぎる膨張予算ということで、107兆円の予算が国の予算ではつけて、今審議中でございます。10年連続で過去最大を更新しているということでございませ

て、一般会計、社会保障関連経費、国債費が大きく膨れております。社会保障の関係で36兆円、国債費で24兆円、これも過去最大と言われております。3年連続の15か月予算ということになっておりまして、非常に膨れに膨れている国の予算でございますが、それに関連して、地方財政計画もですね、非常に大きくなっております。この2021年度のを踏まえまして、2022年度の地方財政計画における収支見通しの特徴について、どう町としては見ておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

令和4年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額に関する書類、いわゆる地方財政計画におきましては、通常収支分の総額が約90兆5,700億円と、前年度比0.9%、約7,600億円の増となっています。

歳入面では地方税が3兆1,503億円増の4兆1兆2,305億円、地方譲与税は7,759億円増の2兆5,978億円、地方交付税は6,153億円増の1兆8兆538億円など、大幅な増収となります。しかし、地方債が3兆6,331億円減の7兆6,077億円で、そのうち、臨時財政対策債は3兆6,992億円減の1兆7,805億円となり、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額については、水準超過経費を除く、交付団体ベースで6兆2兆135億円と、徴収猶予特例分を除けば、前年度比0.0%、203億円の増となり、令和3年度と同水準を確保することとする方針が遵守されたものとなっております。

歳出面では、昨年度の人事院勧告のマイナス改定により、給与関係経費が約1,940億円減の1兆9,600億円、一般行政経費は補助事業分で高齢化による社会保障給付の増により、約5,580億円増の4兆1兆4,400億円、公債費は令和3年度猶予特例債分の影響で、約3,500億円減の1兆1兆4,300億円、投資的経費は直轄補助事業分で約640億円の減となったものの、単独分において公共施設等適正管理推進事業債の事業期間が5年間延長され、1,000億円増額されたことなどにより、約330億円増の1兆1兆9,600億円となっております。

以上が、令和4年度地方財政計画の収支見通しの概要となっております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今ありますように、地方交付税がですね、非常にリーマンショック以来最高だということでございます。逆に、臨時財政対策債、その他については縮小傾向になっておるところであります。この歳出の、今言われました中で、歳出の給与関係経費、この中で職員の期末手当の削減というのが行われております。また、直接的には町に関係ございませんが、保健所人員の体制強化のためのですね、

経費の計上というのが反映されているということでございます。また、一般行政経費の中で、社会保障を中心に増額傾向でございますが、臨時的経費の3項目と言われております「まち・ひと・しごと創生事業費」、これは2015年度から漸次伸びております。また、「地域社会再生事業費」、あるいは「地域デジタル社会推進費」等も2021年からですね、自治体デジタルトランスフォーメーション計画が策定中でございますが、そういったものの経費に使われると、こういうことで特徴的に出ているかというふうに思います。また、この投資的経費の中でも、公共施設等の適正管理の推進ということで、経費が計上されておりますし、消防・防災力の強化の点でも重点的に経費が計上されております。こういう地方財政計画の歳出の特徴を踏まえての町のこの財政支出についてですね、どのような特徴になって予算を組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

先ほど議員がおっしゃられました部分と若干重複する部分もございますが、令和4年度地方財政計画における歳出の重点といたしましては、主に九つの項目がございます。

一つ目に、昨年度から計画の「地域デジタル社会推進費」、こちらが2,000億円の確保となっており、二つ目に「公共施設の脱炭素化の取組等の推進」で、先ほども述べました公共施設等適正管理推進事業費5,800億円の増額計上、三つ目に「消防・防災力の一層の強化」で、緊急防災・減災事業の対象事業の追加、四つ目に「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円の確保、五つ目に「地域社会再生事業費」4,200億円の確保、六つ目に「保健所の恒常的な人員体制強化」として、2年間で1.5倍増を目指して感染症対応業務に従事する保健師、約2700名の確保、七つ目に「公立病院経営強化の推進」、八つ目に「下水道事業の広域化・共同化の推進のための地方財政措置の拡充」、九つ目に「社会保障・税一体改革による社会保障の充実及び人づくり革命」等があげられております。

これらの項目に対応する町の予算といたしましては、砥用庁舎非常用電源設備改修工事及びその監理業務委託料4,505万円に緊急防災・減災事業費を充て、防災重点ため池看板設置工事2,500万円及び総合防災マップ作成業務委託料801万4,000円に、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策費をそれぞれ充てております。

そのほか、現時点では財源充当が確実ではございませんが、まち・ひと・しごと創生事業費におきましては、79事業、約2億4,000万円、地域デジタル社会推進費で10事業、1,170万円が対応可能かと考えております。より有利な財

源措置を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 予算の内容の説明が、この私の質問の終わった後で聞くところでございますので、また予算の詳細の説明の後にまたお尋ねすることもあると思います。

それでは、続きまして、3点目の職員の定年延長について、お尋ねをいたします。

公務員の65歳定年延長については、2023年度から31年度までに2年ごとに定年が1歳上がりまして、8年後には65歳定年制度ができ上るという国家公務員の定年年齢引き上げのかかる改正法と地方公務員の定年引上げへの改正法が、2021年6月に国会において可決成立をいたしております。

地方公務員にも今後65歳定年制度が導入されるということになるわけでございます。8年かけて65歳定年にするので、2023年度末は定年退職者がなく、2024年度末はあるといったぐあいに、1年おきに定年退職者が出るということになります。また、制度が導入されますと、附帯決議にもありますように、全世代の職員のワークライフバランスを確保すること、あるいは非常勤職員と常勤職員との格差の解消、災害が続く現在明らかになった課題を踏まえ、超過勤務縮減等のための将来にわたっての必要な提言など、いろいろ課題が出てくるものと思われま

す。また、総務省におきましては、役職定年制を全自治体で一律に導入するとしておりますが、役職定年というのは管理職が管理監督勤務上限年齢に達したとき、翌年度以降は管理監督職以外の職に任用を変える制度であります。この制度により、かつての上司と部下が逆転し、モチベーションや人間関係に支障が出ることも考えられます。さらに、定年前再任用短時間勤務制度も導入されますが、60歳前に退職した人は対象になりません。制度完成までの間、職場では60歳超の正規職員と暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員が一時期に存在すると、こういうことになるわけでございます。60歳超の正規職員と再任用職員の処遇について、均衡を図ることも非常に大事になってまいります。また、1年おきに退職者が出るということで、採用計画にもこれまでと違って来るわけで、採用を希望する学生にとってもいろいろ影響が出てくると、このように考えるところでございます。

その中で幾つか、お尋ねをいたします。

1点目は、働き続けられる職場環境の整備をどうなっているかということでお尋ねですが、いかなる職種であっても年金支給開始までの雇用確保は必要だというふうに考えておきまして、職務内容や配置、働き方などについて、職場実態に応じた仕事のあり方を検討していかなければならないのではないかと思います。この点

についていかがお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

地方公務員につきましては、平成6年及び平成12年の年金制度の改革により、年金の支給開始年齢は60歳から65歳まで段階的に引き上げられてきました。これに伴い、退職から年金支給開始までの間に無給の期間が生じないように、平成13年度から再任用制度が導入されております。これは定年等で退職後、1年を超えない範囲で65歳まで任用できるものです。実際には、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げが始まった平成26年度から運用されており、2年に1歳ずつ任用年齢が延長され、今年度末退職の職員から65歳までの再任用ができることとなっております。

さらに、先ほど議員からのご説明ありましたが、昨年の地方公務員法の改正により、令和5年度から定年延長が実施されることとなります。これにより、2年に1歳ずつ段階的に定年年齢が延長され、令和14年度から65歳が定年となります。併せて、管理監督職の勤務上限年齢を規定する、いわゆる役職定年制、及び60歳以後の延長された定年前の退職者を短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制度等が導入されることとなっており、年金の接続を図るという意味での整備につながっているかと思われまます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 次に移ります。

役職定年制における特例任用と適用拡大の抑制についてお尋ねをいたします。

役職定年制、どういうことかということ60歳のときに管理監督者だった職員を非管理監督者への降任、または異動することを役職定年制と呼ぶわけですが、その例外として、職務特性があることを理由に、最長3年まで引き続き管理監督職として留任させることができる制度を、いわゆる特例任用と呼んでおりますが、この間は通常の現役給与の70%支給の対象外になる場合もあるということでございまして、この点について、この役職定年における特例任用等についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

役職定年制におきましては、役職定年の年齢は60歳を基本とすることとなっており、その期日は条例で定めることとなっておりますが、これまでどおり60歳に達した後、最初の3月31日が役職定年日となるものと思われまます。そして、その

翌日、4月1日から管理監督職以外の職に異動することとなります。但し、今議員がおっしゃられましたように、職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には、例外措置を講じることができるものとなっております。

その一つが、今度の改正法におきます降任等及び任用の制限の特例、特例任用かと思われませんが、これは役職定年を迎えた職員が他の職へ降任等を行うことで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合、例えば、特別なプロジェクトの継続や職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難な場合において、管理監督職のまま1年以内の勤務延長ができ、再延長により3年間の任用ができるものでございます。本来、役職定年から降任する場合は70%の給与の額になるとなりますが、この特例任用を行った場合には、給与についてはそのまま維持できるということになっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 説明を聞きましたけれども、組織の新陳代謝を確保するためですね、安易な制度の導入、あるいはその恣意的な運用、こういうことがないように一応利用していただきたいと思います。

3点目は、現在の定年に達した後の給与のあり方等についてお尋ねをいたします。

60歳を超える職員の給与月額、60歳時の何割水準、勤務成績が特に良好である場合を除いて昇給しないとなっておりますが、昇給昇格運用基準の改善により、60歳時点の到達支給を改善させるとかですね、あるいは生涯賃金の改善を考えると、こういったことが必要ではないかと思いますが、この現在の定年に達した後の給与のあり方について、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

定年延長後の60歳を超える職員の給料につきましては、基本的に60歳前の7割水準となります。これは国家公務員の俸給額7割措置に準じ、かつ民間企業の高齢期雇用の実情を考慮したものとされております。併せて、給料月額を基に算定される手当につきましても7割水準となります。ただし、先ほどありましたように、特例任用により管理監督職にある職員については、一部を除き適用されないこととなっております。

また、定年延長後もですね、勤務評価の実績を基に、昇給等はできることとなっておりますので、そういったことで60歳後のフルタイム職員の給与の処遇改善につきましても便宜が図られていくことができるものとなっていると考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 次の質問を行います。

定年引上げ完了までの再任用制度との均衡についてお尋ねをいたします。

現行の再任用職員の半数以上が係長以下の職位であると、本町において詳しくはちょっと調べておりませんが、一般的にそう言われております。給与水準が低いことから、再任用職員について、退職前の7割水準の給料が確保できるよう、60歳前と同じ職務級で再任用すべきだという考えもございしますが、この定年引上げ完了までの再任用制度との均衡についての考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

定年引上げにつきましては、2年で1歳引き上げと段階的に実施され、令和5年度から14年度までかかりますので、経過措置といたしまして、現在と同様の再任用制度が暫定的に適用され、65歳まで勤務できることとなります。

なお、定年延長後の60歳以降の職員はフルタイム勤務となりますが、現行の再任用制度におきましては、フルタイム勤務と短時間勤務がありますが、運用上、短時間勤務を通例としているところでございます。

再任用制度職員の給与水準の維持につきましても、短時間でございますので、7割からさらにその時間数で計算した給与を支給するということになっております。また、これは職員の構造の新陳代謝を促すという意味でもございしますし、60過ぎました職員が新たな雇用の形態、自分なりのその後の人生設計に基づいて、いろいろな選択ができる制度となっておりますので、そのいろいろな方向性を活用しながら、伸びやかに60歳以後の生活ができるようなところで選べることになっているところでもございます。

終わります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 5点目のお尋ねをいたします。

定年の引き上げ期間中における計画的な職員の採用について、お尋ねをいたします。

制度完成まで定年退職が2年に1度になるため、計画的な新規採用者の確保が必要だと思いますが、また、財源不足や定数問題を理由に定年引上げ対象者を定年前再任用短時間勤務への強制されることがないように、という思いから、定年の引き上げ期間中における計画的な職員の採用についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

定年引上げに伴い、延長後はフルタイムでの勤務を原則といたしますが、先ほど

も申しましたように、いろいろな雇用の形態を職員が選べるものとして、短時間の勤務の制度がございます。今後の採用の見通しとしましては、フルタイムで働く職員も多くなってくると思われますので、フルタイム勤務職員につきましては、定員管理上、職員数に含まれることとなります。そこを見極めて新規職員の採用計画を立てる必要がございます。

先ほど、議員から説明がありました一方的に退職前の短時間勤務に誘導するというようなことは、これはあってはなりません。本人の希望によりますので、そういったところでの情報提供、意思確認制度というのを今後行っていく必要がございます。

令和4年度のなるべく早い段階で、60歳以後の任用、給与、手当等の情報提供を行い、勤務に対する意思確認を行って、新たな職員採用計画に反映させていくことと考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 来年4月からの施行でございます。で、職員団体との協議もですね、誠意をもってきちんとやっていただきたいと、十分に職員側の意見も聞いていただいてですね、制度を設計していただきたいと、このように思います。

高齢者部分休業制度というこの条例化という課題もございます。これは56歳以上の職員が1週間当たりの勤務時間の2分の1を超える範囲で休業できる制度ということですが、そういったものも今後の課題としてあると思われるので、その辺りもぜひ検討の一つに入れていただきたいと、思っております。

最後の質問に移ります。

自伐型林業の推進についてお尋ねをいたします。

この自伐型林業の推進については、この先日ですね、林務観光課の主管でございますが、この研修会が予定されましたが、コロナで急遽延期になりました。これは中止ではないということだったら、またやるということですよ。これは非常に、チラシも行き渡っておりまして、私が聞く範囲では非常に興味を持っておられますので、ぜひこれは実現して、1回でなくても何回かですね、継続的に取り組んでいただくと、このように思うところでございます。

質問の趣旨といいますのはですね、1月の31日の新聞報道でございますが、2019年、20年の森林環境譲与税について、市区町村の5割超が未活用であるというのがですね、ここの新聞記事で出てるわけです。本町におきましては何百万か基金に入れたとかと思いますけれど、全体的に県内では57%がですね、該当していると、使っていないと、こういう記事が出ております。せっかく森林環境税というの

が申請されまして、森林環境譲与税というのが国から前倒しです、交付されているような状況でございます。この森林環境譲与税については、できるだけ基金とかいうようなことで残すようなことじゃなくて、できるだけやっぱり使っていただくと、こういうことで積極的に使っていただくということが必要かなと思いますけれど、この点について、この新聞記事で今申し上げましたような内容踏まえて、町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

本町の本年度の予算額は1,774万5,000円になります。基金取崩額が310万円を加えた、総額2,289万5,000円につきましては、内容のほうは森林専門委員等の人件費に763万2,000円、自伐型林業推進関係に400万円、森林経営管理制度に係る森林調査等に223万6,000円、林業機械等導入事業に140万円、美里の山除間伐推進事業に494万4,000円、林道維持管理経費に268万3,000円などに充当しておりまして、本町では全額譲与税を充当しております。

しかしながら、森林経営管理制度において、町の委託される森林所有者が増えれば、除間伐事業への比率が増え、財源の不足の恐れがありますので、今後は対象事業の絞り込みが必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当課長のほうから説明がありましたが、美里町においては全額充当してあります。しかも、今後ですね、森林経営管理制度において委託される森林所有者が増えれば、要は財源不足が生じる恐れがあるということで、対象事業を絞り込む必要が出てくるのではないかとというような話もございました。今月の24日に開催予定の熊本県の町村会の定期総会におきましても、国に対して森林環境譲与税の配分については、森林所有が大きい自治体により大きな財源配分となるように見直すことという要望を行う予定でございます。

せっかく創設された制度でございますので、積極的に活用し、山林のあるべき姿というものを取り戻せるように注力してまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） この森林環境税の矛盾点というか問題点について、私も何回か質問で取り上げておりますが、とにかく林地がないところによけいお金が行くようなことではですね、全く制度の趣旨に外れると、人口割とか持ってきたもんだからですね、横浜とかあんまり森林がないところでもドバっとお金が行くような、本当

に矛盾した制度になっておりますので、ぜひその制度の矛盾の改善については町村会と全力でやっていただきたいと思います。

それで、いろいろ今、課長からありました。人件費の760何万とか、除間伐、あるいは機械の補助も140万ですか、いろいろ説明がございました。要するに、私も森林組合連合会の学習会がございまして、分厚い資料とCDまで入れてですね、説明会がございましたけども、非常に資料が膨大ですね、なかなかそれを読み解いてそれを活用するというのは非常に、率直に言って難しい面があるかなと思っております。で、農業の多面的機能支払交付金と同じような形で、林業の場合も制度がありますということのようでございますけれど、やっぱりその重機を買うにしてもですね、全部その補助金の対象というのは、要するに新品の機械を買わないと補助の対象になりませんよね。ほとんど。ですから、重機はコンボを買うにしても何百万と高いんですよ。新しいのを買おうとする場合に。そうした場合に、何人か共同ですね、自伐型林業でやろうかということ、作業道でも作るためにはコンボの小さいのでも買わない仕事になりませんのでですね、そういう場合に、この森林組合連合会の補助金はもちろん制度としてございます。国県の補助金も別途あるかもしれません。そういうこと、それと併せてですね、町も単独の補助金等を創設してですね、この自伐型林業のこのせつかく非常に有効な私は制度だと思いますので、できるだけ少しでも前に行くように、町でもですね、独自の補助制度等を作って、これを推進をしていただけないかというようなことでございます。先ほど質問の中で、半林半Xと、半Xは狩猟、狩猟のことを言われたですかね。そういうことで半林半Xという提起もされておりますけれども、この自伐型林業をより先に進めるために、森林組合連合会の補助金、国県の補助金と抱き合わせるような形で、町の制度等を作っていただいて、少しでも自伐型林業が推進できるようなことができないかですね、その点どうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

自伐型林業のですね、推進のために何かできないかということなんですが、現在ですね、先ほど説明した中で、令和元年度から林業機械等の導入事業というのを2戸以上の林家に対し、2分の1の補助、最高150万円ですか、これを今、現在行っており、また以前からですね、作業道の開設の補助、あるいは集材路、集材路についてはメーター500円の補助を行っているところであります。今後ともですね、その今言われた担い手の支援の事業とか、そういうのに拡充するとか、あと、多面的事業については町のほうも上乘せで補助しております。今2団体が町の中で活動しております。こういう状況になっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町独自の補助制度の創設についてでございます。現在、美里町におきましては、移住定住を促進し、雇用の場としての自伐林業を試験的に展開しているところでございます。今後はこの自伐型林業によるまちおこしというところまで持っていければという考えもでございます。現に、高知県の佐川町あたりでは、非常に効果が出ているというような状況でございます。

今後、自伐型林業の振興を目指して、地域おこし協力隊も次年度募集してまいります。先ほど出ました半林半Xという、このXのところですが、今日の質問では、このXイコール狩猟というようなどころがありましたが、例えば、耕作放棄地あたりを団地化してですね、そして有機農業をしてもらおうとか、このXには今後いろんな仕事が入ってくるのではないかとということで、非常に期待をしているところでございます。

今後、地域おこし協力隊等も来ていただいて、また今自伐林業を展開していただいている方、それらの方々の活動の中で、例えば町がどの部分に対し、支援することが本当に効果的かといったことなども聞かせていただいて、独自のそういう補助が必要かどうかというのを考えさせていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） ぜひ、非常に自伐型林業の推進というのは町の課題として最適なものの一つではなかろうかと思っておりますので、今言われたような中身をぜひ進めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をいたしました。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後2時10分とします。

-----○-----

休憩 午後1時55分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第2 議案第22号 令和4年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第23号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算

- 日程第4 議案第24号 令和4年度美里町土地取得特別会計予算  
日程第5 議案第25号 令和4年度美里町介護保険特別会計予算  
日程第6 議案第26号 令和4年度美里町生活排水特別会計予算  
日程第7 議案第27号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第8 議案第28号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（吉田美好君） お諮りします。日程第2、議案第22号、令和4年度美里町一般会計予算から日程第8、議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算までの7案件についてを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第22号から日程第8、議案第28号までの7案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定をしました。

それでは、日程第2、議案第22号から日程第8、議案第28号までを一括して議題とします。

○議長（吉田美好君） まず、議案第22号、令和4年度美里町一般会計予算、これについての内容説明を求めます。宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） 議案第22号について、ご説明申し上げます。

別冊の、令和4年度美里町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第22号、令和4年度美里町一般会計予算

令和4年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億5,500万円と定める。第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は12億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。

OCR装置リース料、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を330万7,000円として、債務負担行為を設定しております。

次の8ページをご覧ください。第3表、地方債でございます。

起債の目的の臨時財政対策債9,600万円から、次の9ページをお願いいたします。いちばん下の過年発生農地農林施設等補助災害復旧事業1,300万円までの23事業で、総額7億円の地方債を予定しております。目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、表内に記述のとおりでございます。

12ページをお開き願います。12ページからが歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。主なものを説明申し上げます。

まず、一つ目の枠、款の1町税、項の1町民税におきまして、個人の所得割及び法人の所得税割の増収を見込みまして、前年度より806万6,000円増の総額で2億8,889万6,000円を計上いたしております。

二つ目の枠、項の2固定資産税におきましては、評価替えの影響から、1,285万3,000円の減収を見込んで、総額4億3,640万1,000円を計上いたしております。

13ページをお開き願います。13ページの三つ目の枠、款の2地方譲与税、項の1地方揮発油譲与税から、項の3森林環境譲与税まで、総務省の令和4年度地方財政の見通しを参考に、それぞれ増額を見込んでおります。

14ページをご覧ください。一番下の枠です。款の7地方消費税交付金におきましては、社会保障分の直近の交付状況を勘案いたしまして、4,892万4,000円増額の2億4,189万円を計上いたしております。

15ページをお開き願います。15ページの二つ目の枠です。款の8環境性能割交付金におきましては、自動車を取得する際の臨時的軽減措置が令和4年から適用されないこととなるため、776万2,000円増の1,167万2,000円を計上しております。その下の枠、款の9地方特例交付金におきましては、自動車及び軽自動車分の交付金がなくなるために、725万5,000円減の524万9,000円を計上いたしております。

一番下の枠で、款の10地方交付税におきましては、国の地方財政計画の見通しより、交付税におきまして、前年度より1億6,556万3,000円増の30億9,914万5,000円を増額し、合わせまして1億6,673万3,000円増の総

額32億3,694万5,000円を計上いたしております。

次の16ページをご覧ください。二つ目の枠です。款の12分担金及び負担金、項の1分担金の目の1農業水産業費分担金におきましては、特定農業用灌水路事業費の減額に伴いまして、前年度より1,205万減額の1,610万円を計上いたしております。

19ページをお開き願います。19ページの二つ目の枠です。款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金におきましては、子どものための教育・保育給付費負担金1億3,934万2,000円を計上しておりますが、施設型給付費交付金として、国庫補助金から組み替えたものでございます。その下、目の2衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金845万5,000円を計上しております。3回目の接種及び小児接種2回分に充てるものでございます。

20ページをご覧ください。項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金におきまして、45件のコロナ対策歳出予算に充てるものとしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億486万9,000円を計上しております。目の2民生費国庫補助金におきましては、補正13号でも計上いたしました保育士や支援員の処遇改善に充てるものとして、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金641万3,000円とその下、放課後児童支援員処遇改善臨時特例事業補助金39万6,000円を計上しております。目の3衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金994万7,000円を計上しております。目の4土木費国庫補助金におきましては、社会資本整備総合交付金におきまして、町道7路線の整備に係る財源として9,248万円、その下、社会資本整備交付金の住宅分としまして、公営住宅長寿命化計画策定及び八幡原団地外壁・屋根改修等に充てる財源としまして3,892万9,000円、道整備交付金につきましては、町道4路線の財源としまして5,000万円を計上いたしております。

21ページをお開き願います。説明欄の一番上になります。洞岳トンネルほか4橋梁の改修、橋梁長寿命化計画策定、点検等を行う財源としまして、道路メンテナンス事業補助金9,171万2,000円を計上しております。目の6教育費国庫補助金におきましては、堅志田城跡進入路法面復旧事業の70%補助にあたる補助金としまして、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金3,436万円を計上しております。二つ目の枠の、項の3委託金におきまして、目の1総務費委託金、7月に実施が予定されております参議院議員選挙委託金として1,145万5,000円を計上いたしております。一番下の枠です。款の15県支出金、項の1県負担金、目

の1 民生費負担金におきましては、子どものための教育・保育給付費県負担金6,967万1,000円を計上しております。

22 ページをご覧ください。二つ目の枠です。項の2 県補助金、目の1 総務費県補助金におきましては、熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金1,000万円を計上しております。これは令和元年度から3年間の予定でしたが、引き続き交付されることとなり、防犯灯設置工事費及び中央庁舎駐車場舗装補修工事等に充てるものでございます。

23 ページをお開き願います。目の2 民生費県補助金でございますが介護予防拠点事業として、中川原公民館の改築に対する補助金としまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金891万円を計上いたしております。

24 ページをご覧ください。萱野揚水機場整備測量設計に係ります補助金で、水利施設等保全高度化事業簡易整備型補助金345万円を計上しております。その下、農村地域防災減災事業補助金2,500万円につきましては、防災重点ため池25か所の看板設置工事に係るもので、100%の補助率となっております。その下、林業費補助金の下ですけれども、林業施設災害復旧事業補助金（R4 過年災分）につきましては2,323万1,000円、令和2年度及び3年度発生 of 林道早楠線の復旧工事に対するものでございます。その下、目の7 教育費県補助金におきましては、堅志田城跡進入路法面復旧工事費の5%にあたります補助です。国宝重要文化財等防災施設整備費補助金245万4,000円を計上しております。

27 ページをお開き願います。27 ページの二つ目の枠です。款の17 寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金、昨年度より1,200万円増額を見込みまして、4,000万円を計上いたしております。

一番下の枠で、款の18 繰入金、項の1 基金繰入金におきましては、財政調整基金繰入金、前年度より7150万円を減額し、8500万円を計上しております

そして、下から2つ目、平成28年熊本地震復興繰入金につきましては、昨年度より2,390万円増の2,933万8,000円を計上いたし、総額で昨年度より6,401万7,000円減の1億5,737万3,000円を計上しております。

30 ページをお開き願います。30 ページの二つ目の枠です。款の21 町債におきましては、臨時財政対策債、前年度より9,400万円減の9,600万円を計上し、31 ページをお開き願います。総額で昨年より5,000万円減額の7億円を計上いたしております。

32 ページをご覧ください。32 ページからが3の歳出となっております。

まず、款の1 議会費におきましては、議員定数が削減されたことに伴いまして、前年度より1,221万5,000円減の7,224万9,000円を計上いたしてお

ります。

37ページをお開き願います。37ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費でございます。7行目のところ、例規整備支援業務委託料、新型コロナ対策としまして995万5,000円を計上しております。これは例規システムの支援業務に充てるもので、一部新型コロナ対策費を充てております。その下、二つ下、契約管理システム改修業務委託料、新型コロナ対策につきましては、経営診断結果の反映や物品役務入札採用システム、総合評価方式の対応を図るため330万円を計上いたしております。その下、入札参加資格オンライン申請システム運用委託料、新型コロナ対策委託分112万2,000円につきましても、令和5年・6年分の申請として随時変更申請に係るものとして計上をいたしております。

38ページをご覧ください。工事請負費の防犯灯設置工事費593万円を計上しております。これには財源としまして水力発電の交付金の活用を入れておりまして、5路線64基の整備を計画いたしております。備品購入費の502万1,000円につきましては、電気自動車1台を含む備品購入費となっております。

39ページをお開き願います。39ページの6行目のところ、マイナンバーカード取得促進給付金、新型コロナ対策分です。1,769万9,000円を計上しておりますが、これは本町のマイナンバーカード取得率が24.7%と、県内で最下位であり、マイナンバーカード取得率40%を目指し、取得者に5,000円の給付金を給付するものでございます。目の3財産管理費におきましては、地域振興基金積立金、昨年と同額の1億円を計上いたしております。

40ページをご覧ください。目の4会計管理費におきましては、キャッシュレス決済導入業務委託料、新型コロナ対策分として1,026万3,000円を計上しております。町税や公共料金との収納に対応するものでございます。

42ページをお開き願います。42ページは、目の5財産管理費でございまして、一つ目の枠の右側の一番下、砥用庁舎非常用発電設備改修工事監理業務委託料105万円、それから、工事費のところ、砥用庁舎非常用発電設備改修工事4,400万円を計上いたしております。砥用庁舎の非常用電源設備の改修に充てるものでございます。その下は、中央庁舎駐車場舗装工事（1工区）としております。これは3年計画で実施する初年度の工事費1,300万円となっております。

43ページをお開き願います。43ページは企画費でございます。ふるさと応援寄附金返戻金を1,200万報償費の中に組んでおりますが、ふるさと応援基金4,000万円を見込んだことからの計上となっております。

44ページをご覧ください。委託料の一番下のところで、特産品PR事業委託料、新型コロナ対策分500万円上げてございますが、ふるさと納税の推進・拡充を図

るものでございます。

45ページをお開き願います。8行目のところに生活交通路線維持費補助金があります。昨年度より500万円増の2,333万5,000円を計上しております。その下、地方バス運行等特別対策（運行費）補助金、こちらも前年度より1,200万円増の2,865万5,000円を計上いたしております。

49ページをお開き願います。49ページの目の12特定目的基金費でございます。ふるさと応援基金積立金に前年度より1,200万円増の4,000万円を計上いたしております。

53ページをお開き願います。53ページ、項の3戸籍住民基本台帳費でございます。委託料のところに2番目に戸籍システム改修業務委託料1,081万8,000円を計上しております。戸籍事務のマイナンバーカード制度導入に伴うものでございます。

54ページをご覧願います。二つ目の枠です。選挙費でございます。目の1選挙管理委員会費におきましては、昨日ご議決いただきました選挙管理委員会の委員の報酬、委員長が10万8,000円、選挙管理委員会委員報酬が26万7,000円と増額計上をいたしております。目の3町議会議員選挙費におきましては、総額1,806万1,000円を計上しております。

55ページをお願いいたします。負担金補助金のところで、選挙運動用車両等公費負担金が882万4,000円計上してございます。今回の選挙から選挙費用の公費負担が適用されることとなり、計上したところでございます。目の4衆議院議員選挙費におきましては、1,145万5,000円を計上いたしております。

次の56ページが一番下でございます。目の5県議会議員選挙費におきましては、令和5年度に実施予定の県議会議員選挙の事務費分310万8,000円を計上いたしております。

61ページをお開き願います。61ページ、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費でございます。委託料のところに一番下で、eスポーツでいい里づくり事業委託料303万2,000円を計上いたしております。

62ページをご覧願います。上から4行目のところ、歳入でも出てまいりましたが、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金891万円です。中川原公民館整備で100%の補助で行うものでございます。

63ページをお開き願います。63ページ、扶助費の3番目です。障害福祉サービス費等給付費につきましては、前年より618万円増の3億6,918万円を計上いたしております。

64ページをご覧願います。目の4国民健康保険事務費でございます。繰出金の

ところで、国民健康保険特別会計繰出金、前年度より214万8,000円減の1億322万4,000円を計上いたしております。目の5介護保険事務費におきましても、繰出金のところで介護保険特別会計繰出金、前年度より401万6,000円減の3億2,597万7,000円を計上しております。

65ページをお願いいたします。目の6後期高齢者医療費のところでございます。こちら繰出金のところで、後期高齢者医療特別会計繰出金、前年度より476万減の7,370万3,000円を計上いたしております。

66ページをご覧ください。目の社会福祉施設費になります。工事費のところ、筒川荘ブロック積工事費359万1,000円を計上しております。

68ページをお開き願います。項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費でございます。歳入でも出てまいりましたが、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金641万3,000円、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金39万6,000円を計上いたしております。

70ページをお開き願います。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費におきましては4,945万5,000円を計上しておりますが、そのうち新型コロナ対策としまして、ワクチン接種体制確保分994万7,000円、ワクチン接種分845万5,000円を計上したところがございます。

74ページをお開き願います。74ページ、目の7水道施設整備費でございます。水道事業普及における新たな簡易水道事業としての創設認可を進めるための、中央北地区簡易水道事業創設認可申請書作成業務委託料1,980万円を計上いたしております。

75ページをお開き願います。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員会費におきましては、こちら昨日ご承認いただきました農業委員会委員の報酬、会長分25万2,000円、農業委員会委員の報酬で199万8,000円を増額して計上いたしております。

76ページをご覧ください。目の2農業総務費でございます。地域農業の振興を図るため、営農相談員を配置しております。営農相談員報酬として、会計年度任用職員分205万8,000円を計上いたしております。

78ページをお開き願います。目の4農業振興費になりますが、8行目のところで中山間地域等直接支払交付金8,340万円を計上しております。下から3番目、農業用機械等導入補助金につきましては、昨年から認定農業者個人への補助を行っておりますが、1,335万3,000円を計上しております。その下、鳥獣被害防止総合対策（推進）事業補助金から、次のページの一番上、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金まで、合わせて1,759万5,000円を計上いたしております。

80ページをご覧ください。目の6農地費になります。委託料のところで、萱野地区揚水機場整備測量設計委託料になりますが、500万円計上しております。団体営水利施設等保全高度事業により、国55%、県14%の補助を受けて事業を行うものでございます。その下、次期土地改良事業を計画している地域の事業採択に向けて行います地形図作成業務委託料1,100万円を計上いたしております。工事請負費のところで、歳入でも出てまいりましたが、農村地域防災減災事業により、国の100%補助を受けまして25か所のため池で実施します防災重点ため池看板設置工事費2,500万円を計上いたしております。

81ページをお開き願います。目の7農業構造改善対策費の委託料のところの一番下です。佐俣の湯レジシステム導入業務委託料、新型コロナ対策費といたしまして1,850万円を計上いたしております。

82ページをご覧ください。項の2林業費、目の1林業総務費の報償費のところで、地域おこし協力隊員報償金4,900万円を計上しております。

次の83ページをお開き願います。失礼しました。先ほどの地域おこし協力隊員の報償費は490万円を計上し、次の83ページにまいりまして、負担金補助金のところの一番下、地域おこし協力隊活動助成金357万8,000円を計上しておりますが、地域おこし協力隊員を3名募集し、自伐型林業を推進する計画でございます。それと、目の2林業振興費でございます。一番下の委託料のところで自伐型林業推進業務委託料220万円、それとその下、森林経営管理制度事業による森林調査業務委託料740万円をそれぞれ計上いたしております。

84ページをご覧ください。負担金、補助金交付金の5番目のところで、森林整備補助金500万円を計上しておりますが、植林や下刈り、獣害防止ネット設置を行うものでございます。目の3造林事業費におきましては、一番下の美里の山除間伐推進事業補助金900万円を計上いたしております。

85ページをお開き願います。目の5林道開設費におきましては、工事請負費のところで、林道早楠線開設工事1,100万円、林道大窪線開設工事3,100万円をそれぞれ計上いたしております。

86ページをご覧ください。款の6商工費、項の1商工観光費、目の1商工振興費におきましては、委託料のところで地域逸品商談支援業務委託料、新型コロナ対策分として80万円を計上しております。その下、3行目のところで、営業時間短縮要請協力金、新型コロナ対策分として255万4,000円を計上いたしております。

87ページをお開き願います。3行目のところで中小企業資金利子補給費補助金、新型コロナ対策分600万円を計上し、その下、地域通貨補助金、新型コロナ対策

分1,000万円を計上いたしております。

次のページ、88ページをご覧ください。目の2観光振興費になりますが、委託料の一番下です。観光スポット周遊キャンペーン事業委託料、新型コロナ対策分として200万円を計上しております。観光アプリ「みさとりっぷ」を活用しまして観光振興を図るものでございます。

91ページをお開き願います。91ページの二つ目の枠です。款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の1道路橋梁総務費でございます。すみません、失礼しました。目の2道路維持費でございます。環境整備作業用消耗品、新型コロナ対策3万6,000円から次のページまで、燃料費、手数料、原材料費と出てまいります。コロナの影響で各地域での環境保全活動ができにくくなっていることを補完するために雇用対策と併せまして行うもので、総額の1,116万5,000円を計上しております。工事請負費のところでは、町道維持工事費7路線分3,400万円を計上し、社会資本整備総合交付金事業につきましては、2路線の舗装工事費としまして3,600万円を計上しております。町道維持工事(復興基金分)につきましては、3路線で2,700万円を計上いたしております。

93ページをお開き願います。目の3道路新設改良費におきましては、社会資本整備総合交付金事業2,320万円から社会資本整備総合交付金事業で委託料、工事費等合わせまして、総額の1億2,550万円を計上しております。工事請負費のところでは、一番下の道整備交付金事業1億200万円、それに加えて2事業ほか4路線分で道整備交付金事業としまして、1億930万円を計上したところでございます。目の4橋梁維持費におきましては、委託料で道路メンテナン事業委託料6,600万円、その下の工事請負費で道路メンテナンス事業工事費9,400万円を計上しております。

95ページをお開き願います。目の1住宅管理費になりますが、委託料のところ、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料(社交金分)642万4,000円を計上し、工事請負費のところ、町営住宅改修工事(社交金分)6,300万円を計上しております。こちらは八幡原団地の外壁・屋根の改修工事費となっております。

二つ目の枠です。款の8消防費、項の1消防費、目の1非常備消防費におきましては、一番目の報酬のところ、こちらも昨日条例改正によりご承認いただきました消防団員の年報酬、前年度より412万2,000円を増額し、1,161万4,000円を計上し、その下消防団員の出勤報酬としましては248万円を計上したところでございます。

96ページをご覧ください。工事請負費のところ、防火水槽整備工事1300

万円計上しております。令和4年度も、用來、内山2か所に40トンの防火水槽を整備する予定となっております。

98ページをご覧ください。98ページの委託料のところ、総合防災マップ作成業務委託料801万4,000円を計上しておりますが、5年ぶりに更新を行います防災マップの冊子及びウェブサイトの構築の費用となっております。

101ページをお開き願います。101ページ、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費におきまして、4行目のところ、美里町公営塾講師謝金、2年目となりますが、255万円を計上いたしております。

103ページをお開き願います。103ページの委託料の一番下から2番目です。eスポーツでいい里づくり事業委託料29万7,000円、eスポーツを活用した教育プログラミングに取り組むものでございます。その下は文部科学省の学校バリアフリー化指針に基づきまして、学校施設バリアフリー化計画等策定業務委託料143万円を計上したものでございます。それと使用料、賃借料のところの下から3番目です。フィルタリングソフト使用料、新型コロナ対策148万2,000円、その下、学習ドリルソフトウェア使用料138万6,000円でございますが、学校ICT教育の充実を図るため予算を計上したものでございます。

104ページをご覧ください。工事費のところ、プール濾過器取替工事1,950万円を計上しております。砥用小・砥用中学校のプールの経年劣化に対応するため、工事を行うものでございます。

105ページをお開き願います。目の3外国語指導費の続きになりますが、委託料のところ、外国語指導助手派遣業務委託料として497万2,000円を計上しております。ALTの外国からの渡航困難な際に、民間企業からの派遣により対応する措置として計上したところでございます。

少し飛びまして、121ページをお開き願います。款の9教育費、項の4社会教育費、目の1社会教育総務費でございます。工事請負費のところ、やすらぎ交流体験施設トイレ改修工事、新型コロナ対策分としまして800万円を計上しております。やすらぎ交流体験施設のトイレの洋式化に係るものでございます。

125ページをお願いいたします。目の3文化財保護費でございます。堅志田城跡進入路法面復旧工事監理業務委託料450万円と工事費のところ、堅志田城跡進入路法面復旧工事4,900万円、国宝重要文化財等防災施設整備補助金を活用して行うものでございます。また、その間の桑木野城跡調査業務委託料につきましては、令和4年度から実施するもので131万円を計上いたしております。

127ページをご覧ください。127ページ、項の5保健体育費、目の2体育施設費でございます。役務費の下から2番目でございます。B&G海洋センター艇庫

トイレ解体撤去手数料96万8,000円を計上しております。

次の128ページをご覧ください。委託料の一番下でございます。B&G体育館トイレ改修設計業務委託料、新型コロナ対策分としまして182万2,000円を計上しております。トイレの洋式化を図るためのものでございます。

129ページをお開き願います。129ページ、二つ目の枠です。款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の目の2林業施設災害復旧費におきましては、林道早楠線災害復旧工事に係る令和3年度からの組替分としまして、工事費におきまして林道施設災害復旧工事（R4過年災分）として3,800万円を計上したところでございます。

次の130ページをご覧ください。二つ目の枠でございます。款の11公債費におきましては、町債償還元金9億7,399万1,000円を計上し、総額で9億9,427万3,000円を計上したところでございます。

次の131ページから145ページまでは付属資料となっております。

以上で、議案第22号についての説明を終わります。

**○議長（吉田美好君）** 以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

次に、議案第23号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

**○健康保険課長（松永栄作君）** 議案第23号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第23号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第23号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算

令和4年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,184万4,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。下の枠になりますが、第2表、債務負担行為でございます。

事項につきましては自動車借上料、期間は令和5年度から令和9年度まで、限度額は192万5,000円としております。

これは歳出の疾病予防費に計上しておりますが、被保険者に対する保健指導等に使用する車両のリース料を債務負担行為として設定したものでございます。

次に、予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。第1款、第1項国民健康保険税は、被保険者数、世帯数及び課税標準額の推計値、保険税軽減額及び徴収率の見込みを基に見積もっております。第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を合わせまして、2億439万8,000円を計上しております。

次に、7ページをお開き願います。上から四つ目の枠になります。第4款、第1項県負担金の第1目保険給付費等交付金につきましては、第1節普通交付金で10億3,445万3,000円を計上しております。保険給付に必要な費用を県が全額負担するものでございます。第2節におきまして、特別交付金として4,708万4,000円を計上しております。

次に、8ページをご覧ください。一番上の枠になります。第6款、第1項他会計繰入金の第1目一般会計繰入金につきましては、第1節事務費繰入金から第5節財政安定化支援事業繰入金まで、計1億322万4,000円を計上しております。なお、令和4年度から未就学児に対する均等割り保険税軽減分を一般会計から繰り入れますので、第3節未就学児均等割り保険料繰入金を新設をしております。

次に、10ページをお開き願います。3、歳出でございます。

第1款、第1項総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用でございますが、第1目一般管理費と第2目連合会負担金で、計870万9,000円を計上しております。

次に、11ページをお開き願います。三つ目の枠になります。第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、医療の給付に要する経費になりますが、令和3年度における実績等により、それぞれの区分ごとに推定し、第1目一般被保険者療養給付費から第5目審査支払手数料まで、計8億8,420万6,000円を計上しております。

次に、12ページをご覧ください。一番上の枠になります。第2款、第2項高額療養費につきましては、第1項療養諸費と同様に見積もり、第1目から第4目まで、1億5,289万3,000円を計上しております。

次に、同ページが一番下の枠になります。第2款、第4項出産育児一時金につきましては、4人の出産を見込みまして、支払手数料と合わせて168万1,000円を計上しております。

13ページをお開き願います。2番目の枠でございます。第2款、第6項傷病手当金につきましては、被用者である被保険者が新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができなかった期間について、給与収入等の減少分の一部を支給する傷病手当金を185万4,000円計上しております。

次に、3番目の枠でございます。第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になりますが、2億3,921万6,000円を計上しております。

次の枠でございます。第3款、第2項後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療の支援金に係る県への納付金になりますが、県の算定により5,479万7,000円を計上しております。

次の枠でございます。第3款、第3項介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になりますが、県の算定により2,024万円を計上しております。

14ページをご覧ください。二つ目の枠でございます。第5款、第1項特定健康診査等事業費につきましては、受診率目標を67%と設定した上で見積り、948万9,000円を計上しております。

14ページから15ページにわたりますが、第5款、第2項保険事業費につきましては、第2目疾病予防費におきまして、特定健診未受診者の勧奨等に従事する会計年度任用職員に係る費用をはじめとする疾病予防に関する諸費用を1,018万円計上しております。

15ページをお開き願います。第13節におきまして、債務負担行為でも計上しております保健指導等に使用する車両のリース料を38万5,000円計上しております。

17ページをお開き願います。予備費につきましては、3,534万6,000円を計上しております。

18ページ以降につきましては、予算に関する説明書でございます。

以上で、議案第23号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

次に、議案第24号、令和4年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を求めます。宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） 議案第24号について、説明申し上げます。

別冊の、令和4年度美里町土地取得特別会計予算書の1ページをお開き願います。議案第24号、令和4年度美里町土地取得特別会計予算

令和4年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の上段が2、歳入でございます。款の1財産収入におきまして、土地開発基金利子1000円を計上し、款の2繰越金におきまして、前年度繰越金1,000円を計上いたしております。

3の歳出におきましては、款の1諸支出金におきまして、土地開発基金利子操出金を1,000円、款の2予備費におきまして、1,000円を計上したところでございます。

以上で、議案第24号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

次に、議案第25号、令和4年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を求めます。坂村福祉課長。

○福祉課長（坂村 浩君） それでは、議案第25号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町介護保険特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第25号、令和4年度美里町介護保険特別会計予算

令和4年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,202万3,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法、（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上をした予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。第1款保険料の第1項介護保険料につきましては、被保険者数の推計値及び保険料の軽減並びに収納率の見込みを基に3億2,400万7,000円を計上しております。

3段目の枠になります。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の第1目介護給付費負担金3億2,990万4,000円と次の枠の第3款第2項国庫補助金の第1目調整交付金2億40万円につきましては、介護サービス等給付費の事業を行うため、国からの負担金及び補助金になります。

次に、7ページをお開き願います。2段目の枠になります。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金の第1目介護給付費交付金5億1,102万9,000円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護給付費に係る負担金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

次の枠になります。第5款県支出金、第1項県負担金の第1目介護給付費負担金2億8,522万3,000円につきましては、介護サービス給付費の事業を行うため、県からの負担金になります。

次の枠をお願いします。第5款、第2項県補助金の合計1,705万9,000円につきましては、主に介護予防事業及び包括的支援事業を行うため、県補助金になります。

次に、8ページをご覧ください。2段目の枠になります。第7款繰入金の第1項一般会計繰入金としまして、合計で3億2,597万7,000円を繰り入れることとしております。

次に、10ページをお開き願います。3の歳出でございます。第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、介護保険事業の一般的な管理運営費用としまして331万4,000円を計上しております。

次に、11ページをお開き願います。第1款、第2項徴収費につきましては、賦課徴収費としまして、95万2,000円を計上しております。

続きまして、2段目の枠になります。第1款、第3項介護認定調査費につきましては、介護認定調査業務に係る経費としまして、1,587万4,000円を計上しております。その中で主なものとしまして、18節負担金補助及び交付金で、宇城広域連合負担金497万7,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。第2款の保険給付に係る予算につきましては、令和

3年度における実績や要介護認定者数等の推計値を基に計上しております。

まず、第2款、第1項、第1目介護サービス等給付につきましては、各種介護サービスに係る経費としまして、17億9,108万4,000円を計上しております。説明欄の主なものとしまして、居宅介護サービス給付費4億5,600万円、地域密着型介護サービス給付費3億840万円、施設介護サービス給付費8億7,360万円をそれぞれ計上しております。

次に、2段目の枠の第2款、第2項、第1目介護予防サービス等給付費につきましては、介護保険で要支援者の認定を受けた方が受ける予防給付に係る経費としまして、3,603万円を計上しております。

次に、3段目の枠の第2款、第3項、第1目高額介護サービス等費5,821万2,000円につきましては、介護サービスに係るその月の利用者負担額が一定の上限を超え、高額となったときに支給されるものでございます。

次に、13ページをお開き願います。2段目の枠になります。第3款地域支援事業費の第1項、第1目介護予防・生活支援サービス事業費としまして、3,334万4,000円を計上しております。これは高齢者が要介護状態とならないように、介護予防事業を行うものでございます。

次に、3段目の枠の第3款、第2項、第1目一般介護予防費としまして5,105万2,000円を計上しております。主なものとしまして、次の14ページをご覧ください。第12節委託料に、老人福祉センター及び湯の香苑で実施しております高齢者生きがい活動支援通事業委託料（温泉デイになります）としまして、2,011万8,000円を計上しております。また、各地区の集会所等で実施しております介護予防サロン事業委託料としまして、1,632万5,000円を計上しております。

次に、二つ下の枠の、第18節負担金補助及び交付金の介護予防推進事業「通いの場」補助金55万5,000円につきましては、これまでの「通いの場」の拡充を図るため、参加人数に応じた補助金を加算し交付する方法に変更を予定しております。

次の段になります。第3款、第3項、第1目地域包括支援センター運営費におきまして、今回、運営委員会設置条例を上程し、ご議決いただきました地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営委員の報酬並びに費用弁償をそれぞれ計上しております。また、12節の委託料におきましては、地域包括支援センター運営委託料としまして、3,243万9,000円を計上しております。

次の枠になります。第3款、第3項、第2目任意事業費の第12節委託料におきまして、次のページ、15ページをお開き願います。

説明欄の上から２段目、介護給付費適正化委託料（介護給付費等適正化事業）１６７万円につきましては、介護給付費の適正化を図るため、専門業者に委託し、ケアプラン等の点検業務を行うものでございます。

１６ページをご覧ください。２段目の枠の第６款公債費の第１項、第１目財政安定化基金償還金５３３万４、０００円につきましては、令和２年度に熊本県より借入れました財政安定化基金貸付金の償還になります。

その下の段の第７款予備費としまして、３３万４、０００円を計上しております。なお、１７ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でございます。

以上で、議案第２５号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第２５号の内容説明を終わります。

次に、議案第２６号、令和４年度美里町生活排水特別会計予算の内容説明を求めます。原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） 議案第２６号について、ご説明いたします。

別冊、令和４年度美里町生活排水特別会計予算書の１ページをお開き願います。

議案第２６号、令和４年度美里町生活排水特別会計予算

令和４年度美里町の生活排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億８、９２３万２、０００円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

地方債、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

一時借入金、第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、７、０００万円と定める。

歳出予算の流用、第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年３月８日提出 美里町長 上田泰弘

４ページをお開き願います。

第２表、地方債でございます。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、限度額１、８１０万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

6 ページをお開き願います。まず、2、歳入の主なものについてご説明いたします。

款の1 分担金及び負担金、項の1 分担金、目の1 浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金につきましては、1 基当たり10万円の分担金の40基分としまして、浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金400万円を計上しております。

款の2 使用料及び手数料、項の1 使用料、目の1 浄化槽市町村整備推進事業使用料につきましては、浄化槽市町村整備推進事業使用料、浄化槽市町村整備推進事業使用料滞納繰越分を合わせまして、7,568万円を計上しております。

款の3 国庫支出金、項の1 国庫補助金、目の1 浄化槽整備事業費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金につきましては、40基の補助対象事業の50%としまして、1,803万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。款の5 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 一般会計繰入金につきましては、7,061万円を計上しております。

款の8 町債、項の1 町債、目の1 浄化槽整備事業債、過疎対策事業債、下水道事業債、公営企業会計適用債を合計しまして、1,810万円を計上しております。

次に、次のページの3、歳出の主なものについてご説明いたします。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費、節の10 需用費、修繕料につきましては、270万円を計上しております。節の11 役務費、浄化槽法定検査料、約1,800基で685万2,000円を計上しております。節の12 委託料、浄化槽清掃管理委託料、2社分で9,649万5,000円を計上しております。生活排水事業法適用支援業務委託料230万円、生活排水事業固定資産台帳作成業務委託料180万円、こちらは公営企業会計の移行に関する業務として計上しております。

次のページをお開き願います。款の2 事業費、項の1 事業費、目の1 浄化槽市町村整備推進事業費、節の14 工事請負費、浄化槽設置工事費につきまして40基分の計画で、5,063万8,000円を計上しております。

なお、10ページから14ページまでは、付属の資料となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

次に、議案第27号、令和4年度美里町高齢者医療特別会計予算の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第27号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第27号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをご覧ください。

議案第27号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,890万1,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

5ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の試算により、1億357万6,000円を計上しております。

次に、上から三つ目の枠をご覧ください。第3款、第1項一般会計繰入金につきましては、第1目事務費繰入金は、歳出における総務費の一般管理費及び徴収費分を繰り入れるものであり、298万5,000円を計上しております。第2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものであり、7,071万8,000円を計上しております。

6ページをご覧ください。第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金の第1目保険料還付金につきましては、歳出予算の保険料還付金の財源としまして、後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものであり、10万円を計上しております。

次に、7ページをお開き願います。3、歳出でございます。一番上の枠になります。第1款、第1項総務管理費につきましては、一般的な管理運営費用でございますが、285万3,000円を計上しております。

上から三つ目の枠をご覧ください。第2款、第1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の医療給付の財源として納付するものでございますが、歳入の後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金、延滞金を合わせた額1億7,429万5,000円を計上しております。

同ページの一番下の枠をご覧ください。第3款、第1項償還金及び還付加算金につきましては、第1目保険料還付金で、昨年度と同額の10万円を計上しております。

8ページをご覧ください。予備費につきましては、152万円を計上しております

す。

9ページ以降につきましては、予算に関する説明書でございます。

以上で、議案第27号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

次に、議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。原木上下水道係長。

○上下水道係長（原木貴裕君） 議案第28号について、ご説明いたします。

別冊、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算

令和4年度美里町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,843万6,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。第2表、地方債でございます。起債の目的、簡易水道施設整備事業、限度額970万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。まず、2、歳入の主なものについてご説明いたします。

款の2使用料及び手数料、項の1使用料、目の1水道使用料につきましては、水道使用料現年分、水道使用料滞納繰越分を合わせて1億1,100万円を計上しております。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては、

6,496万円を計上しております。

次のページをお開き願います。款の7町債、項の1町債、目の1簡易水道施設整備事業債につきましては、公営企業会計適用債970万円を計上しております。

次に、次のページの3、歳出の主なものについてご説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の10需用費、消耗品費の主なものとしまして、薬剤、水道メーター代金として362万5,000円、次に修繕料、主なものとして、漏水修理、山出浄水場非常用発電機用充電器取替330万2,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。節の11役務費、小筵水源水質検査手数料、こちらは認可申請において必要となりますので、2回分の57万円を計上しております。節の12委託料、公営企業会計に移行するために、業務といたしまして、簡易水道事業法適用支援業務委託料976万円を計上しております。節の17備品購入費、水道ハンディターミナルリプレース機器購入費236万5,000円を計上しております。こちらは水道の検針員さんの使用される機器となります。

なお、11ページから15ページまでは付属資料となりますので、以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第28号の説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日10日、木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会し、明日10日、木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明後日11日、金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 3 時 3 4 分

第 3 号

3 月 1 1 日 (金)

## 令和4年第1回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月11日（金）  
午前10時00分開会

### 1. 議事日程

日程第1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務常任委員会委員長 (2) 経済建設常任委員会委員長 (3) 社会文教常任委員会委員長
日程第2	議案第22号	令和4年度美里町一般会計予算
日程第3	議案第23号	令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第24号	令和4年度美里町土地取得特別会計予算
日程第5	議案第25号	令和4年度美里町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第26号	令和4年度美里町生活排水特別会計予算
日程第7	議案第27号	令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第28号	令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算
日程第9	議案第29号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の一部変更について
日程第10		議員派遣の件について
日程第11		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第12		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

### 2. 出席議員（11名）

1番	高田美千子君	2番	光井博幸君
3番	今田政行君	4番	坂田竜義君
5番	上田孝君	7番	中川政司君
8番	吉田起登君	9番	上村則幸君
10番	福田秀憲君	11番	濱田憲治君
12番	吉田美好君		

### 3. 欠席議員（なし） 欠員（1名）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	宮寄幸仁君
企画情報課長	渡邊徳晶君	税務課長	田上和則君
住民課長	山田輝臣君	福祉課長	坂村浩君
健康保険課長	松永栄作君	経済課長	富永英司君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	立道誠君
上下水道係長	原木貴裕君	会計課長	池永英治君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	野田まや君
------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、上田孝君。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

昨日、総務常任委員会を開きましたので報告いたします。

総務常任委員会報告

美里町議会議長 吉田美好様

総務常任委員長 上田 孝

令和4年3月10日午前10時より、総務常任委員会を行いましたので、報告いたします。出席者は、総務常任委員会より、吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の4名、執行部より、宮寄総務課長、渡邊企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長の5名が出席されております。

まず、令和4年度美里町一般会計予算について、関係課長より説明を受けました。総務課では、一般管理費において、マイナンバーカード取得推進給付金については、県内で最低水準の取得率24.7%を40%まで向上させることを目標に、カード取得者に一人当たり5,000円を給付するものです。なお、既に取得されている方についても給付対象となるそうです。

防犯灯設置工事は、5路線64基分を予定しているものです。備品購入費については、電動自動車1台などに充てるものです。財産管理費の工事請負費で、砥用庁舎非常用発電設備改修工事は、老朽化に伴い、新たに発電設備を設置するものでございます。中央庁舎駐車場舗装補修工事は、3年間で工事を完了するとのことでございます。消防費の工事請負費、防火水槽整備工事は、2基分で用米地区と内山地区に整備するものでございます。総合防災マップ作成業務委託料は、5年おきに作成することとなっているため、新たに作成するものです。

企画情報課では、企画費の地域おこし協力隊員報償金は、新年度から新たに2名の隊員を募集するため計上するものです。ふるさと応援寄附金に関連する予算として、返礼品には寄附額の30%、事務委託料には12%、その他、事務手数料等についての説明を受けております。

生活交通路線維持費補助金と、地方バス運行等特別対策補助金の増額については、

急激な燃料費の高騰や、路線バスの便数削減に伴い、国の補助対象から外れた分を町・県で補うための増額とされているものでございます。

税務課においては、総合行政システム改修業務委託料、地方税共通納税システム対象税目拡大作業支援業務委託料等についての説明を受けたところです。

物品廃棄手数料は、使用できなくなった大判プリンターの廃棄手数料とのことでございます。

住民課では、戸籍システム改修業務委託料などの説明を受けております。

また、会計課では、キャッシュレス決済導入業務委託料についての説明を受けたところでございます。

机上での委員会を閉じ、午後1時より高森防災交通係長にも同行いただき、現地調査を行っております。まず、中央庁舎南側に設置されている雨量観測所と中央庁舎入り口付近の浜戸川に設置された危機管理型水位計を視察しております。両施設とも、設定された数値に達すると担当する職員が携帯する端末に直接報告されるようになっているそうです。同じものが中央庁舎と小夏川にも設置されているそうです。

次に、車中避難所整備工事について、総合体育館駐車場と砥用中学校体育館駐車場を視察しております。総合体育館は85区画、プラス障害者用2区画で、その内19区画を車中避難所として設定されています。砥用中学校体育館は37区画で、その内6区画を車中避難所として設定しているとのこと。2か所とも防災蓄電倉庫が設定され、非常用電源が使用できるようになっておりました。

最後に、新年度整備予定の砥用庁舎非常用発電設備の設置場所を確認して、午後2時40分帰庁し、委員会を終了いたしました。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがありましたら他の委員さんの補足を願いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 委員長の先ほどの報告の中で、砥用庁舎のところを中央庁舎とおっしゃいましたので、訂正をお願いしたいと思います。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） 議長が申されたとおおり、中央庁舎と発言したところを砥用庁舎に訂正いたします。

○議長（吉田美好君） それでは、補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過

と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。  
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、中川政司君。

○経済建設常任委員会委員長（中川政司君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回美里町議会定例会、経済建設常任委員会報告

令和4年3月11日

美里町議会議長 吉田美好様

経済建設常任委員会委員長 中川政司

本定例会における経済建設常任委員会活動をしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

3月10日午前10時より、第1会議室において、濱田副議長、吉田起登議員、坂田議員、中川と、執行部より富永経済課長、高田林務観光課長、立道建設課長、原木水道衛生係長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、令和4年度美里町一般会計予算について、各課より説明を受けました。

経済課では、主なもので中山間地域等直接支払交付金8,340万円については現在5期目であり、22集落協定が行っており、令和4年度の協定の農用地面積は498.7ヘクタールを見込んでいるとのことであります。特産物振興補助金90万円については、町が指定した振興作物等で、野菜、山菜、果汁、工芸作物、資材等であり、栽培されていないものもあり、新しい作物を取り入れるとの説明でありました。農業用機械導入補助金1,335万3,000円については、申請件数が21件で、農業者組織が6件、認定農業者14件、法人1件との説明でした。次世代人材投資事業補助金900万円については、認定新規就農者の経営確立を支援するための補助金で、一人150万円、6名分で最長5年間だそうであります。農業農村整備事業負担金4,745万円については、西台地事業部の石綿管更新工事に650万円、補助整備工区、今、用來、下永富の完了整備並びに換地費及び東部幹線、これは隧道工区であります。測量設計業務委託料並びに工事請負費との説明であります。多面的機能支払事業交付金2,641万円については、農地維持活動22組織、資源向上協働活動に15組織、資源向上長寿命化活動に10組織で、取り組み面積が533.4ヘクタールだそうであります。

林務観光課では、地域おこし協力隊員報償金490万円については、3名の賃金

で、9月から来年3月までの7か月間の予定だそうです。また、地域おこし協力隊活動助成金357万8,000円については、3名分の居住費、活動車両費、燃料費、研修費、消耗品・用具費との説明でした。自伐型林業推進業務委託料220万円については、多間伐や道づくりなどの研修業務委託だそうです。林業用機械導入補助金240万円については、2団体でチップパーとバックホーだそうです。商工振興費で地域通貨補助金、新型コロナ対策1,000万円については、プレミアム率が30%の商品券6,000冊で、5,000円購入で6,500円分使えるそうです。

建設課では、土木費で老朽危険空き家等除却推進補助金600万円については6件分で、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金518万5,000円については、1件分だそうです。工事請負費の2億2,800万円については、社会資本整備総合交付金事業では4路線、町道改良工事では4路線、道整備交付金事業では4路線で、道路メンテナンス事業委託料6,600万円については5件で、橋梁及びトンネルの補修で道路メンテナンス事業工事費の9,400万円については橋梁補修工事の4橋との説明でありました。町営住宅改修工事の6,300万円については八幡原団地の5・6・7号棟だそうです。

午後2時に説明は終わり、現地視察を行いました。まず、林道大窪線開設工事付近の植樹祭、これは今年の11月に行われますが、その場所を視察をいたしました。同時に開設工事も行われていまして、工事のほうも順調よく進んでいるとの説明でした。

次に、町道勢井・下福良線を視察をしました。工事中であり、90%の進捗との説明でした。次に、大沢水の大雨どきの浸水場所を視察をいたしました。委員からは排水口が小さいために、あと1か所別なルートで排水口を作ったらどうかとの意見も出ております。

午後4時に中央庁舎に帰り、委員会を解散をいたしました。

以上で報告を終わります。報告漏れがありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、福田秀憲君。

○社会文教常任委員会委員長（福田秀憲君） おはようございます。

昨日、社会文教常任委員会を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 吉田美好様

昨日出席された方は、議会から、今田議員、高田議員、私。執行部から、吉永教育長、酒井学校教育課長、中川社会教育課長、松永健康保険課長、坂村福祉課長、水道衛生課からは原木係長と三浦係長が出席をいただいております。

中身につきましては、令和4年度の一般会計の予算について説明を受けました。社会文教関係の当初の予算の主な事業といたしまして、水道衛生課では中央北地区の簡易水道の認可申請に向けた申請書作成業務を委託をされます。これは簡易水道にすることによって、過疎対策事業債や簡易水道事業債の発効ができるため、財源確保が容易になるということでありまして、また、粗大ごみ置き場がわかりにくいので、その粗大ごみ置き場に看板を立ててわかるようにしようということ、看板を立てることになっています。

健康保険課は、令和3年度に引き続きまして、ワクチンの接種を行います。小児接種、5歳から11歳、それと18歳以上の3回目の接種、今まで接種していない人も申し込みがあるそうでありまして、その方への接種が計画をされております。

福祉課では、「eスポーツでいい里づくり」事業が行われておりますけれども、現在、3地区実施をされているそうでありまして、それを6地区に広げていこうじゃないかという計画であります。あと、中川原公民館の建設、筒川荘のブロック積みと照明のLED化、これを行います。また、令和3年度に引き続きまして、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善の実施も行われます。

学校教育課では、昨年に引き続きまして、美里公営塾の開設、中学校英語検定チャレンジ事業が計画されております。ハード面では老朽化した砥用小・中学校のプールの濾過機の取替えを行います。これは小学校と中学校のプールは一緒になっておりまして、濾過機が1つであります。その濾過機の取替えが行われます。

社会教育課は、国・県の補助を受けまして、堅志田城跡進入路法面復旧工事を行います。そのほか、やすらぎ交流体験施設の通称「かじか」ですけれども、「かじか」のトイレの洋式化、また、B&G体育館トイレの改修、洋式化の設計業務が予定されております。

教育長のほうから報告がありまして、美里町公営塾については、受講者から大変な評判がよかったと、好評であったということで、令和4年度も継続して実施した

いという報告がありました。

説明を受けた後、現地調査を行いました。堅志田城跡進入路法面復旧工事の予定地、砥用小・中学校のプールの濾過機、筒川荘のブロック積みと総合運動公園グラウンドの排水路の4か所の現地を視察を、調査を行いました。堅志田城跡には、ほかにも崩れているところがありますけれども、大変困難なところでありまして、検討を要するのではないかなという思いがしております。砥用小・中学校のプールの濾過機については、これは老朽化が激しくなっておりまして、取替えが必要であると思われまます。筒川荘の石垣は、実査したところ、ところどころで押し出されておりました崩れる恐れがありますので、ブロック積みをされるということでもあります。総合運動公園グラウンドの排水路は、これはですね、予算書のほうにはありませんでしたけれども、西側のほうの排水路がもう埋まってしまっているということで、それを観に行きました。これは指定管理者との協議が予定されているということでもあります。それで、あとを対処するという事になっております。

以上、社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足説明はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第2 議案第22号 令和4年度美里町一般会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第2、議案第22号、令和4年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑は逐条としますか、一括としますか。

どちらで行いますか。

〔「逐条でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） それでは、本案の質疑は逐条で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） それでは、本案は逐条質疑で行います。

まず、1ページ・2ページ、3ページ・4ページ、5・6ページ、7・8ページ、9・10ページ、11・12ページ、13・14ページ、15・16ページ、17・18ページ、19・20ページ、21・22ページ、23・24ページ、25・26ページ、27・28ページ、29・30ページ、31・32ページ。はい、4番、坂田君。

○4番（坂田竜義君） ちょっとずっと費目を見てましたが、ちょっと該当の費目がわからないので、それを含めてお尋ねしますけども、熊日に何回か載っておりますけれども、自治体を対象にした建物災害共済事業を運営する全国自治協会のいわゆる災害見舞金についてですね、報道がされております。

○議長（吉田美好君） 何ページですか。

○4番（坂田竜義君） ちょっと該当の費目がわからないので、併せてお尋ねいたします。

この災害見舞金が、差額が出ないというところで、うちの町も該当の町村ということで出ておりますが、これは雑収入になるのか、何か特定の費目、受け入れる場合の費目はどういう費目になるのか。そしてこの対応についてはどうされるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

今の質問につきましては、41ページに歳出で出てまいりますが、町有建物災害共済掛金というので歳出だけ出てまいります。歳入については計上いたしております。686万8,000円を130施設分ということで計上いたしております。

坂田議員がおっしゃいます新聞報道等につきまします災害見舞金につきましては、全国自治協会がこの共済金の枠の中で、前年度の残金に応じて15%の枠で見舞金として支給をされるものでございます。美里町につきましては、対象の施設が現在、支給を受けているものにつきまして14件ございまして、元々平成28年の地震の翌年度から見舞金の支給が開始されるということで、そのときの支払いの限度額については、被害額を117億円で想定し、22億数千万ですけども、の範囲内で支払いをすると、そして見通しではその中に入ってしまうということで、15%で支払いを開始されたところですが、ただ、そのあと、これは申請の期限がございませんので、各自治体から被害額が上がってまいりまして、実際は227億円、当初の倍近くの見舞金が必要ということになります。これは限度額15%の中で運用いたしますので、被害額が大きくなればその支給率を下げ、最終的には9.27%になるということが計算されております。美里町については、その時点で9.27%を

超える見舞金の支給を受けております。そして、あと14件分についてその支給を受けておりますが、まだ申請中のものが8件ございました。本来であれば、その9.27%にすれば、逆に返還をするというようなことになるのかと理解していましたが、その返還は要らないというご説明でございましたので、美里町としてはそのまま受け入れをしたところでございます。

先ほどの質問について、この歳入については計上はいたしておりません。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 大体、要するに15%来るところでしょう。だけん、その来るはずのものが、向こうからすれば未払いのものについて値切りますよという話でしょ。だからそれは基本的に、町長も言われておるように、基本的な制度としておかしいでしょということなんですね。ですから、そのあたりを今後どうしていくのか。それで受け入れるのかどうかですね。ちょっと。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この問題はですね、要は共済の基金、前年の基金の5%を災害があったときに見舞金で配りますよという話で、一番決めとかなければいけなかったのに決めてなかったのが、申請の期限ですね。この期限がもうずっと無制限と言いますか、いつまでという区切りがなかったもんですから、当初の見込みよりも被害額が大きくなり過ぎたと、で、当初の見込みで、じゃあ15%で払おうと言って払っていたけども、最終的には足らなくなった。そのしわ寄せが後から申請したところに来たというようなことになっております。それで、今、町村会のほうから報告を受けているのは、今後、例えば期限を切るとかですね、どういう運用をしていたほうがこういう不公平なことが起こらないかということ専門家の委員会なりを立ち上げてですね、議論をするというふうには聞いているところでございます。今、その進み具合を注視しているところであります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） とにかく制度としてもらうべきものがもらえないということになりますと、これはもう全国自治協会の責任はそうですけども、やっぱり国としてもですね、やっぱり責任になってくるのかなというふうに思います。とにかく、6団体、町村会を通じましてきちんとこのあたりの問題の整理を行っていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 皆さん方に申し上げます。議事の進行上、一応ページに沿ってですね、進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、これに載っていない部分等がありましたら、総括の中で総括質疑として意見を伺いた

と思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

31・32ページについて、ありませんか。33・34ページ、35・36ページ、37・38ページ、39・40ページ、41・42ページ、43・44ページ、45・46ページ、47・48ページ、49・50ページ、51・52ページ、53・54ページ、55・56ページ、57・58ページ、59・60ページ、61・62ページ、63・64ページ、65・66ページ、67・68ページ、69・70ページ、71・72ページ、73・74ページ、75・76ページ。3番、今田君。

○3番（今田政行君） ただいま上程中の議案第22号についてお尋ねをいたします。

76ページの中ほどにあります1節の報酬、営農相談員報酬ということで計上してございますが、今まであまり記憶になかった項目かと思えますけども、内容説明をいただきたいと思えます。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

営農相談員につきましては、近年美里町でも新就農者並びに認定農業者の営農計画の改善並びに認定就農者につきましては、こういった作物をつくって、自立した農業が確立できるのかというのの支援を、町並びに農協、振興局を通じてですね、支援のほう、行ってきてまいっております。ただ現状を見てみますと、JAあたりも人員が少なくですね、なかなかJA業務のほうに追われて、そういった新規就農者あたりの支援とかですね、現地での指導であったり、そういったのがなかなかこう思うように進まず、認定新規就農者においてもですね、残念ながら離農されるというふうな状況も続いてきておりました。そういった中で、やはり町の農業の担い手となるそういった新規就農者、あるいは認定農業者の支援を行うためには、どうしてもそういった営農関係の専門家と言いますか、専門員が必要であるというようなことで協議を行いまして、今回会計年度任用職員ということで1名の方の予算のほうを計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 期待しております。終わります。

○議長（吉田美好君） ほかに75・76ありませんか。次に進みます。77・78ページ、79・80ページ、81・82ページ。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議案第22号について質問いたします。

81ページなんですけれども、ここの農業構造改善対策費として、農業構造改善

関連の施設の修繕料ということで1,000万円を計上されております。確か令和3年度は農業構造改善ということで、エレベーターとかですね、販売所のコインロッカーあたりを公開しているわけでありましてけれども、令和4年度はどういう事業内容なんでしょうか。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農業構造改善関連施設の修繕料につきましては、佐俣の湯の修繕料、それと農村婦人の家の修繕料ということで計画をしております。

主に、佐俣の湯の修繕料になりますけれども、現在計画しておりますのは、岩風呂の露天の目隠しのフェンスがございまして、今、そのフェンスがですね、腐食あたりをしております、外から見える可能性があるということがございまして、そういった修繕、今ブルーシートのほうで保護をしておりますけれども、そういった目隠しフェンスの修繕、それとサウナ室の床が木材でずっと敷き詰めてあるんですけども、そういったところの老朽化がございまして、毛羽立ってきているといいますか、そういったところのサウナの修繕、それと身障者用の駐車場の、今現在1台しかございませんので、そういったお客様からの増設の要望もありまして、身体障害者の駐車場の修繕、あとはいろいろ厨房関係の水回りの修繕でございますとか、がございまして、佐俣の湯で8件ほど計画をして、佐俣の湯で予算としては900万円ほど計画をしております。

婦人の家につきましては、突発的な修繕ということで考えられるということで、佐俣の湯につきましては100万円ということで合わせて1,000万の修繕料を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 施設も老朽化してですね、段々年々取り替えるところが出てきているのかなという思いがしております。よろしく願いをいたします。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかに81・82ありませんか。83・84ページ。10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案について、質問をいたします。

84ページなんですが、先ほど委員長からの報告があったとき、私が聞き漏らしましたので、ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

下のほうのですね、負担金、補助金及び交付金の中で、美里の山除間伐推進事業ということで、これは場所的にはどこをされてどれぐらいの面積なのか、教えてい

ただければと。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

美里の山間伐推進事業につきましては、令和元年度に意向調査を行いました名越谷・三加地区の30ヘクタール分を計画しております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） わかりました。伺いました。

○議長（吉田美好君） ほかに83・84ありませんか。85・86ページ、87・88ページ。3番、今田君。

○3番（今田政行君） ただいま上程中の議案第22号についてお尋ねいたします。

88ページの一番下ですけれども、ガーデンプレイス家族旅行村施設修繕工事1,000万組んでありますけれども、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

ガーデンプレイスのですね、修繕工事として1,000万組んでおりますが、その中のバーベキューハウスがございます。そちらのほうの基礎部分がですね、むき出しになっているということで、全体の補強化とともにそちらのほうをやりたいと思います。それと、その横にございますが、スタンダードロッジが8棟ございます。戸建てのデラックス版じゃない部分ですね、そちらの部分の8棟についても一部老朽化が目立ちますので、修繕工事を行いまして、1,000万の予算を組んでおります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 終わります。

○議長（吉田美好君） ほかに87・88、ありませんか。89・90ページ、91・92ページ、93・94ページ。1番、高田君。

○1番（高田美千子君） すみません、ページ数がちょっと戻りますが、90ページ。

○議長（吉田美好君） 90ページはもう済みでしたけど。

○1番（高田美千子君） はい、すみません、ちょっと手を上げるのが遅れましたので、申し訳ありません。

土木費、土木管理費のところ、一つ目の枠の中で、老朽危険空き家等除却推進補助金で600万円計上してありますが、この600万円の除却される家屋って大体何戸分ぐらい予定されているのかってということと、あちこちに危険家屋と見なさ

れる家屋はあると思いますが、おおまかにどのぐらいの、その今後除去しなければ  
ならない家屋がもしございましたら教えていただきたいと思います。ごめんなさい、  
91ページです。

○議長（吉田美好君） 立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

老朽危険空き家等除却推進事業につきましては、令和3年度の時点で申請が上が  
ってる箇所が6件あります。その中で、金額等は、除却の費用等はですね、まだ見  
積もり等上がってきておりませんが、3分の2の補助で最大100万円という  
ことで一応100万円の6件分を計上しております。

なお、そのほかの危険空き家等につきましてはですね、建設課だけではなく企画  
情報課等もですね、調査しておりますが、その数については建設課のほうでは  
把握しておりません。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） あちこちにちょっと心配するような、傷んだ空き家もござい  
ますので、対処をよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（吉田美好君） 93・94ページ、95・96ページ、97・98ページ、8  
番、吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 98ページですね、12番委託料です。総合防災マップ作成  
業務委託料について質問させていただきます。

今後新しくマップを作られるようでございますけれども、この内容について、今  
までのよりもっと詳しくできているのか、そういったことは計画されていると思  
いますので、詳しく説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

こちらの内容につきましては、昨年度防災関連の基準等の見直しも含めまして、  
また、浸水地、あるいは急傾斜地の危険区域の変更等が県のほうでもされてお  
ります分を加えまして、そういった諸々の年度の変更を入れたところで、各世帯に配  
れるように内容を変更していくつもりでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 前回まではですね、防災関係のこの資料は46ページに  
至ってございましたけれども、今回はですね、まだ詳しくされるのであるならば  
ですね、

それ以上のページ数ができて、内容自体もですね、きちんと今まで以上のもの、グレードアップしたものであると思いますので、そういったところについても、よかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

内容については、今後また検討を加えていきますが、町民の方々が見られて、より見やすいようにわかりやすいように内容のほうは検討させていただきたいと思っておりますし、WEB版でも閲覧ができますように、そういったところでの活用ができますようなど内容のほうは十分検討させていただきたいと今検討をしているところでございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 総務課長からですね、詳しくということで、するということでございましたので、今後ですね、やはりもう今の現状を見ていきますならばですね、ものすごく乾燥をしておる今時代でございますのでですね、今後はものすごい雨がまたそういった関係でですね、防災をきちんとしとかなければならない状況が必ず来るんじゃないかと思うしております。今まで以上のもので、防災に対する意識をみんなが持って、すばらしいこの美里町をつくっていくならばと思っております。やはり、一人一人のですね、命を守るためにみんなで努力していかなければならないんじゃないかと思うしております。ありがとうございました。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかに97・98ページ、ありませんか。99・100ページ、101・102ページ。5番、上田君。

○5番（上田 孝君） ただいま上程中の議案第22号について質問いたします。

101ページの7報償費、先ほど委員長からの報告もありましたが、美里町公営塾講師謝金について、委員長から受講生の評判がよかったという報告はございましたが、逆に公営塾の講師の学生たちの評判というか、感想というようなことは教育委員会のほうに上がっているか、それとまた今年度も続けて公営塾をされるということで、今年度も同じ大学から講師が確保できるというところは見込まれているのか、の確認をいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 公営塾につきまして、今お尋ねがありました。参加した生徒の感想はもう入っておりますけども、講師のほうにもですね、今私が手持ちしておりますけども、アンケートを取りまして、それがもうちょうど届いているところです。私も目を通したばかりですけども、講師のほうも非常にやりがいを感じて、

約半年ちょっと過ぎたと、ここに来ていただいた講師の方々はですね、熊大の教育学部、そして大学院の人たちですので、元々教師志望、教職志望ということで大学に入られておりますので、非常にモチベーションと申しますか、目的意識も非常に高く参加していただいております。ですから、学校の授業とは少し違って、子どもに近い立場でですね、一緒に悩みの相談も聞きながら指導していただきましたので、本人たちにとっても非常にいい期間だったというような感想をいただいております。ただ、いいことばかりではなくてですね、少し課題とここ辺はこうしたらいいんじゃないかという授業に対する、これからの方向性を示すようなものもありますし、教育委員会に対する要望もありますので、それらを参考にしながら令和4年度は進めていきたいというふうに思っています。

また、同じ大学からというご質問でしたけども、引き続き参加していただいている方が一人大学院に進まれますので、その方を中心に今度は人選をしていただくということで既にお願いをしております。また、熊大の教授にもですね、お礼方々連絡をしまして、また、より子どものそばで指導ができるような方をお願いしますということで伝えてありますので、具体的には5月・6月ぐらいに人選に入ろうかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 私も非常に有意義な授業だと思いますし、今後もより一層充実した公営塾が開催されることを期待して、質問を終わります。

○議長（吉田美好君） ほかに101・102ページありませんか。103・104ページ、105・106ページ、107・108ページ、109・110ページ、111・112ページ、113・114ページ、115・116ページ、117・118ページ、119・120ページ、121・122ページ、123・124ページ、125・126ページ、127・128ページ、129・130ページ、今までのところで130ページまでにほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 2 2 号、令和 4 年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第 2 2 号、令和 4 年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を 1 1 時 1 5 分とします。

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 0 1 分

再開 午前 1 1 時 1 5 分

-----○-----

○議長(吉田美好君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

### 日程第 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長(吉田美好君) 日程第 3、議案第 2 3 号、令和 4 年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

お諮りします。議案第 2 3 号から議案第 2 8 号までの令和 4 年度美里町特別会計予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 3 号から議案第 2 8 号までの令和 4 年度美里町特別会計予算の質疑は一括質疑で行います。

これから質疑を行います。

議案第 2 3 号、令和 4 年度美里町国民健康保険特別会計予算について、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第 2 3 号から議案第 2 8 号までの採決は起立により行います。

議案第23号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがって、議案第23号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第24号 令和4年度美里町土地取得特別会計予算

○議長(吉田美好君) 日程第4、議案第24号、令和4年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号、令和4年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがって、議案第24号、令和4年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第25号 令和4年度美里町介護保険特別会計予算

○議長(吉田美好君) 日程第5、議案第25号、令和4年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号、令和4年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第25号、令和4年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第26号 令和4年度美里町生活排水特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第26号、令和4年度美里町生活排水特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号、令和4年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第26号、令和4年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第27号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第27号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第27号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第27号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第28号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第28号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
規約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第29号について、ご説明申し上げます。

議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部と変更する規約でございます。

内容につきましては、別添、議案第29号資料にてご説明申し上げます。議案第29号資料、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。左が変更後、右が変更前となっております。

変更前のところで、一番上の行の一番右側に「宇城市」がございます。これを削除するものでございます。37自治体が36自治体となります。

議案集にお戻り願います。附則でございます。

第1項で、施行期日を規定してございます。「この規約は令和4年7月1日から施行する。」といたしております。

第2項で、経過措置を規定しているものでございます。

以上で、議案第29号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、坂田君。

○4番（坂田竜義君） ただいま提案されました事項について質問いたします。この宇城市はなぜ、原因はなんですか。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

脱退の詳しい理由は、私も存じ上げませんが、これは共同処理する事務、交通災害共済の部分の脱退でございまして、その部分を宇城市単独で行うということでの脱退になるかと思われまます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） わかりました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） この交通災害見舞金につきましては、過去にも総合事務組合から脱退した団体があります。そのときの理由がですね、今はその交通事故に関する保険金、各自で保険をかけてらっしゃいますので、この見舞金制度が発足した当時よりも、そういうのが各々保険をかけてらっしゃいますので、充実をしてきているということで、この見舞金の役割が少し、こう意味がもうないんじゃないかということと脱退をされた自治体はありますので、今回の宇城市の件については、私も聞いておりませんが、恐らくそういう事情もあるのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 1 1 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 1、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 1 及び日程第 1 2 を一括して議題とすることに決定をいたしました。

日程第 1 1 及び日程第 1 2 を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了いたしました。

したがって、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会におきましても、提案させていただきました全ての議案に対しましてご賛同いただき誠にありがとうございます。

なお、皆さんの任期中で本定例会が最後の定例会となったわけでございます。4年間を振り返ってみますと、熊本地震、それから豪雨災害の復旧復興がやっとう終わりになってきたなど、次、いろんなことをやっていかなきゃいけないなというときに、今度はコロナという得体のしれない感染症が世界を席卷をしたという状況の中で、なんとか本日を迎えることができたのは、今の議員さん方のご理解とご協力のおかげと、執行部を代表しまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。今定例会をもちまして、もうご引退をされると、ご勇退をされるという方もいらっしゃるということでございます。今後です、ぜひ大所高所から町に対しましてご指導ご鞭撻を賜りたいというふうに思います。併せて、引き続きまたこの議場で一緒に仕事をしようという思いをお持ちの方もいらっしゃいます。どうか、いろいろ課題があると思いますが、審判を乗り越えていただいて、そしてまた一緒に仕事ができればと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

いずれにしても、これからまだまだコロナの収束は見込めませんが、これからですね、明るくなっていくだろうという思いの中で、令和4年度をスタートしなければいけません。今、世界を見ますといろんなこと、非常に残念なこともあっておりますけども、ただ少なくともこの美里町が美里町であり続けるために、私たちは踏ん張っていかねばいけませんので、どうかこれからも議会・執行部、車の両輪として頑張っていけるように、私たちも頑張りますので、どうぞまた引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和4年第1回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録  
令和4年第1回定例会

令和4年3月発行

発行人 美里町議会議長 吉田美好

編集人 美里町議会事務局長 倉田辰実

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電話 (0964) 46-2111